

だい じ くしろししょう しゃふくしけいかく
第4次 釧路市障がい者福祉計画
(は〜とふるプラン)

2018^{ねんど}年度～2027^{ねんど}年度



2018^{ねん}年3^{がつ}月

くしろし
釧路市

はじめに



釧路市では、平成25年3月に「第3次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」を策定し、障がいのある人が安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障がい者施策の推進に努めてきました。

国においては、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行し、平成26年に「障害者の権利に関する条約」の締結が行われております。

平成28年には、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「発達障害者支援法」がそれぞれ改正されており、社会情勢における様々な課題等に対応するため、障がい者施策の一層の充実が図られています。

今般、「第3次は～とふるプラン」策定から5年が経過し、こうした社会情勢等の変化や、本計画の上位計画である「釧路市まちづくり基本構想」や「釧路市地域福祉計画」を踏まえ、今後の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、10年間を計画期間とする「第4次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」を策定いたしました。

これまでの計画に引き続き、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり」を基本理念として、市民誰もが、住み慣れた地域で互いに支え助け合いながら、自分らしい生活を、安全に安心して継続できる「共生社会」の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、長期間にわたり、ご議論を重ねていただきました釧路市障害者施策推進協議会、釧路市障がい者自立支援協議会、障がい者団体をはじめ関係団体・関係機関の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。

2018（平成30）年3月

釧路市長 蛭名 大也

もく
目 次だい しょう きほんてきかなが かた
第1章 基本的考え方

1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の法的根拠	6
3. 計画の基本理念	7
4. 計画の基本目標	8
5. 計画期間	9
6. 計画の推進体制	9
7. 計画の検証	10
8. 障がいのある人の範囲	11

だい しょう しょう ひと じょうきょうとう
第2章 障がいのある人の状況等

1. 身体障がいのある人の状況	14
2. 知的障がいのある人の状況	16
3. 精神障がいのある人の状況	18
4. 医療受給者証所持者の状況	20
5. 施設入所の状況	22
6. 障がい児保育などの状況	22
7. 特別支援教育の状況	23
8. 障がいのある人の就労状況	24
9. 障がい者施策の推移	26

だい しょう きほんほうしん しさく
第3章 基本方針と施策

1. 本計画策定の経過	34
2. 施策の体系と方向	36
I 広報・啓発・福祉活動	37
1. 情報受信・発信体制の整備充実	37
2. 広報・啓発活動の充実	40
3. 市民の福祉活動への支援充実	43
II 生活環境	46
1. 誰にもやさしいまちづくりの推進	46
2. 住まいの環境整備	49
3. 障がいのある人に配慮した防災対策の充実	51
4. 安全対策の推進	54

III	せいかつしえん 生活支援	57
1.	ちいきせいかつ ささき じゆうじつ 地域生活を支えるサービスの充実.....	57
2.	く ぼ ていきょう じゆうじつ 暮らしの場を提供するサービスの充実.....	63
3.	しつ かくほ きぼん せいび サービスの質の確保と基盤の整備.....	65
IV	ほけん いりょう 保健・医療	67
1.	しょう ひと ほけん いりょう じゆうじつ 障がいのある人の保健・医療の充実.....	67
V	きょういく りょういく 教育・療育	71
1.	そうきはっけん りょういくたいせい きょうか 早期発見・療育体制の強化.....	71
2.	しょう じきょういく じゆうじつ 障がい児教育の充実.....	75
VI	こよう しゅうろう 雇用・就労	79
1.	こよう しゅうぎょうきかい かくほ かくだい 雇用・就業機会の確保・拡大.....	79
2.	ふくしてきしゅうろう しえん 福祉的就労の支援.....	82
VII	よ か い 余暇・生きがい	84
1.	ぶんかげいじゆつ どうよ か かつどう しんこう 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興.....	84
2.	しょう ひと しゃいかつどう そくしん 障がいのある人の社会活動の促進.....	87
3.	かつどうさんか しえん 活動参加のための支援.....	89
VIII	そうだんしえん 相談支援	91
1.	そうだんしえんじぎょう じゆうじつ きょうか 相談支援事業の充実と強化.....	91
IX	けんりょうご 権利擁護	95
1.	しょう ひと けんりょうご 障がいのある人の権利擁護.....	95
2.	きょうせいしゃかい じつげん しえん 共生社会の実現のための支援.....	99
	しりょうへん 資料編	
1.	しゅうじぎょう 主要事業.....	102
2.	しょう ふくし かん ちょうさがいよう 障がい福祉に関するニーズ調査概要.....	123
(1)	しょうがいふくし どう ちょうさ がいよう 障害福祉サービス等ニーズ調査の概要.....	123
(2)	こそだ ちょうさ がいよう 子育てアンケート調査の概要.....	124
(3)	しょうがいふくし みりょうしゃとうじつたいちょうさ がいよう 障害福祉サービス未利用者等実態調査の概要.....	127
3.	しょう おや こそだ ほうかつてきしえんたいせい こうちく 障がいをもつ親の子育て・包括的支援体制の構築.....	129
4.	くしろししょう しゃふくしけいかくさてい と く けいか 釧路市障がい者福祉計画策定の取り組み経過.....	131
5.	くしろししょうがいしゃさくすいしんきょうざい 釧路市障害者施策推進協議会.....	132
6.	くしろししょう しゃじりつしえんきょうざいかい 釧路市障がい者自立支援協議会.....	133
7.	ようごかいせつ 用語解説.....	134

だい しょう
第 1 章

きほんてきかんが かた
基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

「釧路市障がい者福祉計画」(は～とふるプラン)は、障がい者制度改革の動向を注視し、改正障害者基本法*の理念に沿って、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進するために策定するものです。

前計画には、計画期間(2013(平成25)年度～2022年度)の間年度に、進捗状況を点検・評価し、計画を見直すことを定めています。

そのことから、計画に定める9つの施策体系ごとの基本方針や基本的な施策について、これまでの5年間の取り組み状況を評価し、障がいのある人のニーズ*の把握や、社会情勢等の変化、他の関連計画等を踏まえたうえで、今後の障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第4次釧路市障がい者福祉計画」(以下「は～とふるプラン」という。)を策定します。

2. 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、釧路市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい こう
■ 障害者基本法第11条第3項
しちょうそん しょうがいしゃきほんけいかくおよ とうどうふけんしょうがいしゃけいかく きほん 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすると
とうがいしちょうそん しょうがいしゃ じょうきょうとう ふ とうがい ともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該
しちょうそん しょうがいしゃ しさく かん きほんてき けいかく さくてい 市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定し
なければならない。

※「*」印のついている語句は、巻末に用語解説(五十音順)を記載しています。

3. 計画の基本理念

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も、
ひとり ひとり たが じんかく こせい そんちょう
一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、
ささ わ あ あんしん く きょうせいしゃかい
支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり

しょう ひと ひと だれ す な ちいき ほんにん い し
障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、本人の意思
けつてい そんちょう じぶん せいかつ あんしん けいぞく きょうせいしゃかい
決定が尊重され、自分らしい生活を安心して継続できる「共生社会」の
じつげん ひ つづ しょう しゅしきく そうごうてき けいかくてき すいしん
実現のため、引き続き障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していく
ひつよう
必要があります。

けいかく きほんりねん とく
計画の基本理念については、特に「ノーマライゼーション」、
しゃかいてきほうせつ りねん もと とも
「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」の理念に基づき、共
い しゃかい じつげん すいしん
に生きる社会の実現を推進していきます。

ノーマライゼーション

しょう ひと ひと ひと しゃかい
障がいのある人もない人も、すべての人が社会の
いちいん ひと にげん ぶつう せいかつ おく
一員であり、等しく、人間として普通の生活を送
とも く とも い しゃかい ぶつう
れるよう、共に暮らし、共に生きる社会こそ普通
ふくし りねん
であるという福祉の理念

社会的包摂 (ソーシャル・イン クルージョン)

ひとひと こどく こりつ はいじょ まさつ えんご
すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護
けんこう ぶんかてき せいかつ じつげん
し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、
しゃかい いちいん つつ ささ あ りねん
社会の一員として包み支え合うという理念

4. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

(1) 障がいのある人が、安全安心に暮らせるまちの実現

障がいがあっても、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安全安心に暮らせるよう、生活支援サービスの充実をはじめ、防災対策、生活環境の整備などの公助や「障がいのある人への理解」を図り、誰もが住みやすく孤立しないまちの実現を目指します。

(2) 障がいのある人が、共に学び・働き、自分らしく暮らせるまちの実現

障がいのあるなしにかかわらず、社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動できる社会づくりを進めるとともに、個々の障がいの状況に応じたサービスと情報を、自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望をもって働ける場の充実に努めることで自助を支え、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

(3) 市民みんなが、生きがいをもって共に暮らす充実したまちの実現

保健、医療、福祉、教育、雇用など関連施策との連携により、ライフステージ*に即した総合的な支援の推進に努め、障がいのある人一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、障がいのある人もない人も地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加による共助を進め、市民みんなが生きがいをもって市民協働を推進し、共に暮らす充実したまちの実現を目指します。

5. 計画期間

本計画の上位計画である「釧路市まちづくり基本構想」や「釧路市地域福祉計画」の計画期間が、2018（平成30）年度から2027年度までであることから、これらの計画との整合性を図るため、本計画の計画期間を2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。ただし、国や道などの動向、制度改正、社会情勢や市民ニーズの変化など、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
総合計画 平成20年度～29年度					まちづくり基本構想 2018（平成30）年度～2027年度										
第2期地域福祉計画 平成25年度～29年度					第3期地域福祉計画 2018（平成30）年度～2027年度										
第3次 障がい者福祉計画 は～とふるプラン 2013(平成25)年度～2022年度					第4次障がい者福祉計画（は～とふるプラン） 2018（平成30）年度～2027年度										
障がい福祉計画															
第3期 平成24～26年度		第4期 平成27～29年度			第5期 2018(H30)～2020年度										
障がい児福祉計画					第1期 2018(H30)～2020年度										

6. 計画の推進体制

「は～とふるプラン」の総合的かつ効果的な推進を図るため、市役所内の各関係部署と連携を強化し、障がいのある人や家族、関係機関等、さらには市民との連携・協力を深め、地域全体で計画の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、計画期間を2018（平成30）年度から2020年度までとする「第5期釧路市障がい福祉計画」および「第1期釧路市障がい児福祉計画」を実施計画とし、計画の推進を図ります。

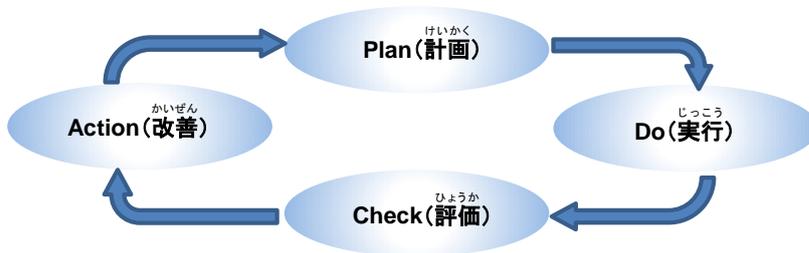
また、上位計画となる「釧路市まちづくり基本構想」及び「釧路市地域福祉計画」並びに各分野の個別計画との連携により、効果的な計画の推進に努めます。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」のもと、子ども・高齢者・障がい者、生活困窮者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しており、本市では、これを踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代をこえて「丸ごと」つながる包括的な支援体制を目指した地域づくりの理念に基づき、高齢者や子育て分野の関係機関等とも連携し、計画の推進を図ります。

7. 計画の検証

本計画を推進するため、毎年度、「釧路市障害者施策推進協議会」及び「釧路市障がい者自立支援協議会*」（以下「自立支援協議会」という。）において、計画の実施状況について報告し、検証を行うこととします。

状況の変化など、見直しの検討が必要な施策・事業がないかなどについて、評価を行い、必要に応じて計画を見直すなどし、次の施策に生かしていく「PDCAサイクル」を確立していきます。

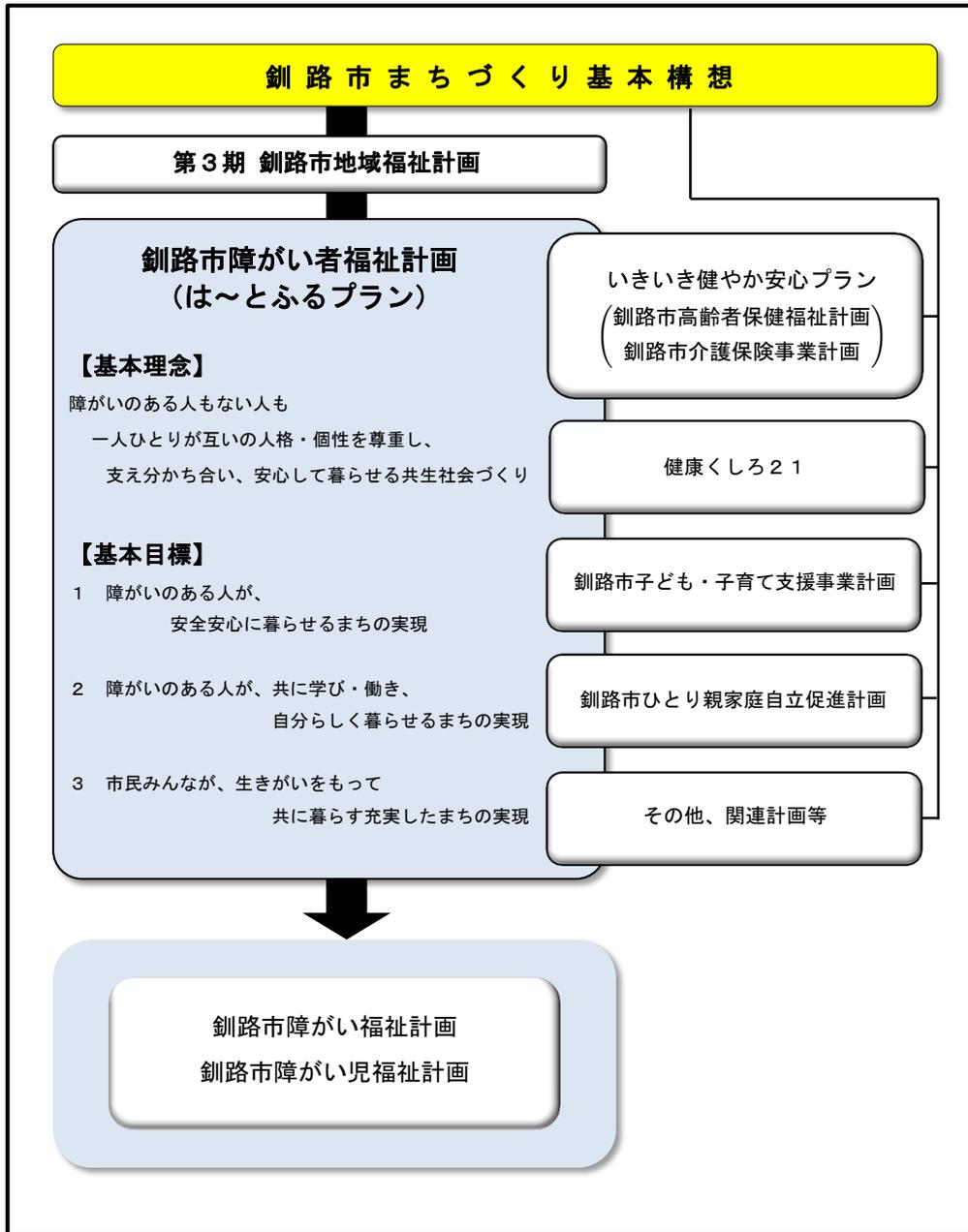


8. 障がいのある人の範囲

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

障がいのある人には、難病*、発達障がい*、高次脳機能障がい*なども含まれます。

がいねんず くしろししょう しゃふくしけいかく いち
概念図：釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）の位置づけ



だい しょう
第2章

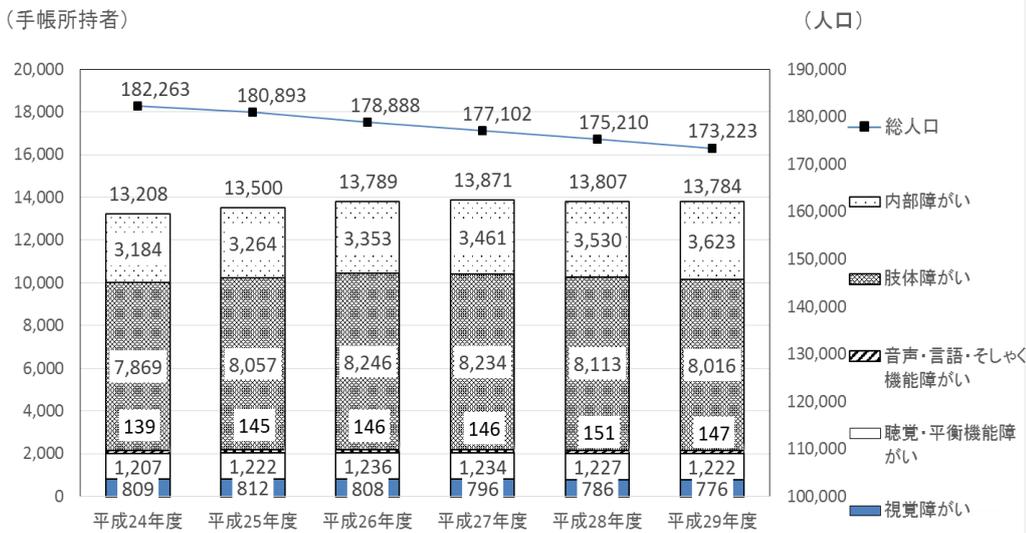
しょう
障がいのある

ひと じょうきょうとう
人の状況等

1. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で13,784人となっており、平成24年度から平成29年度までの5年間で576人（4.4%）増加しています。

■ 障がい種類別の推移（身体障害者手帳所持者）（各年4月1日現在）
（単位：人）



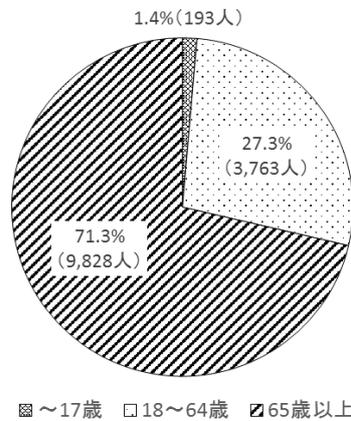
区分	年度		
	24	29	増減
内部障がい*	3,184	3,623	439
肢体障がい	7,869	8,016	147
音声・言語・そしゃく機能障がい	139	147	8
聴覚・平衡機能障がい	1,207	1,222	15
視覚障がい	809	776	▲ 33
合計	13,208	13,784	576

第2章 障がいのある人の状況等

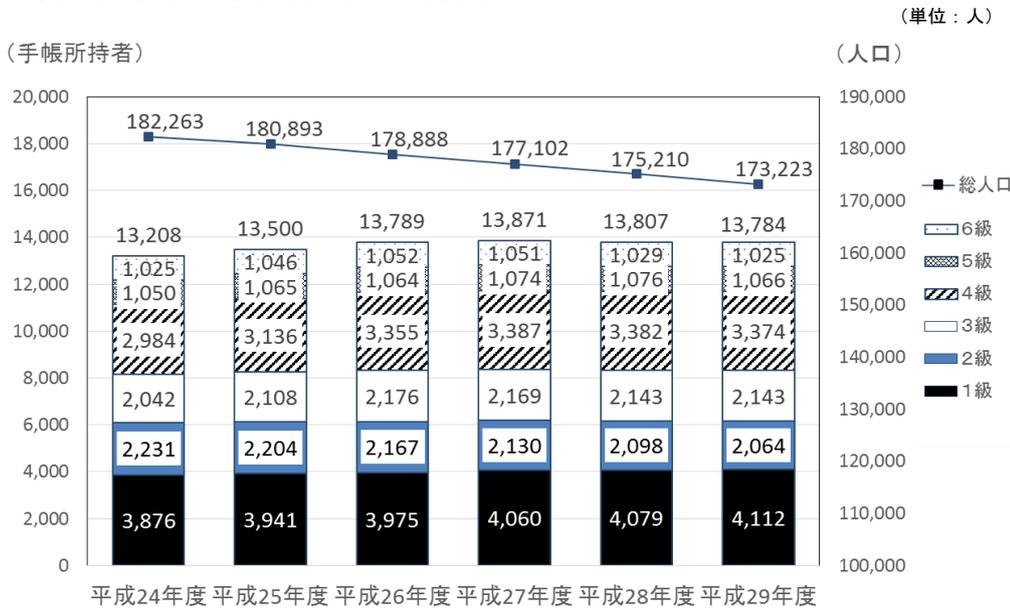
年齢別にみると、身体障害者手帳所持者のうち、65歳以上の割合が71.3%を占め、高齢化が顕著になっています。

障がいの程度別では、重度障がいのうち1級の手帳所持者が、平成24年度の3,876人から、毎年増加し、平成29年度には4,112人と、5年間で236人(6.1%)の増加となっています。

■ 年齢階層別割合（身体障害者手帳所持者）（平成29年4月1日現在）



■ 等級別の推移（身体障害者手帳所持者）（各年4月1日現在）



※グラフでは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

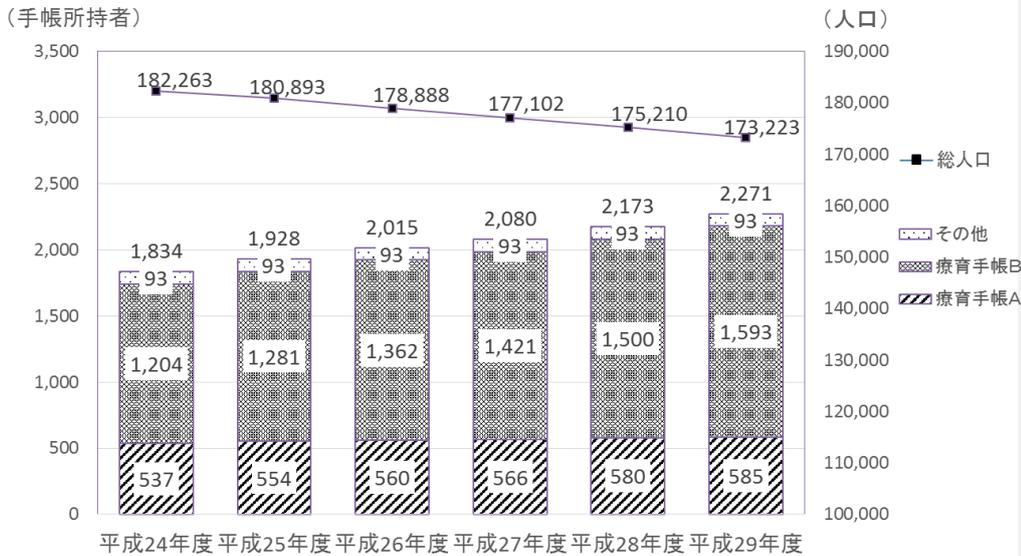
2. 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で2,271人となっており、平成24年度から平成29年度までの5年間で437人（23.8%）増加しています。

障がいの程度別では、療育手帳の「A」が48人（8.9%）増加し585人に、療育手帳の「B」が389人（32.3%）増加し1,593人となっています。

■障がい程度別の推移（療育手帳所持者）（各年4月1日現在）

（単位：人）



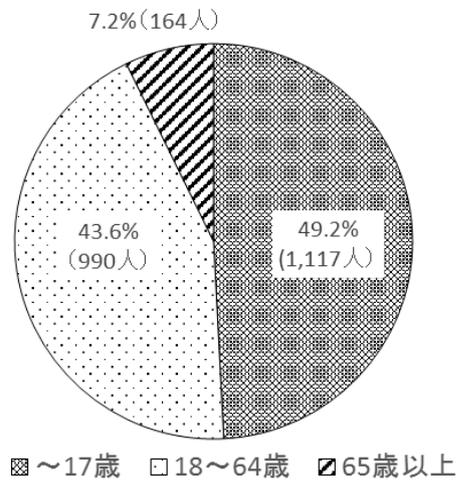
■療育手帳所持者数の年齢別推移 (各年4月1日現在)

(単位:人)

年度 年齢	24	25	26	27	28	29
18歳未満	784	862	936	984	1,064	1,117
18歳以上	1,050	1,066	1,079	1,096	1,109	1,154
計	1,834	1,928	2,015	2,080	2,173	2,271

年齢別にみると、18歳未満の割合が49.2%と高く、65歳以上は7.2%となっています。年齢階層別の割合では、65歳以上の割合が少ない状況です。

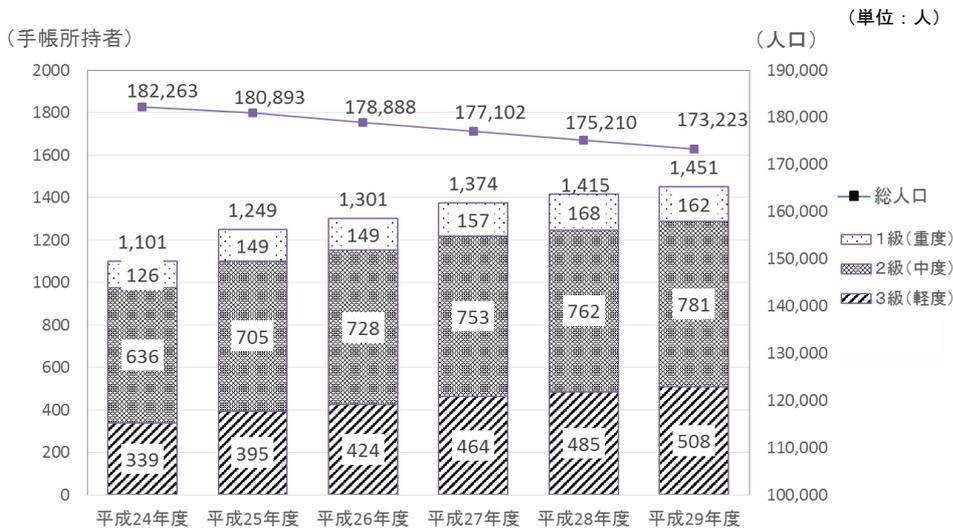
■年齢階層別割合 (療育手帳所持者) (平成29年4月1日現在)



3. 精神障がいのある人の状況

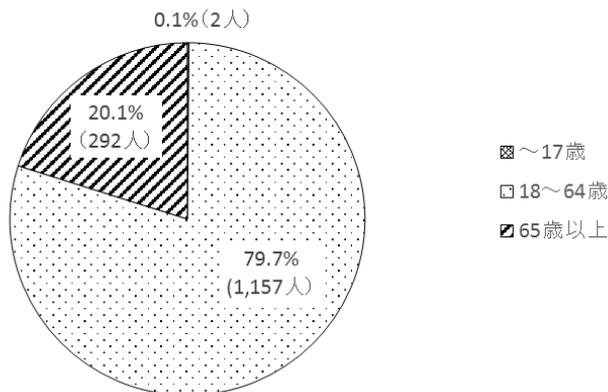
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成29年4月1日現在で1,451人となっており、平成24年度から平成29年度までの5年間で350人（31.8%）増加しています。病類別では、特に「統合失調症」や「気分（感情）障害」が多いことがわかります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



年齢別にみると、18歳未満の割合は0.1%と少なく、65歳以上の割合も、20.1%と少ない状況です。

■年齢別構成割合（精神障害者保健福祉手帳所持者）（平成29年4月1日現在）



■ 精神障がいのある人の病類別の推移 (各年12月31日現在)

(単位：人)

病名	年	24	25	26	27	28
脳器質性精神障がい		507	497	520	561	591
精神作用物質による 精神及び行動の障がい		214	187	181	180	177
統合失調症		1,376	1,344	1,335	1,346	1,331
気分（感情）障がい		1,138	1,209	1,219	1,238	1,268
神経症性障がい		266	263	257	280	292
生理的障がい及び身体的要因の行 動性症候群		18	19	19	22	22
成人の人格及び行動の障がい		41	37	40	38	35
知的障がい		67	58	56	64	65
心理的発達の障がい		99	125	145	157	178
小児期及び青年期の行動及び情緒 障がい、特定不能の精神障がい		58	72	108	134	159
てんかん		411	429	411	403	404
不明		23	29	35	34	42
合計		4,218	4,269	4,326	4,457	4,564

(資料提供：釧路保健所)

4. 医療受給者証所持者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成29年3月31日現在2,876人となっており、平成24年から平成29年までの5年間で181人（6.7%）増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

病名	年	24	25	26	27	28	29
精神通院医療受給者数		2,695	2,583	2,593	2,712	2,744	2,876
総人口		182,263	180,893	178,888	177,102	175,210	173,223

（資料提供：釧路保健所）

更生医療受給者数は、平成29年3月31日現在で650人となっており、平成24年から平成29年までの5年間で75人（13.0%）増加しています。

育成医療受給者数は、平成29年3月31日現在で41人となっており、平成24年から平成29年までの5年間で5人（13.9%）増加しています。

■自立支援医療（更生医療・育成医療）の受給者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

区分	年	24	25	26	27	28	29
更生医療		575	592	633	652	624	650
育成医療		36	23	30	44	42	41

■ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移

（各年3月31日現在）

（単位：人）

区分	年	24	25	26	27	28	29
特定医療費（指定難病）・特定疾患		1,419	1,468	1,702	1,576	1,617	1,761
小児慢性特定疾病		165	134	205	204	202	193

（資料提供：釧路保健所）

とくていいりょうび していなんびょう とくていしつかんいりょう しょうにまんせいとくていしつべいいりょうじゅきゅうしゃしょう
 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証
 しょうじしゃ へいせい ねん がつ にちげんざい とくていいりょうび していなんびょう とくていしつかん
 の所持者は、平成29年3月31日現在、特定医療費（指定難病）・特定疾患が
 にん しょうにまんせいとくていしつべい にん
 1,761人、小児慢性特定疾病が193人となっています。

■ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の年齢別構成

（平成29年3月31日現在）

（単位：歳、人）

区分 項目	特定医療費（指定難病）・特定疾患医療									小児慢性特定疾病医療		
	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計	0～9	10～17	18～19
人数	1	20	86	121	206	263	397	667	1,761	77	101	15

（資料提供：釧路保健所）

5. 施設入所の状況

障がい者支援施設*（施設入所支援）の利用状況は、平成29年2月28日現在、身体障がい者は85人、知的障がい者は251人、全体で336人となっており、平成24年と比べ9人減少しています。

グループホーム*（共同生活援助）の利用状況は、平成29年2月28日現在、身体障がい者は36人、知的障がい者は239人、精神障がい者は132人、全体で407人となっており、平成24年と比べ138人増加しています。

（単位：人）

障がい種別	平成24年	平成29年
施設入所支援	345	336
身体障がい	85	85
知的障がい	260	251
精神障がい	—	—
グループホーム	269	407
身体障がい	13	36
知的障がい	173	239
精神障がい	83	132

6. 障がい児保育などの状況

平成28年5月1日現在、市内保育所の障がい児入所児童数が42人、市内幼稚園の障がい児在籍児童数が31人となっています。

■障がい児保育児童数の推移（各年5月1日現在）

（単位：人）

年	24	25	26	27	28
入所児童数	32	26	32	35	42

■幼稚園における障がい児の在籍児童数の推移（各年5月1日現在）

（単位：人）

年	24	25	26	27	28
在籍児童数	30	37	30	41	31

7. 特別支援教育の状況

市内小・中学校における特別支援学級*の学級数、児童・生徒数はともに増加傾向で推移しており、平成29年5月1日現在、小学校では学級数88学級・児童数381人、中学校では学級数39学級・生徒数156人となっています。

■市内の特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移 (各年5月1日現在)

(単位：学級、人)

区分		年					
		24	25	26	27	28	29
小学校	学級数	72	74	74	79	84	88
	児童数	259	285	294	325	353	381
中学校	学級数	33	33	37	37	37	39
	生徒数	127	140	149	125	148	156

■釧路養護学校、釧路鶴野支援学校の学級数と児童・生徒数の推移 (各年5月1日現在)

(単位：学級、人)

区分		年						
		24	25	26	27	28	29	
釧路養護学校	小学部	学級数	17	18	19	22	19	19
		児童数	65	70	71	79	79	78
	中学部	学級数	9	8	10	8	9	11
		生徒数	36	33	45	33	35	39
	高等部	学級数	12	14	13	13	12	13
		生徒数	52	62	57	53	51	56
釧路鶴野支援学校	幼稚部	学級数			3	3	2	1
		児童数			4	5	2	1
	小学部	学級数			2	2	3	3
		児童数			5	5	8	9
	中学部	学級数			0	1	2	2
		生徒数			0	1	2	3
	高等部	学級数			2	5	8	9
		生徒数			19	42	61	56

8. 障がいのある人の就労状況

(1) 釧路管内の就労状況実績

釧路管内における障がいのある人の就労者数は、平成28年3月31日現在で1,129人となっており、平成24年から平成28年までの4年間で342人(43.5%)増加しています。

■ 釧路管内における障がいのある人の就労者数

(単位：人)

区分	基準日	
	平成24年6月1日	平成28年3月31日
視覚障がい	22	23
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障がい	67	68
上肢切断機能障がい	90	90
下肢切断機能障がい	163	165
体幹機能障がい	16	19
脳病変による運動機能障がい	8	6
内部機能障がい	70	73
知的障がい	209	327
精神障がい	123	297
その他	19	61
合計	787	1,129

(資料提供：釧路公共職業安定所)

(2) 民間企業における雇用状況

障害者法定雇用率*（以下「法定雇用率」という。）2.0%（平成24年度までは1.8%）が適用される民間企業の平成28年の雇用状況をみると、障がいのある人を一人以上雇用すべき管内の企業（常用労働者数が50人以上の規模の企業）131社において、雇用されている障がいのある人の数は429.5人※で、実雇用率は2.55%となっています。

■ 釧路管内の障がい者雇用状況（各年6月1日現在）

項目 \ 年	24	25	26	27	28
対象企業数 (社)	102	108	113	111	131
雇用率対象労働者数 (人)	13,341.5	13,549.5	14,392.5	14,596.0	16,848.5
雇用障がい者数※ (人)	288.5	304.5	365.0	366.0	429.5
実雇用率 (%)	2.16	2.25	2.54	2.51	2.55
達成企業数 (社)	58	50	60	62	68

（資料提供：釧路公共職業安定所）

※重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなします。

※重度以外の短時間労働者については1人の雇用をもって0.5人とみなします。

※民間企業の法定雇用率は、2018（平成30）年4月から2.2%に変わります。また、2021年4月までには2.3%に変わることであります。

9. 障がい者施策の推移

●平成9年度から始まった「第1次釧路市障がい者福祉計画」に基づき、釧路市では各種障がい者施策を積極的に推進しており、知的障がい者小規模作業所やグループホームの開設、身体障害者療護施設の増床やデイサービス*、ショートステイ*事業などにより障がい者福祉の向上を図ってきました。

●平成14年度には、精神障害者保健福祉手帳、通院医療費公費負担制度の申請受理が北海道から市町村へ権限移譲され、精神障害者ホームヘルプサービス事業をはじめました。

●平成15年度から始まった「支援費制度」に対応するため、相談員を配置し各種福祉サービスの相談を積極的に行い、障がい者施策の一層の推進のため同制度を円滑に推進できるよう事業の充実と体制の強化を図ってきました。

●平成18年度以降、障害者自立支援法*の施行に対応して、障害福祉サービス、地域生活支援事業を推進しています。

●平成19年度には、新市における「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」を策定し、新市としての障がい者福祉施策の推進に努めてきました。

●平成21年度には、「多機能型通所施設 はばたき」、「福祉の店ぴゅあめいど まーけっと*（MOO）」が開設されました。

●平成23年度には、権利擁護セミナーの開催、「釧路市バリアフリーガイド（マップ）」の作成、市民後見人*養成講座が開催されました。

●平成24年度には、釧路市障がい者基幹相談支援センター*（以下「基幹相談支援センター」という。）の開設、釧路市障がい者虐待防止センター（以下「障がい者虐待防止センター」という。）の開設、市障がい福祉担当へ相談員2名配置、釧路市障がい者自立支援協議会の設置、「NPO法人くしろ市民後見センター」の設立、「NPO法人後見ネットワーク阿寒」の設立、「第50回北海道障害者スポーツ大会」の開催、「第61回全道身体障害者福祉大会釧路

たいかい かいさい しょう ひと じりつ しゃかいさんか そうだんしえん けんりようご
大会」の開催など、障がいのある人の自立と社会参加、相談支援*、権利擁護、
ぎゃくたいぼうしどう しょうさく じぎょう じゅうじつ たいせい せいび はか
虐待防止等のための諸施策・事業の充実、体制の整備を図りました。

●平成25年度には、地域生活を総合的に支援することを目的とした障害者総合
しえんほう だんかいてきしこう せいで たにま なんびょう ひと しえん じゅうじつ
支援法*の段階的施行により、制度の谷間にいた難病の人への支援の充実や
しょうがいしえんくぶん みなお たいおう すす くしろしけんりようごせいねんこうけん
「障害支援区分」への見直しへの対応を進めたほか、釧路市権利擁護成年後見セ
んター（以下「権利擁護成年後見センター」という。）をせっち せいねんこうけんとう
設置し、成年後見等の
そうだんまどぐち しみんこうけんにん ようせい かつどう しえん たいせい せいび はか
相談窓口と市民後見人を養成し、その活動を支援する体制の整備を図りました。

●平成26年度には、障害福祉サービス等の提供体制の確保の方策等を定めた
だい きしょう ふくしけいかく さくてい
「第4期障がい福祉計画」を策定しました。

●平成27年度には、「第30回釧路湿原全国車いすマラソン大会」や5周年を
へいせい ねんど だい かいくしろしつげんぜんこくくるま たいかい しゅうねん
迎えた障がい者芸術作品展などの周年事業を実施しています。また、法人
むか しょう しゃげいじゆつさくひんてん しゅうねんじぎょう じっし ほうじん
後見*業務が開始され、市民後見人では担えなかった困難ケースの受任や、長期の
こうけん ぎょうむ かいし しみんこうけんにん にな こんなん じゆにん ちょうき
安定した後見活動が可能になりました。平成28年4月の障害者差別解消法*の
あんてい こうけんかつどう かのう へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
施行に向けて、市職員対応要領「障がいのある方への“は〜とふる”サポート
しこう む ししょくいんたいおうようりょう しょう かつ かん
ブック」を作成し、職員の啓発に努めました。

●平成28年度には、障害者差別解消法の施行に合わせて「障害者差別解消法
へいせい ねんど しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう あ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
しみん シンポジウム」を開催し、障害者差別解消法の周知啓発に努めました。ま
かいさい しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうちけいはつ つと
た、「第43回難病患者・障害者と家族の全道集会」が開催されたほか、障
だい かいなんびょうかんじゃ しょうがいしゃ かぞく ぜんどうしゅうかい かいさい しょう
がい福祉課では、手話動画の配信や、フェイスブック*を活用した障がい福祉に
ふくしか しゅうわどうが はいしん かつよう しょう ふくし
関する情報の積極的な発信をスタートさせています。

●平成29年度には、「釧路市手話言語条例」を施行し、「手話条例制定記念イ
へいせい ねんど くしろししゅうわげんごじょうれい しこう しゅうわじょうれいせいいていきねん
ベント」を開催し、手話言語条例の周知と手話の理解促進を図りました。また、
かいさい しゅうわげんごじょうれい しゅうち しゅうわ りかいそくしん はか
障がい者差別解消推進事業として「盲導犬ふれあい体験歩行」を開催し、
しょう しゃさべつかいしょうすいしんじぎょう もうどうけん たいけんほこう かいさい
もうどうけんおよ しかくしょう しゅたい りかいそくしん はか そうご じんかく こせい そんちよう
盲導犬及び視覚障がい者に対する理解促進を図り、相互に人格と個性を尊重し
あ とち す な ちいき こころゆた く らすことができるまちづくりをめざ
合いながら共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりを目指
しています。

《参考》 障害者福祉都市指定（昭和55年）以降の主な事業

年 度	事 業 内 容
昭和55年度	障害者福祉都市指定事業の実施 ノーマライゼーションエリア推進事業の実施 福祉環境整備要綱の制定 ろうあ者成人学級運営事業の実施 肢体不自由児通園施設「わかば整肢園」の開設 身体障害者療護施設「丹頂の園」の開設 知的障害者福祉作業センターの開設
昭和56年度	国際障害者年記念事業の実施 市民ふれあい広場の開催 盲人ガイドヘルパー派遣事業の創設 身体障害者デイサービス事業の実施 障害者雇用促進連絡協議会の設置 障害者雇用優良事業所及び勤労障害者等の表彰制度の創設 総合福祉センターの開設 福祉バスの購入
昭和57年度	障害者教養文化体育施設「サン・アビリティーズくしろ」の開設
昭和58年度	知的障害者通所授産施設「はしどい学園」の開設 ホームヘルパー派遣事業の拡充
昭和59年度	重度心身障害児（者）通園訓練事業「ふれあい学園」の実施（寿小学校内） 精神障害者「竹の子共同作業所」の開設
昭和60年度	勤労知的障害者社会参加促進事業「ひまわり学級」の実施 知的障害者小規模作業所「つくし作業所」の開設
昭和61年度	釧路湿原全国車いすマラソン大会の実施 ボランティアのまちづくり事業の実施 知的障害者授産施設「さわらび学園」の開設
昭和62年度	知的障害者生活寮「つくし生活寮」の開設 第36回全国ろうあ者大会の開催
昭和63年度	知的障害者小規模作業所「サンフラワー作業所」の開設
平成元年度	知的障害者更生施設「おんべつ学園」の開設（旧音別町） 福祉施設スプリングラー設置協力
平成2年度	知的障害者授産施設「第二おんべつ学園」の開設（旧音別町） 車いす使用者用屋外アーチェリー練習場の設置 精神障害者社会復帰通所授産施設「いずみの里」の開設

第2章 障がいのある人の状況等

年 度	事 業 内 容
平成3年度	ボランティア愛ランド北海道大会の開催 緊急通報システムの導入 知的障害者グループホーム「ブルミエ」の開設 福祉環境整備要綱の改定
平成4年度	身体障害者福祉センター録音機器整備 福祉バス更新 障害者教養文化体育施設「サン・アビリティーズくしろ」の改修
平成5年度	知的障害者介護支援事業「ケアヘルパー派遣」の実施 ふれあいまちづくり事業の実施 知的障害者通所授産施設「はしどい学園」移転改築 福祉環境施設整備事業の実施
平成6年度	重度障害者交通費助成事業の拡充 知的障害者小規模作業所「ひるがお作業所」の開設 身体障害者福祉センター施設改修 精神障害者回復者クラブ「竹の子会」の発足
平成7年度	市民ふれあい広場の事業拡充 精神障害者グループホーム「いずみ」の開設 精神障害者小規模作業所「くしろ共同作業所」の開設 精神障害者共同住居「くしろ共同住居」の開設
平成8年度	「第1次釧路市障害者福祉計画」の策定 「つくし・サンフラワー・ひるがお作業所」を社会自立促進センターとして統合 知的障害者小規模作業所「すてっぷ」の開設 精神障害者憩の場「のぞみの家」の開設 精神障害者回復者クラブ「あすなる会」の発足
平成9年度	知的障害者グループホーム「フェミナン」の開設 精神障害者小規模作業所「大楽毛地区共同作業所」の開設 精神障害者共同住居「大楽毛地区共同住居」の開設
平成10年度	身体障害者小規模作業所「さわやか釧路」の開設 知的障害者通所授産施設「第二おんべつ学園分場」の開設 精神障害者回復者クラブ「すずらんクラブ」「さくら会」の発足
平成11年度	社会自立促進センター屋根大規模改修 精神障害者共同住居「グループホームボピー」の開設 精神障害者共同住居「大楽毛地区第2共同住居」の開設 重度心身障害児(者)通園訓練事業「ふれあい学園」の拡大改修 (寿小学校内)

年 度	事 業 内 容
平成12年度	知的障害者小規模作業所「ぴーぶる」の開設 知的障害者グループホーム「ルシエル」の開設 知的障害者通所授産施設「はしどい学園分場」の開設
平成13年度	身体障害者療護施設「丹頂の園」の増床（30床）、デイサービスセンター新設 ショートステイ4床増床 知的障害者共同作業所「デイサロンぼれっと」の開設 精神障害者地域生活支援センター・ハート釧路の開所
平成14年度	知的障害者小規模作業所「ワークセンターぼれっと」の開設 知的障害者小規模作業所「ワークサロンぼれっと」の開設 知的障害者小規模作業所「すてっぷとっとり」の開設 知的障害者グループホーム「ポレスト」の開設 精神障害者ホームヘルプサービス事業の開始 市障がい福祉担当へ相談員2名の配置（身体障害者生活支援事業） 要約筆記奉仕員養成講習会の実施 「第2次釧路市障害者福祉計画」の策定
平成15年度	支援費制度の開始（居宅支援費・施設支援費）、居宅サービス事業所増加 障害者教養文化体育施設「サン・アビリティーズくしろ」の譲渡（国より） 知的障害者デイサービス「デイハウス・ほこあほこ」の開設
平成16年度	小規模作業所「虹の光ひつじ工房」の開設 知的障害者グループホーム「すみれホーム」の開設
平成17年度	発達障害者支援法の施行 （釧路市、阿寒町、音別町による3市町合併）
平成18年度	障害者自立支援法の施行 市障がい福祉担当へ相談員2名、自立支援医療事務員1名配置 おんべつ学園分場兼相談支援事業所「つばさ」の開設 さわらび学園分場の開設 自立センターが「くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター」として指定を受ける（センター名「ぶれん」という。） 特別支援教育連携協議会の設置（教育委員会） 在宅サービス事業所、小規模作業所等が自立支援法新体系へ移行 地域生活支援事業の開始 「釧路市障害福祉計画」の策定

第2章 障がいのある人の状況等

年 度	事 業 内 容
平成19年度	就労移行支援事業所「あらんじえ」の開設 市障がい福祉担当へ保健師2名配置（相談支援事業） 釧路市障がい者自立支援連絡会議の設置 釧路圏域発達障害者支援連絡調整会議の設置 新市における「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」の策定
平成20年度	北海道ハンディキャップ水泳大会開催 「釧路市障害福祉計画」策定（H21～H23）
平成21年度	「多機能型通所施設 はばたき」の開設 福祉の店ぴゅあめいどまーけっと開設（MOO） 第54回北海道手をつなぐ育成会全道大会釧路開催
平成22年度	福祉の店「ぴゅあめいどまーけっと」本格実施 きょうされん北海道支部全道大会開催 第44回北海道精神障害者家族大会開催 第54回精神保健北海道大会開催 障害福祉サービス等ニーズ調査の実施 市民後見人養成講座の開催（阿寒地区）
平成23年度	「釧路市障害福祉計画」策定（H24～H26） 権利擁護セミナー2011「地域で安心して暮らすために」開催 障がい者芸術作品展を開催し障がい者の作品や金沢翔子書道作品を展示 釧路市バリアフリーガイド（マップ）を作成 障害福祉サービスの未利用者等の実態調査の実施 市民後見人養成講座の開催 障がい者支援施設「鶴が丘学園」改築
平成24年度	釧路市障がい者基幹相談支援センター開設 釧路市障がい者虐待防止センター開設 市障がい福祉担当へ相談員2名配置 釧路市障がい者自立支援協議会の設置 NPO法人くしろ市民後見センターの設立 NPO法人後見ネットワーク阿寒の設立 第50回北海道障害者スポーツ大会開催 第61回全道身体障害者福祉大会釧路大会開催 ボランティア愛ランド北海道大会の開催 「第3次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」の策定

第2章 障がいのある人の状況等

年 度	事 業 内 容
平成25年度	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法*の施行 障害者権利条約の批准 釧路市権利擁護成年後見センター開設
平成26年度	難病法*の施行 基幹相談支援センターに総合支援コーディネーターを配置 第30回北海道ハンディキャップ水泳大会開催 ぴゅあめいどまーけっと5周年感謝祭の実施 「釧路市障がい福祉計画」策定（H27～H29）
平成27年度	「釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の施行 第30回釧路湿原全国車いすマラソン大会開催 障害福祉サービス未利用者等実態調査の実施 法人後見業務の開始 障がい者芸術作品展5周年記念の開催 障害者差別解消法に基づく市職員対応要領「障がいのある方への“は～とふる”サポートブック」の作成 障がい者支援施設「おんべつ学園」移転改築
平成28年度	障害者差別解消法の施行 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 障害者差別解消法市民シンポジウム開催 手話動画の配信開始 障害福祉サービス等ニーズ調査の実施 子育てアンケート調査の実施 第43回難病患者・障害者と家族の全道集会開催 釧路市障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議*の開催 障がい福祉課フェイスブックページの開設
平成29年度	釧路市手話言語条例の施行 手話言語条例制定記念イベント開催 盲導犬ふれあい体験歩行の実施 釧路市手話普及啓発推進会議の設置 「第4次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」策定（2018～2027） 「釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画」策定（2018～2020）

だい しょう
第3章

きほんほうしん しさく
基本方針と施策

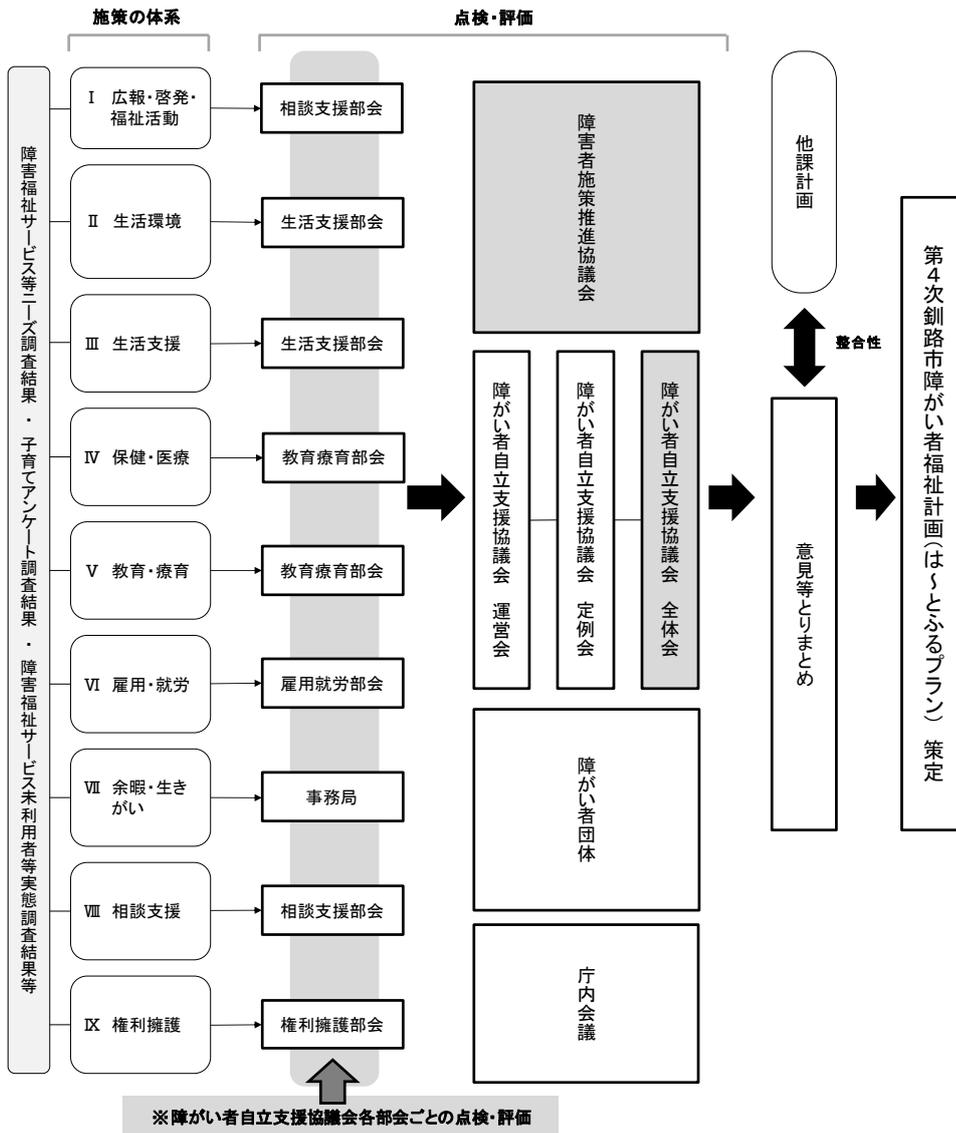
1. 本計画策定の経過

「は～とふるプラン」の策定にあたり、平成27年度に実施した障害福祉サービス未利用者等実態調査（以下「未利用者等実態調査」という。）をはじめ、平成28年度に実施した障害福祉サービス等ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）や、障害者手帳を所持し、子育てをしている保護者を対象にした子育てアンケート（以下「子育てアンケート」という。）により、障がいのある人が抱えている、地域生活における課題やニーズの把握を行ってきました。

その後、次頁の「第4次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）策定の概要図」のとおり、「は～とふるプラン」の施策の体系ごと、これまで取り組んできた事業の進捗状況を評価する目的で、自立支援協議会に組織された各専門部会や、障がい者団体等の意見をとりまとめ、さらに、自立支援協議会運営会、定例会、全体会へ報告し、地域課題やニーズ等を明らかにしてきたほか、障害者施策推進協議会において、各委員より計画の策定に関して意見を聴くなど、審議を進めてきました。

近年の法改正や社会情勢の変化と、把握したニーズや課題等を整理し、市他の個別計画との整合性を図り、「現状と課題」、「主な推進項目」、「基本方針」を定め、計画を策定しました。

第4次釧路市障がい者福祉計画（は〜とふるプラン）策定の概要図



し さ く た い け い ほ う こ う
2. 施策の体系と方向

I 広報・啓発・福祉活動

1. 情報受信・発信体制の整備充実
2. 広報・啓発活動の充実
3. 市民の福祉活動への支援充実

II 生活環境

1. 誰にもやさしいまちづくりの推進
2. 住まいの環境整備
3. 障がいのある人に配慮した防災対策の充実
4. 安全対策の推進

III 生活支援

1. 地域生活を支えるサービスの充実
2. 暮らしの場を提供するサービスの充実
3. サービスの質の確保と基盤の整備

IV 保健・医療

1. 障がいのある人の保健・医療の充実

V 教育・療育

1. 早期発見・療育体制の強化
2. 障がい児教育の充実

VI 雇用・就労

1. 雇用・就業機会の確保・拡大
2. 福祉的就労の支援

VII 余暇・生きがい

1. 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興
2. 障がいのある人の社会活動の促進
3. 活動参加のための支援

VIII 相談支援

1. 相談支援事業の充実と強化

IX 権利擁護

1. 障がいのある人の権利擁護
2. 共生社会の実現のための支援

I 広報・啓発・福祉活動

1. 情報受信・発信体制の整備充実

現状と課題

- 障がいのある人が、地域社会で生活していくためには、様々な情報を受け取り、発信し、多くの人々とコミュニケーションをとっていくことが重要です。
- 容易に必要な情報を受信・発信できるよう、市の広報紙の活用やホームページの充実に加えて、新たに障がい福祉課フェイスブックによる情報発信を始めるなど、様々な手段の活用による情報のバリアフリー*化を推進してきました。
- 意思疎通支援の充実のため、手話通訳*者や要約筆記*者の養成・派遣を実施するとともに、点訳及び音訳ボランティアの養成を図り、ボランティアによる点字図書*や音声図書*の作成、充実に努めてきました。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、障がい者差別の禁止と必要な合理的配慮*が求められ、法の理解促進に努めてきました。
- 平成29年4月に釧路市手話言語条例を施行し、手話の普及や意思疎通に関する施策の推進に努めていますが、障がいの特性に応じた手段が必要なときに意思疎通が円滑に図られるよう、一層の環境の整備が必要となっています。

主な推進項目

- 障がい特性に配慮した情報提供
- 意思疎通支援の充実
- 障害者差別解消法の周知啓発^新
- 手話の理解促進と普及啓発^新

※^新がついた項目は、第3次計画以降の新たな取り組みです。

基本方針

個々の障がいの特性に応じた手段で、必要な情報を必要なときに受信・発信できるように、障がいのある人のニーズ・意向の把握に努めるとともに、意思疎通支援と情報のバリアフリー化を推進します。

基本的な施策

1 関係機関と連携した情報の提供

保健、医療、福祉など関係機関等の連携による、情報の共有化・相互活用を図りながら、総合的な情報の提供に努めます。

2 各種広報媒体の活用と情報提供の充実

市の広報紙をはじめ、市ホームページ、障がい福祉課フェイスブック、パンフレットなど様々な広報媒体の活用を促進し、障がいの特性に応じた手段で必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進め、情報提供の充実を図ります。

3 出前講座*による情報の受信・発信

障がいのある人が、身近な地域で情報を得ることができるよう、市職員が講師として地域へ出向き、障がい福祉制度や成年後見制度*、障害者差別解消法について、きめ細かな対応による情報の受信・発信に努めます。

4 障害者差別解消法の周知啓発の推進

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、あらゆる場面で意思疎通支援が円滑に行われるよう、市民や事業者向けのパンフレットを配布するなどし、広く周知啓発に努めるとともに、市職員向けに作成した職員対応

要領「障がいのある方への“は～とふる”サポートブック」に基づいた適切な対応をとれるよう、研修に努めます。

また、手話通訳者等の意思疎通支援者の養成や、市役所等へ手話通訳者を設置するほか、市職員や公共施設等職員に対する手話研修を実施し、意思疎通支援の充実に努めます。

5 情報を取得しやすい環境づくり

事業者に対し、様々な意思疎通支援の周知に努めるとともに、手話通訳者の配置や手話研修等の実施を働きかけるなど、障がいのある人が、必要な情報を円滑に得られる環境づくりに努めます。

また、講演会やシンポジウムの主催者等に対して、手話通訳者・要約筆記者の配置についての働きかけに努めます。

6 情報通信機器等の利用促進

障がいのある人が、必要な情報を容易に入手できるように、情報通信機器等の研修を実施するよう努めます。

＜主要事業＞

- ◇ 図書・資料の貸出（身体障害者福祉センター）
- ◇ 声の広報くしろ発行（身体障害者福祉センター）
- ◇ 点字図書館の充実（身体障害者福祉センター）
- ◇ 市ホームページによる情報提供（障がい福祉課）
- ◇ 障がい福祉課フェイスブックによる情報発信（障がい福祉課）
- ◇ 出前講座の実施（生涯学習課）
- ◇ 障がい者差別解消推進事業（障がい福祉課）
- ◇ コミュニケーション支援事業（障がい福祉課）
- ◇ 手話等普及啓発促進事業（障がい福祉課）
- ◇ パソコン技術習得の支援（障害者教養文化体育施設）

2. 広報・啓発活動の充実

現状と課題

- 障がいのある人もない人も地域の中で暮らすためには、障がいに関する理解不足や誤解のため、障がいのある人が偏見や差別等を受けることがないように、さらに広報・啓発活動を推進していく必要があります。
- 障害者差別解消法や障がいに対する理解の促進を図るため、市民シンポジウムの開催、まちなかにぎわい広場などのイベントを活用した、盲導犬体験・車いす等の福祉体験の実施や、障がい者芸術作品展、全国車いすマラソン大会、福祉の店ぴゅあめいどまーけっと記念イベントなど、様々な機会を捉えて市民や事業者への広報・啓発活動に取り組んできました。
- 障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議を開催し、構成団体等から提供された対応事例や、合理的配慮の具体例などの情報共有や協議を行ってきました。
- 障がい者団体等からの意見やニーズ調査の結果では、障がいや難病等に対する理解が低い状況にあり、特に外見からは理解されにくく、意思疎通や様々な支援が必要な障がいへの理解について、継続した周知啓発の取り組みが必要となっています。

主な推進項目

- 障害者差別解消法の周知啓発^(新)
- 障がいや難病等への理解促進
- 障がい特性に応じた意思疎通支援についての理解促進
- 手話の理解促進と普及啓発^(新)

基本方針

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、障がいや難病に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を促進します。

基本的な施策

1 広報・啓発活動の推進

障がいに対する理解を深めるため、市の広報紙やホームページ、障がい福祉課フェイスブック等を活用して、啓発活動を推進します。

特に、外見からは理解されにくい障がいや難病等について、障がい特性や必要な合理的配慮、意思疎通支援等に関する理解を深め、誰もが配慮した対応がとれるよう周知に努めます。

また、ノーマライゼーションの理念と人権擁護の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）、障害者差別解消法や成年後見制度、障害者虐待防止法等の周知に努め、各障がい者団体等が開催する啓発イベントに協力するなどし、様々な機会を捉えて障がいへの理解を深めます。

2 学校・地域における障がいのある人への理解の推進

学校教育の場において、福祉教育及びボランティア活動の推進に取り組むとともに、特別支援学級の児童と普通学級の児童の交流を推進し、障がいへの理解を深めます。

また、生涯学習の場において、ライフステージに合わせた障がいへの理解の推進や、ボランティア活動の体験を取り入れるなど、地域における学習の機会を充実を図ります。

3 手話の理解促進と普及啓発

手話の理解と普及を推進するため、関係団体と連携しながら、手話講座の開催や、手話動画の配信、手話テキストの配布などの取り組みを継続し、手話を学びやすい環境づくりに努めます。

＜主要事業＞

- ◇ 広報・啓発の推進（障がい福祉課）
- ◇ 障がい者芸術作品展（障がい福祉課）
- ◇ 釧路湿原全国車いすマラソン大会（障がい福祉課）
- ◇ 福祉の店びゅあめいどまーけつとイベント開催の支援（障がい福祉課）
- ◇ 障がい者差別解消推進事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 釧路市ふれあい広場（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ 福祉教育推進事業（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ 手話等普及啓発促進事業（障がい福祉課）《再掲》

3. 市民の福祉活動への支援充実

現状と課題

○障がいのある人の生活を支援するためには、公的サービスに加え、市民による福祉活動が大きな役割を果たすことから、社会福祉協議会や関係機関等と連携し、各種ボランティア団体への活動支援や、手話通訳・要約筆記・点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施し、専門ボランティアの人材の確保と養成に努めてきました。

○全国車いすマラソン大会の開催を通じて、地域や学校、企業等のボランティア活動の支援に努めてきました。

○多くの市民が福祉活動に触れ、ボランティア活動の裾野が広がるよう、教育分野における学齢期からの取り組みや、障がいのある人との交流機会を通じたボランティア意識の醸成が必要となっています。

主な推進項目

- ボランティア等の福祉活動の推進
- 学齢期からのボランティア意識の醸成
- 専門的なボランティアの養成と確保

基本方針

社会福祉協議会や関係機関等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成、活動の支援、活動環境の整備を進め、地域福祉活動への市民や市民活動組織等の参加意欲が十分に発揮されるよう努めるほか、企業の社会貢献活動を促進します。

基本的な施策

1 福祉活動に必要な情報発信の推進

市民による福祉活動が自発的に展開され、地域における福祉サービスの充実が図られるよう、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動、市民活動等の情報の発信を推進します。

2 障がいのある人による活動の支援

障がいのある人自身やその家族、支援する人等によるボランティア活動を支援します。

3 ボランティア、市民活動等への支援

市民が積極的にボランティア・市民活動を行えるよう、ボランティア連絡協議会等の団体と連携し、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めます。

また、ボランティアの支援を必要とする人とボランティア活動を希望する人の相談体制の充実に努め、支援活動につながるよう支援します。

4 ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携し、釧路市ボランティアセンター機能の充実・強化を図り、ボランティアの育成に努めます。

また、学齢期からのボランティア活動の体験等を通じたボランティア意識の醸成に努めます。

5 専門的なボランティアの養成

手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員や、点訳、音訳等を行う専門的なボランティアの養成を推進するとともに、手話通訳者や要約筆記者を目指す人材の確保に努めます。

6 企業の社会貢献活動の促進

企業に対して、社会貢献活動の一環としてボランティア活動に対する理解を促進します。

＜主要事業＞

- ◇ ボランティア体験学習(出前講座)の開催(釧路市社会福祉協議会)
- ◇ 各種ボランティア団体の活動支援(釧路市社会福祉協議会)
- ◇ ボランティア活動の需給調整・相談支援(釧路市社会福祉協議会)
- ◇ 心のボランティアの育成(釧路精神保健協会)
- ◇ コミュニケーション支援事業(障がい福祉課)《再掲》

II せいかつかんきょう 生活環境

1. だれ すいしん 誰にもやさしいまちづくりの推進

げんじょう かだい 現状と課題

○ しょう かいしょう だんさ しょう
障がいのある人が、地域で安全に安心して生活を送るために、歩道や建物の段差の解消はもとより、鉄道やバス、公共施設等における、障がいのある人に配慮されたまちづくりを進めることが重要です。

○ しゃくしょうぼうさいちやうしゃ かいしょうとう かいしょうとう かいしょうとう
これまで、市役所防災庁舎をはじめとした公共施設や民間施設、歩道の段差解消等のバリアフリー化の整備や、冬季の除排雪、凍結剤散布等による安全な冬道対策に努めてきました。

○ ちやうさ けつか せいび かしよ だんさ おお おお
ニーズ調査の結果では、整備されていない箇所として、「段差が多い」が多く、次に「身体障がい者用トイレ」や「障がい者専用駐車場」が少ないことが挙げられています。

○ しょう しゃだんたいとう だ いけん せいせつ こうつう どうろかんきやう
障がい者団体等から出された意見でも、施設や交通、道路環境のバリアフリーに関する内容が多く、今後も障がいのある人をはじめ、誰もが安全で安心して社会生活を送ることができるよう、環境の整備に努めていく必要があります。

おも すいしんこうもく 主な推進項目

- しょうがいしゃさべつかいしょうほう すいしん
障害者差別解消法の推進(新)
- かりん せいしん
バリアフリー化の推進

きほんほうしん 基本方針

しょう かいしょう だんさ しょう
障がいのある人もない人も安全に安心して暮らせるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、歩行者環境の改善や冬の道路対策に取り組みます。

基本的な施策

1 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「北海道福祉のまちづくり条例*」などに基^{もと}づいたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン*化を関係機関と連携して推進します。

なお、推進にあたっては、障^{ひと}が^{はあく}いのある人のニーズの把握に努めます。

2 道路や公共施設等の改善・整備

安全で快適に道路を利用できるよう、バリアフリー化の整備に取り組みます。

また、公園・公共施設の障^{だれ}が^{つか}い者用トイレについて、誰もが使いやすくなるよう、ユニバーサルデザインの視^{してん}点を取り入れた整備に努めます。

ふとくでいたす^{ひと}り^{りよう}みんかんしせつ^{しょう}等についても、障^{ひと}が^{ひと}いのある人をはじめ、すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入について働^{はたら}きかけていきます。

3 歩行者環境の改善

安全で使いやすい道路環境を実現するため、段差の解消や歩道の整備、点字ブロックの設置等に努めるとともに、違法駐車などの歩道障害物を撤去し、歩行空間の確保を図ります。

4 鉄道、バス等公共交通の整備促進

鉄道、バス等の交通事業者に対して、公共交通機関が利用しやすいものとなるよう、駅やバスターミナル、車両のバリアフリー化による利便性の向上を働^{はたら}きかけていきます。

5 円滑な外出支援の推進

えんかつ がいしゅつしえん すいしん
しょう ひと がいしゅつ しゃかいさんか しえん がいしゅつしえん
障がいのある人の、外出や社会参加を支援するため、外出支援のサービス
じっし つと
の実施に努めます。

6 冬の道路対策の実施

とうき だれ えんかつ あんぜん どうろこうつうかんきょう かくほ はか
冬季において、誰にとっても円滑で安全な道路交通環境の確保を図るため、
どうろじょはいせつたいさく じっし つと
道路除排雪対策の実施に努めます。

しゅようじぎょう <主要事業>

- ◇ こうきょうしせつ せいび かいぜん けんちくか
公共施設の整備・改善（建築課）
- ◇ みんかんしせつ か すいしん けんちくしどうか
民間施設のバリアフリー化の推進（建築指導課）
- ◇ どうろ せいび かいぜん どうろかせんか どうろいじじぎょうしょ
道路の整備・改善（道路河川課/道路維持事業所）
- ◇ こうえん せいび かいぜん こうえんりよくちか
公園の整備・改善（公園緑地課）
- ◇ たんしんこうれいしやとうじよせつとうじぎょう かいごこうれいか
単身高齢者等除雪等事業（介護高齢課）
- ◇ じゅうどしやう しゃこうつうひじよせいじぎょう しょう ふくしか
重度障がい者交通費助成事業（障がい福祉課）
- ◇ いどうしえんじぎょう しょう ふくしか
移動支援事業（障がい福祉課）

2. 住まいの環境整備

現状と課題

○障がいのある人、一人ひとりの、ライフスタイルに対応した多様な生活の実現のために、住まいの環境整備や確保が必要となっており、地域で安全に安心して生活を営めるように、障がいのある人が暮らしやすい公営住宅の整備や、グループホームの整備、住宅改修や居住サポート等の支援を実施してきました。

○ニーズ調査の「今後希望する暮らし方」に対する回答では、将来、一人暮らしやグループホームでの生活を希望している人が26.4%を占めていました。

○グループホームの整備は充実してきているものの、障がい者支援施設や病院から、地域への移行が今後も進んでいくことや、親の高齢化も進んでおり、入居支援・住宅改修のサービスとともに、民間賃貸住宅等の活用の検討など、新たな住まいの場の確保が必要となっています。

主な推進項目

- ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅整備
- 民間の賃貸住宅等を活用した住まいの確保(新)

基本方針

一人ひとりのライフスタイルに対応して、将来にわたって安心して住み続けることができる住まいを確保し、在宅での生活を支援するため、公営住宅、グループホーム等の整備を促進するとともに、民間住宅等の入居支援や住宅改修の支援等を進めます。

基本的な施策

1 障がいのある人に配慮した公営住宅の整備

誰もが安心して暮らせる快適な居住環境を確保するため、ユニバーサルデザイン¹の視点に立った市営住宅、道営住宅の整備を図ります。

2 住環境の整備

障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホームの整備などの居住支援を促進するとともに、賃貸住宅への入居を希望している障がいのある人の入居手続き支援や、重度障がいのある人が、住み慣れた自宅での生活を維持できるよう、バリアフリー化に必要な費用の一部助成の利用を促進します。

＜主要事業＞

- ◇ 公営住宅整備事業（住宅課）
- ◇ グループホーム（共同生活援助）の整備（障がい福祉課）
- ◇ 日常生活用具費給付事業（住宅改修）（障がい福祉課）
- ◇ 居住サポート事業（障がい福祉課）

3. 障がいのある人に配慮した防災対策の充実

現状と課題

○障がいのある人が、災害時に安全に避難することができるよう、避難に特に配慮が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備し、町内会等と連携して、避難行動要支援者に対する災害時の安否確認や、避難が円滑に行われる取り組みを進めてきました。

○災害時には、速やかに避難行動がとれるよう、防災行政無線のほか、市防災メール、FMくしろなど、様々な情報伝達手段を活用した迅速な情報発信に取り組んでいます。

○避難時における、福祉避難所*の開設を想定した避難訓練を実施するとともに、福祉避難所の充実のため、社会福祉法人の協力による社会福祉施設等を活用した2次的な福祉避難所を確保し、要配慮者に対する避難支援体制を強化してきました。

○ニーズ調査の結果からは、「災害時の避難について」の回答として、「家族や近所の介助を必要としている人が、全体の25.7%を占め、特に知的障がいのある人の割合が高い現状のほか、「大きな災害の場合に心配なこと」では、「医療や薬のこと」が36.7%で1番多く、「家屋の倒壊等」より関心が高い状況でした。

○障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい特性に配慮した防災知識の普及啓発が必要なほか、災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導など、地域の協力による支援体制づくりとともに、避難所における体制の整備強化と、避難所生活に配慮が必要なことを示す「耳マーク*」、「ヘルプカード*」等の活用が有効です。

おも すいしんこうもく
主な推進項目

- ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんじぎょう
避難行動要支援者避難支援事業^①

きほんほうしん
基本方針

しょうがいのある人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域に
おける自主防災組織*等と連携するとともに、災害時の避難支援体制の整備など
ぼうさいたいさく すいしん
防災対策を推進します。

きほんてきしやく
基本的な施策

ひなんこうどうようしえんしゃたい ひなんしえん
1 避難行動要支援者に対する避難支援

しょうがいのある人が、災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、そのしょうがい特性
にお応じた必要な支援が受けられるよう、避難行動要支援者名簿を整備するととも
に、町内会等の関係団体や市民と連携し、避難行動要支援者の安否確認や、
ひなんしえん たいせいせいび はか
避難支援などの体制整備を図ります。

ぼうさいちしき ふきゅう じしゅうぼうさいそしき いくせい
2 防災知識の普及と自主防災組織の育成

しょうがいのある人やその家族並びに社会福祉施設に対し、防災に関するパンフ
レットの配布等広報を推進するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう、
ぼうさいこうざ けんしゅうかいどう かいさい ぼうさい かん ただ ちしき ふきゅうけいはつ はか
防災講座や研修会等を開催し、防災に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
また、災害時に、しょうがいのある人の被害の軽減と安全確保が図られるよう、
じしゅうぼうさいそしき いくせい つと
自主防災組織の育成に努めます。

しょうがいのある人が参加する防災訓練の推進

さいがいじ しょうがいのある人の安全確保と、しょうがい特性に配慮した適切か
つ迅速な救出・援護が図れるよう、しょうがいのある人が参加する防災訓練を
すいしん
推進します。

4 避難所の周知と適切な運営

災害時に、障がいのある人が適切な避難行動をとれるよう、市の広報紙やホームページ、ハザードマップ、表示板等により地域の避難所及び避難経路の周知を図ります。

また、障がいのある人が安心した避難生活を送れるよう、避難所における障がいへの理解促進を図るほか、支援が必要なことを示す「耳マーク」、「ヘルプカード」の活用や、音声情報と文字情報を組み合わせるなどの、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。

5 障がいのある人に配慮した福祉避難所の整備

災害時に、障がいのある人が安心して避難することができるよう、引き続き、民間等の社会福祉施設等を活用した福祉避難所の確保に取り組むとともに、障がい特性に配慮した支援を提供するため、保健師・介護支援者・手話通訳者等の派遣など、運営体制の整備に努めます。

6 障がいの特性に応じた災害情報提供手段の確保

災害時における、視覚障がい・聴覚障がい等のある一人暮らしの人等の安全を確保するため、災害情報を、携帯メールや地域の協力により伝達するほか、携帯電話などを持たない人などに対し、避難情報を固定電話やファックスに配信するなど、必要な災害情報を的確に伝達する手段の充実に努めます。

＜主要事業＞

- ◇ 災害情報伝達手段の確保（防災危機管理課）
- ◇ 各種防災訓練の実施（防災危機管理課）
- ◇ 防災知識の普及啓発（防災危機管理課）
- ◇ 救護避難支援体制の整備充実（地域福祉課）
- ◇ 防災知識の普及啓発（消防本部 予防課）
- ◇ 障がい者差別解消推進事業（障がい福祉課）《再掲》

4. 安全対策の推進

現状と課題

○障がいのある人が、自立した日常生活や安全で安心な社会生活を営むためには、防犯、交通安全、消費者保護など、安全対策が重要です。

○障がい者支援施設等については、国内での障がい者支援施設における事件等を踏まえ、防犯カメラの設置等の防犯強化策に必要な整備にかかる情報提供や、警察署主催の不審者の侵入を防ぐ防犯講習会への障がい者支援施設等職員の参加など、施設整備と防犯意識の向上に努めてきました。

○地域における交通安全対策については、第10次釧路市交通安全計画*による取り組みの推進や、関係機関と連携した啓発活動により、市民への意識向上と注意喚起につなげています。

○障がいのある人の防犯・消費者保護については、地域や消費生活相談室等の関係機関と連携して、被害の未然防止を図るとともに、地域の見守りと合わせて、必要に応じて成年後見制度等につなげるなどの積極的な取り組みが必要です。

主な推進項目

- 防犯・交通安全・消費者保護の啓発
- 地域の見守りによる安全確保^新

基本方針

障がいのある人の住み慣れた地域での安全で安心な生活を確保し、被害を未然に防止するため、防犯対策、交通安全対策、消費者被害防止対策の充実を図ります。

基本的な施策

1 防犯対策の充実

市の広報紙、ホームページ、フェイスブックなど、多様な手段を通じて、一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関の協力のもと、市民と連携した日常的な見守り、声掛けなどによる防犯活動を推進します。

2 交通安全対策の推進

障がいのある人を交通災害から守るため、交通安全に関する啓発等に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3 消費生活トラブルの防止

障がいのある人を、悪質商法や詐欺被害等の消費者被害から守り、トラブルを防止するため、消費生活センターや町内会、地域の支援組織等と連携し、悪徳商法等の消費者被害内容の情報提供や、消費者研修に取り組むとともに、苦情等に対する相談体制の充実と、相談窓口の周知に努めます。

4 地域の見守りによる安全確保

支援が必要な障がいのある人等が、地域で孤立することがないように、さりげない見守りと緊急時の支援を行うとともに、判断能力が不十分な障がいのある人等が行方不明になった場合は、必要に応じてSOSネットワーク*を活用し、早期発見・保護に努めるなど、関係機関や民間事業者等と連携して安全の確保に努めます。

しゅようじぎょう
＜主要事業＞

- ◇ ぼうはんちしき ふきゆう けいはつ しみんせいかつか
防犯知識の普及、啓発（市民生活課）
- ◇ ぼうはんたいせい じゅうじつ しみんせいかつか
防犯体制の充実（市民生活課）
- ◇ あんぜんうんてん こうきょう こうじょう けいはつ しみんせいかつか
安全運転・公共マナー向上の啓発（市民生活課）
- ◇ せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう しょう ふくしか
成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）
- ◇ けんりようごせいねんこうけん じぎょう しょう ふくしか
権利擁護成年後見センター事業（障がい福祉課）
- ◇ しょうちいき じぎょう くしろししやかいふくしきょうぎかい
小地域ネットワークづくり事業（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ ちいきあんしん じぎょう ちいきふくしか
地域安心ネットワーク事業（地域福祉課）
- ◇ SOSネットワーク事業（介護高齢課）

III 生活支援

1. 地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

○障がいのある人が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスが、大変重要なものとなります。

○これまで、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが、計画相談支援のもとで提供されるよう、相談支援事業所*の充実に努めてきており、個々のニーズに応じたサービスの利用促進が図られています。

○平成29年度より、日中一時支援や移動支援サービスの対象者を拡大したことにより、サービスの充実が図られ、介護負担の軽減など親や介護者の支援につながっています。

○身体障害者補助犬*の推進を図るため、公益財団法人北海道盲導犬協会の協力のもと、釧路地区で初めて盲導犬体験会を実施し、市民や事業者へも広く周知を図り、身体障害者補助犬*や盲導犬の啓発に取り組みました。

○未利用者等実態調査の結果、サービスを必要としている人に対しては、サービスが適切に提供されるよう支援を実施しました。また、調査の結果からは、過去に就労移行支援サービスを利用しながら、現在、就労していない人の半数が就労意欲を持っており、関係機関と連携し、相談窓口につながるなどの支援に努めてきました。

○医療的ケア*を必要とする人のニーズ等を把握するために実施したアンケート調査や、ニーズ調査、障がい者団体等からの意見では、重症心身障がい者・児が利用できる日中活動の場や、緊急時の受入れ、医療的ケアにも対応できる短期入所*を望む声が多く、介護者を含めた包括的な支援体制の構築が必要となっています。

おも すいしんこうもく
主な推進項目

- 改正障害者総合支援法の施行によるサービスの充実（平成30年度）**新**
- 改正児童福祉法*の施行によるサービスの充実（平成30年度）**新**
- 医療的ケアを要する障がい者・児に対する支援の充実**新**

きほんほうしん
基本方針

じゅうどしんしんしょう しゃ じ しょう ひと なんびょう かか
重度心身障がい者・児をはじめとする障がいのある人や難病を抱える人が、
す な ちいき あんぜん あんしん く きんきゅうじ たいせい
住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、緊急時の体制づくりや
ちいきせいかつ ささ じゅうじつ はか
地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

きほんてき しさく
基本的な施策

しょうがいふくし どう すいしん
1 障害福祉サービス等の推進

しょうがいしゃそうごうしえんほうどう みなお あら そうせつ ていきょう
障害者総合支援法等の見直しにより、新たに創設されるサービスを提供する
じぎょうしゃ しんきさんにゆう そくしん げんじょう こんご いこう はあく つと ひつよう
事業者の新規参入を促進するため、現状や今後の意向の把握に努め、必要と
される人に必要な支援が行き渡るよう、サービス量の確保に努めます。

ほうもんけい かいごきゅうふ
訪問系サービス（介護給付）

ほうもんけい きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうど
訪問系サービス*（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度
しょうがいしゃとうほうかつしえん ちいきせいかつ ささ きほんじぎょう ひ つづ ほんにん
障害者等包括支援）は、地域生活を支える基本事業であるため、引き続き本人
のそ てきせつ う しゅうち ていきょうたいせい じゅうじつ
が望むサービスが適切に受けられるよう、サービスの周知と提供体制の充実に
つと 努めていきます。

日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

日中活動系サービス*（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、引き続き本人が望むサービスが適切に受けられるよう、サービスの周知と提供体制の充実に努めていきます。

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援により、障がいのある人の就労支援を推進するとともに、福祉・雇用・教育等の関係機関のネットワークの強化を図ります。

また、阿寒地区と音別地区については、地区内、あるいは隣接する地区の事業者や障がい者団体との情報共有を図りながら、課題とニーズの把握に努めます。

短期入所については、緊急時や、重度障がいや医療的ケアが必要な人にも対応できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して受け入れ体制の確保・充実に努めます。

居住系サービス（訓練等給付）

グループホームの設置を促進し、居住の場の確保を図るとともに、空き状況等必要な情報の提供に努めます。

計画相談支援・地域相談支援

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、相談支援ニーズが増え、施設・精神科病院に入所・入院する障がいのある人の地域移行支援・地域定着支援のニーズにも対応できるよう、相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員等の養成を働きかけていきます。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した社会生活や日常生活を営めるよう、スポーツ・文化・芸術活動などの社会参加を促進するとともに、相談支援、移動支援、

コミュニケーション支援、^{しえん せいねんこうけんせいどりようしえんどう} 成年後見制度利用支援等の充実に努めるなど、^{ちいき} 地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。

2 重度心身障がい者・児への支援

^{じゅうどしんしんしょう} 重度障がい者訪問入浴事業、^{しや じ} 新たに^{しえん} 対象拡大が図られた^{じゅうどほうもんかいご} 重度訪問介護、^{いりようてき} 医療的ケアが必要な人が利用できる日中活動の場や、^{たんきにゆうしょうど} 短期入所等のサービスについて、^お ニーズに応じた支援が円滑に行われるよう、^{ていきょうたいせい} 提供体制の充実に努めるとともに、^{ささ かぞく ふく} 支える家族も含めた包括的な支援に努めます。

3 発達障がいのある人、難病患者等への支援

^{とく} 特に障がいへの理解が進んでいない^{はつたつしょう} 発達障がい、^{なんびょう} 難病、^{こうじのうきのうしょう} 高次脳機能障がいのある人等に対し、^{ひつよう} 必要なサービスが必要な人に行き渡るよう、^{しゅうち} サービスの周知啓発と、^{そうだんしえん} 相談支援の充実に努めます。

4 障がい児サービスの推進

^{じどうふくしほう} 児童福祉法に基づく18歳未満の^{しょう} 障がいのある児童に対し、^{そうだんしえん} 相談支援や^{いどう} 移動支援、^{へいせい} また、平成28年度から開始した^{なんちようじほちようきこうにゆうひどう} 難聴児補聴器購入費等の助成を、^ひ 引き続き実施するとともに、^こ 子どもの発達段階における、^{はつたつだんかい} きめ細かな療育等の実施を進めるため、^{あら} 新たに創設された^{きょたくほうもんがたじどう} 居宅訪問型児童発達支援や、^{ないよう} サービス内容が^{かくじゅう} 拡充された^{ほいくしょうほうもんしえん} 保育所等訪問支援のほか、^{じどうはつたつしえん} 児童発達支援、^{ほうかごとう} 放課後等デイサービス等の^{りょういくてきしえん} 療育的支援や、^{ほごしゅ} 保護者のレスパイト*などの^{かぞくしえん} 家族支援を目的とした^{たんきにゆうしよ} 短期入所の^{にちちゅういちじしえんどう} 日中一時支援等を実施し、^{じっし} 家庭において^{かてい} 安心して^{あんしん} 子育てができる^{こそだ} 環境づくりに努めます。

5 施設から在宅への仕組みづくり

^{ちようきかん} 長期間の入院や施設入所しており、^{にゆういん} 地域生活を希望する^{しせつにゆうしよ} 障がいのある人に^{ちいきせいかつ} 対して、^{きほう} 地域移行支援の活用^{しょう} に努めます。また、^{ちいきせいかつ} 地域生活移行後の^{ひと} フォローアップ

サービス体制を整備し、安心して地域生活が円滑に営めるよう相談支援体制の整備に努めます。

既存の入所施設については、障がい者支援の拠点として整備充実を図るとともに、専門性を活かした多角的な事業展開により、地域との協力体制を推進します。

矯正施設*を退所する障がいのある人が地域生活を送れるよう、地域生活定着支援センター*を拠点として、保護観察所*や関係機関等と連携を図り、地域生活への移行を促進します。

6 身体障害者補助犬の推進

市民、事業所、飲食店、公共交通機関等の企業に対し、身体障害者補助犬法や補助犬への理解と関心を深める啓発事業を推進し、補助犬の利用が必要な障がいのある人が、安心して外出できるよう支援します。

7 高齢障がい者に対するサービスの充実

長期にわたり障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳を迎えたときに、介護保険サービスへ円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を整備するとともに、共生型サービス*を提供する事業所の確保に努めます。

しゅようじぎょう
<主要事業>

主要事業名	担当課
◇ 障害福祉サービス（障害者総合支援法） ・ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・共同生活援助（グループホーム）・短期入所（ショートステイ）・自立生活援助・就労定着支援・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・宿泊型自立訓練・施設入所支援・療養介護等	障がい福祉課
◇ 相談支援（障害者総合支援法） ・ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
◇ 障害児通所支援*（児童福祉法） ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援	
◇ 障害児相談支援*（児童福祉法）	
◇ 地域生活支援事業（障害者総合支援法） ・ 日中一時支援（タイムケア）・移動支援・意思疎通（コミュニケーション）支援・重度障がい者訪問入浴事業・地域活動支援センター等	
◇ 難病患者の支援	
◇ 補装具費給付・日常生活用具費給付・難聴児補聴器購入費等助成	
◇ 補助犬の導入	
◇ 障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズくしろ）の運営	
◇ 身体障害者福祉センターの運営	
◇ 障害児福祉手当・特別障害者手当	こども支援課
◇ 特別児童扶養手当	
◇ 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業	介護高齢課
◇ 高齢者等緊急通報システム設置事業	介護高齢課
◇ 生活福祉資金貸付制度	釧路市社会福祉協議会

2. 暮らしの場を提供するサービスの充実

現状と課題

○知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点である住まいを確保することが、地域への移行を支援・促進するうえで重要となります。

○障がいのある人が、望む地域生活を送ることができるよう、暮らしの場となるグループホームの整備を充実するとともに、施設入所者等の地域移行が進み、グループホームの入居者が増えています。

○ニーズ調査の「今後希望する暮らし方」に対する回答では、全体の約26.4%の方が将来「一人暮らし」や「グループホーム」を希望しており、今後も国において施設入所者の地域移行が進められるほか、介護者の高齢化に伴うニーズの増加に対応した暮らしの場の確保が重要となっています。

主な推進項目

- 民間賃貸住宅や空き家の活用による居住支援^新
- グループホームの整備充実

基本方針

障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心した生活を送れるよう、住宅への入居支援等による地域移行支援や、地域定着支援と、グループホームの整備充実を図ります。

基本的な施策

1 住宅への入居支援

障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、知的障がいや精神障がいのある人が、アパートなどの賃貸住宅への入居が難しい場合などに、地域移行支援や居住サポートによる相談支援を行います。

また、障がいのある人に対する正しい知識と理解を深める取り組みや、民間賃貸住宅や空き家を活用した、新たな住宅セーフティネット制度*の活用による、住宅支援策の検討を進めます。

2 グループホームの整備充実

障がいのある人が、地域で自立した生活ができる場を確保するため、グループホームの整備を促進していくとともに、在宅の障がいのある人の、親亡き後を見据えたニーズに対応するため、グループホーム等を活用した一人暮らしを体験する機会の確保を図ります。

＜主要事業＞

- ◇ 共同生活援助(グループホーム) (障がい福祉課) ≪再掲≫
- ◇ 地域移行支援 (障がい福祉課) ≪再掲≫
- ◇ 地域定着支援 (障がい福祉課) ≪再掲≫
- ◇ 居住サポート事業 (障がい福祉課) ≪再掲≫
- ◇ 自立生活援助 (障がい福祉課) ≪再掲≫

3. サービスの質の確保と基盤の整備

現状と課題

○サービス提供体制の基盤整備が進み、多様な事業者が障害福祉サービス事業を実施しており、事業者に対し、自立支援協議会の各専門部会を活用した情報共有、課題の協議や、基幹相談支援センター等における各種研修会等の開催など、サービスの質の向上に努めてきました。

○障害福祉サービスを担う事業所においては、離職率が高いため、支援員の確保や人材育成が課題となっており、ニーズに沿ったサービスが提供されるよう、今後も継続して、サービスを担う人材や質の確保等のサービス基盤の整備に努めていく必要があります。

主な推進項目

- 障害福祉サービス等を担う人材と質の確保

基本方針

一人ひとりのニーズに対応したサービスが適切に提供されるよう、人材の育成等によりサービスの質の向上を促進するとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

基本的な施策

1 サービスの質の確保

個々のニーズに応じた質の高いサービスが提供されるよう、引き続き、事業所職員等を対象とした、障がい特性や高齢障がい者に対応した研修への参加を促進するなど、多様なニーズに対応できる人材の育成・確保を事業者に働きかけます。

2 利用しやすいサービス基盤の確保

障がいのある人の、状況に応じたサービスの提供が図られるよう、事業所情報及びサービスの内容について周知に努めます。

また、自立支援協議会において、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所間での情報共有に努め、適切なサービス利用のためのマネジメントの充実に努めます。

＜主要事業＞

- ◇ 基幹相談支援センターによる研修等の開催（障がい福祉課）
- ◇ 障がい者虐待防止センターによる研修等の開催（障がい福祉課）
- ◇ 権利擁護成年後見センターによる研修等の開催（障がい福祉課）
- ◇ 自立支援協議会による研修等の開催（障がい福祉課）
- ◇ 障がいのある人への就労支援（障がい福祉課）

IV 保健・医療

1. 障がいのある人の保健・医療の充実

現状と課題

○健やかで安心した生活を送るためには、障がいの原因となる疾病を予防することや、早期発見が重要であり、早期の治療や療育への取り組みは、症状の悪化防止や軽減につながります。

○これまで、健康診査や健康相談等における保健指導に加え、若年期からの健康づくりとして若者健診*、キッズ健診*を実施するなどの充実を図り、生活習慣病*の発症や重症化を予防してきました。

○乳幼児健康診査*や育児相談*、妊婦や家族への保健指導により、適切な医療や早期療育への取り組みや保護者の不安軽減に努めることと合わせて、乳幼児健康診査の未受診対策についても継続して推進していく必要があります。

○ニーズ調査や障がい者団体等からの意見では、障がいのある人の歯科健診・歯科受診や精神科医療が受けづらいこと、難病に関する専門医がいらないなどの課題があり、関係機関と連携し、地域の中で適切な医療が受けられる体制の充実が必要となっています。

○障がいのある人が地域生活を営むうえでは、ライフステージに応じた障がいの軽減を図る医療や、障がいのある人の高齢化に伴い、自立生活のためのリハビリテーション*が必要なほか、障がいの原因となっている疾病について、予防や重症化しないよう、継続した取り組みが重要です。

主な推進項目

- 生活習慣病の発症や重度化の予防
- 精神保健福祉法*、難病法の改正に伴う取り組み

基本方針

すこ 健康やかで安心した生活を確保できるよう、健診体制の充実を図るとともに、
きんきゆうじ いりょう う 緊急時に医療を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

基本的な施策

1 早期発見と予防対策の推進

にんさんぶ ほけんしどうおよ けんこうしんさとう じゅうじつ にゅうようじけんこうしんさ じゅしんりつこうじょう
妊産婦の保健指導及び健康診査等の充実や、乳幼児健康診査の受診率向上、
み じゅしんしゃたいさく と く しつかん よぼう そうきはっけん たいおう つと
未受診者対策などに取り組み、疾患の予防、早期発見・対応などに努めます。

また、スクリーニング等を通じ、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな
たいおう つと 対応に努めます。

2 歯科診療体制の充実

し か しんりょうたいせい じゅうじつ
歯科医師会と連携しながら、歯科への通院が困難な障がいのある人への診療
し えん ほうもんこうくう すいしん はか
支援として、訪問口腔ケアの推進を図ります。

3 難病患者への支援

なんびょうかんじや し えん
難病患者とその家族の療養上の不安や、介護の負担を軽減するなど、適切
ざいたくしえん ほけん いりょう ふくしどうかんけいきかん れんけい
な在宅支援につなげられるよう、保健・医療・福祉等関係機関の連携によるきめ
こま そうだんしえんたいせい じゅうじつ つと
細かな相談支援体制の充実に努めます。

4 かかりつけ医の促進

しょう 障がいのある人が、身近な地域で医療を円滑に利用できるよう、医師会、歯科
いしがい れんけい い も そくしん
医師会との連携のもと、かかりつけ医を持つことを促進します。

5 地域リハビリテーションの充実

障がいのある人が、住み慣れた地域でサービスを受けながら生活ができるよう、リハビリ機能を持つ機関との連携を強化します。

また、障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする、日常生活の自立支援のための訓練や、介護保険制度との連携により、加齢に伴い、身体機能が低下した障がいのある人への、リハビリテーションの充実に努めます。

6 医療費助成等の推進

国、道等の各種医療費助成・給付等の制度について周知に努め、活用を促進するとともに、社会経済の動向などを見据えながら、充実に要望していきます。

7 生活習慣病等による中途障がいの予防と健康の増進

中途障がいを予防する観点から、生活習慣病の発症や重度化を予防するため、各種健康診査事業の充実に努めるとともに、健康増進法*や、高齢者の医療を確保する法律等を踏まえながら、成人期から高齢期に至る、各種保健事業・健康づくり事業の充実に取り組んでいきます。

8 精神疾患、精神障がいへの対応

精神疾患や精神障がい等に対する正しい知識や理解を深めるため、啓発活動の充実に努めるとともに、心の健康に関する相談体制や、心の健康づくりの充実に努めます。

また、安定した地域生活を送れるよう支援するため、医療機関や相談支援事業者等と連携し、サービスの提供や、精神疾患等に対する家族の理解を深めるとともに、自殺対策の推進に努めます。

しゅようじぎょう
＜主要事業＞

- ◇ せいかつしゅうかんびょう きいん しょう よぼうたいさく けんこうすいしんか
生活習慣病に起因する障がいの予防対策（健康推進課）
- ◇ にゅうようじけんこうしんさ いくじそудん けんこうすいしんか
乳幼児健康診査・育児相談（健康推進課）
- ◇ じりつしえんいりよう しょう ふくしか
自立支援医療（障がい福祉課）
- ◇ せいしんしょう しゃにゆういんいりようひじよせい いりようねんきんか
精神障がい者入院医療費助成（医療年金課）
- ◇ じゅうどしんしんしょう しゃいりようひじよせい いりようねんきんか
重度心身障がい者医療費助成（医療年金課）
- ◇ おやかていとういりようひじよせい いりようねんきんか
ひとり親家庭等医療費助成（医療年金課）
- ◇ つういんこうつうひ じよせい しょう ふくしか
通院交通費の助成（障がい福祉課）
- ◇ ほうもんかんご かくほうもんかんご
訪問看護（各訪問看護ステーション）
- ◇ とくていりりょうひ していなんびょう とくていしつかんいりようひじよせい くしろほけんじよ
特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費助成（釧路保健所）
- ◇ とくしゆしか ほけんいりようすいしんじぎょう くしろほけんじよ
特殊歯科保健医療推進事業（釧路保健所）
- ◇ ほつかいどうしょう しゃしか いりようきょうりょくいせいど くしろほけんじよ
北海道障がい者歯科医療協力医制度（釧路保健所）

V 教育・療育

1. 早期発見・療育体制の強化

現状と課題

○子どもの発達段階に応じて、その能力・個性を最大限に伸ばすため、必要な治療や指導訓練等の早期支援を行うことが重要です。特に、知的障がい・発達障がいなどでは、学齢期や成人期への移行の段階で、初めて障がいが認識されることも多く、療育の支援をするうえでも、早期の発見が極めて重要となります。

○これまで障がいのある子どもの早期療育に向けて、母子保健事業の充実と、児童発達支援センター*を中心とした関係機関との連携による、発達相談・支援体制の整備に取り組んできました。

○障がい児支援ニーズの増加に伴い、障害児通所支援を提供する事業所の整備は進んでいる一方、事業所に対するアンケート調査の結果では、専門的指導ができる人材の確保や、支援の質の向上が課題となっています。

○平成28年度に、子育てをしている障がいのある人を対象に行ったアンケート結果では、「子育てで困っていること」について「子どもの発達が心配」が40.0%、「子どもについての心配事が多い」が28.6%と、多くの保護者が、子育てに不安や心配を抱えている状況であり、子育てに関する相談や、子どもを含めた包括的な支援体制の充実に向けた検討が必要となっています。

○障がい者団体等からは、重症心身障がいや、医療的ケアが必要な児童が利用できるサービスの充実を求める意見が多く、事業所や関係機関と連携・協働し、地域の社会資源について、検討を進める必要があります。

おも すいしんこうもく
主な推進項目

- ライフステージの移行に合わせた切れ目のない支援
- 障がいをもつ保護者に対する子育て支援の充実^新
- 重症心身障がい児と医療的ケア児の支援の充実^新

きほんほうしん
基本方針

障がいの多様化が進む中で、発達障がいなど支援が必要となる子どもやその保護者に対して、適切な療育・支援を推進するとともに、関係機関の連携による一貫した支援体制の構築を図ります。

きほんてきしやく
基本的な施策

1 児童発達支援センターの充実

児童発達支援センターについて、療育を必要とする子どもが、適切な時期に個々の発達に応じたきめ細かな療育を受けられるよう、機能の充実を図るとともに、専門機能を活かし、幼稚園・保育所など関係機関への支援を積極的に行います。

2 障がいの早期発見と理解の促進

乳幼児健診の精度向上に努めるとともに、医療機関、保育所、幼稚園、子育て支援拠点センター*、学校、育児サークル*などにおいて、障がいを早期に発見できるよう、関係者に対する研修の推進を図ります。また、保護者に対して、子どもの心身の発達や育児全般について、必要な情報の提供に努めます。

3 家族への支援

保護者の就労支援、介護負担の軽減やレスパイト等の観点から、障がい児保育の拡大、障がい児受け入れ、子育て相談、家族の集いの開催等に取り組み、家族への支援を充実します。

4 療育の充実

障がいの特性に応じた療育の推進を図るとともに、家族との関わりが、子どもの心身の発達に重要な役割を果たすことを踏まえ、親子の関わり方への助言や、親同士の交流の場の提供などにも努めます。

5 関係機関の連携による支援、職員の資質向上

地域において障がいの疑いがある子どもを早期に発見できるように、医療機関、保育所、幼稚園、子育て支援拠点センター、学校、育児サークルなど関係機関の連携を強化します。

また、障がいの特性に応じた保育や、保護者に対する助言と情報提供が適切に行われるよう支援に努めるほか、相談などに携わる職員の研修体制の充実を図ります。

6 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

障がいのある子どもに対して適切な療育や指導を実施するには、障がいの特性や生育歴・療育歴などに配慮した援助が必要であることから、福祉や教育等関係機関の間での連携強化のため、サポートファイル*の導入検討など情報の共有を進め、ライフステージに応じた支援が、途切れることなく提供されるよう相談支援体制の構築を図ります。

7 障がいをもつ保護者に対する子育て支援の充実

「子育てアンケート」で把握したニーズや課題を踏まえ、障がいを持ちながら子育てをしている保護者が、地域で安心して子育てをできるよう、関係機関の子育て支援施策（資料編：P129「障がいをもつ親の子育て・包括的支援体制の構築」を参照）と連携し、子育て及び相談支援体制の充実に努めます。

8 重症心身障がい児と医療的ケア児の支援の充実

重症心身障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童が、安全に安心して充実した生活を送れるよう、サービス提供体制の構築に向けて、保健・医療・福祉等関係機関と連携・協働し、検討を進めます。

＜主要事業＞

- ◇ 障がい児保育の実施（こども育成課）
- ◇ 早期療育指導事業（児童発達支援センター）
- ◇ 市町村子ども発達支援センター事業（児童発達支援センター）
- ◇ 発達障害者支援体制整備事業（児童発達支援センター）
- ◇ 児童発達支援センター事業（児童発達支援センター）
- ◇ 保育所等訪問支援事業（児童発達支援センター）
- ◇ 障害児相談支援事業（児童発達支援センター）
- ◇ 早期発達支援事業・ポニーの教室（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ 児童発達支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 放課後等デイサービス（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 保育所等訪問支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 居宅訪問型児童発達支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 障害児相談支援（障がい福祉課）《再掲》

2. 障がい児教育の充実

現状と課題

○障がいのある子どもの自立と社会参加を支援していくため、教育の場における障がい児支援の充実が求められています。一人ひとりの障がいの状況に応じた教育により、その可能性や能力を最大限に伸ばし、社会的に自立できるよう、幅広い指導や支援が重要です。

○これまで、幼稚園や保育所等に対する訪問指導の実施や、小中学校においては、学校生活や学習などのサポートを行う特別支援教育指導員*を配置し、一人ひとりの特別な教育的ニーズと、発達状況に応じたきめ細かな支援を実施してきました。

○基幹相談支援センターに総合支援コーディネーター*を設置し、ライフステージの移行に合わせた総合的なサービスの提供が切れ目なく行われるよう、体制の整備を進めてきました。

○特別支援教育*については、教職員の専門性の向上や就学相談の充実に努めていますが、障がい者団体等からの意見では、卒業後の進学先等進路のことについて不安を抱えている保護者が多いことから、今後も、ライフステージに合わせ、児童一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援と保護者に対する情報提供に努めていく必要があります。

主な推進項目

- ライフステージの移行に合わせた切れ目のない支援

基本方針

子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、社会的に自立するための力を身につけることができるよう、一人ひとりの特性に応じた教育を推進するとともに、学校施設の環境整備、交流教育の推進、保護者への支援に取り組みます。

基本的な施策

1 学齢期前の療育指導の充実

学齢期前の障がいのある子どもが、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう、継続的な支援体制の充実や、幼稚園や保育所等に対する訪問指導に努めます。

2 学校教育の体制整備

学校において、障がいのある子どもに対し、障がいの特性に応じた適切な教育が行われるよう、支援体制の整備に努めます。

3 教職員の専門性の向上

障がいに対する深い理解と認識を持ち、一人ひとりの障がいの状態や、発達段階等に応じたきめ細かな教育を実施できるよう、教職員の専門性、指導力の向上を図ります。

4 就学相談の充実

障がいのある子どもの就学や、卒業後の進路について、保護者が判断できるよう、総合支援コーディネーターの活用を図りながら、積極的な情報収集や情報提供を行うなど、就学相談の充実を図ります。

5 特別支援教育の推進

障がいのある子ども一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて、その持っている力を高めることができるよう、市内の小中学校の特別支援学級の適正な配置を進めます。

特別支援学級や普通学級に在籍する障がいのある子どもに対し、一人ひとりに応じた個別の指導計画*や個別の教育支援計画*を作成し、適切な指導・支援を行います。

また、教育支援のため、小中学校において、障がいのある子どもへの生活介助、学習活動のサポート等を行う特別支援教育指導員による支援の充実を図ります。

6 卒業後に向けた取り組み

障がいのある子どもの状況や家族等の意向を踏まえ、卒業後も適切な支援が切れ目なく円滑に行われるよう、総合支援コーディネーターや高等教育機関、特別支援学校*、障がい者支援施設等関係機関と連携し、進路相談・指導体制の充実を図ります。

7 学校施設の環境整備

障がい特性に配慮した安全な学校施設の環境を整えるため、バリアフリー化を進めます。

8 交流教育の推進

障がいのあるなしにかかわらず、お互いを認め合い、支え合い、理解を深められるよう、各種行事や交流事業を通じて、特別支援学級の児童と普通学級の児童との交流を推進します。

9 保護者への支援

保護者の相互理解を深め、孤立を防ぐため、保護者の集い等の開催の支援を行います。

また、保護者の介護負担軽減やレスパイトのため、短期入所や日中一時支援などによる支援を行います。

＜主要事業＞

- ◇ 釧路市教育支援委員会の運営（教育支援課）
- ◇ 肢体不自由児等への通学援助（教育支援課）
- ◇ 特別支援教育就学奨励費（学校教育課）
- ◇ 特別支援教育の推進（教育支援課）
- ◇ 特別支援教育指導員の配置（教育支援課）
- ◇ 交流教育の推進（教育支援課）
- ◇ 学校施設、設備の充実（教育支援課）
- ◇ 短期入所（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 日中一時支援（障がい福祉課）《再掲》

VI 雇用・就労

1. 雇用・就業機会の確保・拡大

現状と課題

○障がいのある人が、働くことを通じて自立し社会参加することは重要であり、これまで就労支援と事業所や企業等への、就労支援施策の充実に努めてきた結果、障がいのある人の就労者数は年々増加し、法定雇用率達成企業数の伸びています。

○就労移行支援充実強化事業では、就労支援事業所の機能強化と合わせ、企業向けに、研修会や障がい者雇用に関する実態調査を実施するなど、雇用の促進に努めてきたほか、就労支援強化事業の実施により、職場実習を受け入れる企業を開拓し、一般就労につなげてきました。

○平成30年4月施行の改正障害者雇用促進法*に基づく法定雇用率の見直しにより、障がい者雇用が一層進むことから、関係機関と連携して、雇用職場における障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務に関する啓発と合わせ、精神障がいや発達障がいに対する理解促進について、受け皿となる企業への取り組みを継続していく必要があります。

○障がいのある人の、雇用就労に関する啓発活動を継続して展開し、障がい特性に適した就労の場を確保するなどの就労支援とともに、障がいのある人が、安心して働き続けられる職場定着への支援も必要となっています。

主な推進項目

- 雇用職場における差別解消と合理的配慮の提供義務の啓発^(新)
- 障がいのある人への就労支援の充実
- 法定雇用率未達成企業に対する雇用促進

基本方針

障がいのある人が働くことを通じ自尊心や自立心をもって生活できるよう、
 企業・就労支援事業所・その他の関係機関と連携し、就労の場や就労の機会
 の確保を図り、安心して就職・雇用できる環境を整えます。

基本的な施策

1 障がい者雇用・制度に関する啓発、情報提供等

事業者等に対し、障がい者雇用の理解を広げていくため、ハローワーク等の
 関係機関と連携しながら、障害者雇用促進法に基づく障がい者差別の禁止と
 合理的配慮の提供義務の啓発と合わせて、各種制度の周知や情報提供に努め
 るほか、法定雇用率未達成の企業に対する啓発を行います。

2 関係機関の連携強化

自立支援協議会を中心に、「くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援セン
 ターぶれん」やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、一般就労を目指
 す障がいのある人と雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環
 境を整えます。

3 障がいのある人の雇用・職場への定着支援

雇用の促進と職場への定着を推進するため、ハローワークや関係機関と連携
 して、障がいに対する理解及びジョブコーチ*の活用を促進するほか、生活上の
 支援を行う就労定着支援の充実に努めます。

4 職業能力の向上支援等

就職後における職業能力の向上を図るため、関係機関と連携して、必要
 な技術への対応などスキルアップの支援に努めます。

5 職場実習等の拡充

職場実習を推進するとともに、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業所や企業等と連携を図り、就職に向けた実務訓練の機会の確保・充実を図ります。

6 釧路市障がい者就労貢献企業認定制度等の推進

企業等に対し、障がい者就労貢献企業認定制度*の周知と活用を働きかけ、障がい者雇用と障がい者支援施設等への業務発注の機会を広げるとともに、障がいのある人の雇用に積極的な企業への支援を推進していきます。

＜主要事業＞

- ◇ 障がいのある人への就労支援（障がい福祉課）
- ◇ 就労移行支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 就労定着支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 就労支援強化事業（障がい福祉課）
- ◇ 釧路市障がい者就労貢献企業認定制度（障がい福祉課）
- ◇ 釧路市優良勤労障がい者等表彰制度（障がい福祉課）

2. 福祉的就労の支援

現状と課題

- 障がいのある人の就労の意向は高く、自分に合った仕事や、それぞれの障がいの状況に応じた働き方を強く望んでいます。
- 障がいのある人の生きがいと経済的自立のために、福祉的な就労の場である就労支援事業所の果たす役割は大きく、これまで事業所に対して、研修の実施、作業委託、製品の販売促進、販路拡大などの様々な就労支援を実施してきました。
- 就労支援事業所の工賃*水準の向上を図るため、「釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、選挙啓発物品や、市有施設の草刈業務などの発注を行い、福祉的就労を支援する取り組みを進めています。
- 就労支援事業所の活動内容や授産製品*等を紹介したパンフレット「Style」（スタイル）を作成し配布したほか、市のホームページにも掲載し、広く市民に周知を図り、障がいへの理解と事業所の利用拡大につなげています。
- このような取り組みにより、福祉施設の工賃の確保が図られていますが、今後も、工賃水準の向上のため、市における物品及び役務の優先発注や、魅力ある製品の開発、販路開拓・拡大等の支援や、障がい者就労に対する啓発を継続して実施していく必要があります。

主な推進項目

- 就労支援強化事業による工賃水準の向上
- 授産製品の販売促進・販路拡大

基本方針

障がいのある人が、自分に適した環境で自分らしく働き、自尊心や自立心をもって生活できるよう、福祉的就労への支援を行うとともに、就労環境の整備を図ります。

基本的な施策

1 就労支援事業所等の充実

障がいのある人が自分らしく働けるように、就労環境の整備に努め、就労支援事業所等の充実を促進します。

2 就労支援事業所等への支援

「釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、就労支援事業所等に対する業務の発注を促進するとともに、障がいのある人への就労支援の充実のため、事業所向け研修会の開催や、福祉の店「ぴゅあめいどまーけっと」への支援など、事業所等への支援を図り、福祉的就労における工賃水準の向上に努めます。

＜主要事業＞

- ◇ 就労継続支援（A型・B型）（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 障がいのある人への就労支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 就労支援強化事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 「釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定（障がい福祉課）
- ◇ 授産製品の販売促進や販路の拡大（障がい福祉課）

Ⅶ 余暇・生きがい

1. 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興

現状と課題

○文化芸術・スポーツ等余暇活動は、活力ある豊かな生活を送るうえで重要なことから、障がい者スポーツ*大会等の開催、文化サークル活動への支援、点字図書館の運営など、これまで障がいのある人の余暇活動の充実に努めてきました。

○障がいのある人の、生きがいと社会参加を目的とした障がい者芸術作品展では、市民の鑑賞の機会を確保し、芸術活動への理解を広めるため、特別展の開催や巡回展先の拡大を進めてきました。

○市民、ボランティアが多く参加する、釧路湿原全国車いすマラソン大会の開催では、障がい者スポーツの振興とノーマライゼーションの理念の普及が図られています。

○共生社会を実現するためには、年齢、障がいのあるなしにかかわらず、スポーツ・レクリエーション、生きがい及び余暇活動を継続して推進していく必要があります。

主な推進項目

- 文化芸術・スポーツ活動の促進
- パラリンピック選手との交流の推進

基本方針

年齢・障がいのあるなしにかかわらず、身近な地域で、主体的に楽しく生きがいをもって生活できるように、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション等の余暇活動の振興を図るとともに、活動を楽しめる環境の整備を促進します。

基本的な施策

1 文化芸術活動の促進

障がいのある人の文化芸術・余暇活動を促進するため、障がい者団体等と連携・協力し、各種講座の情報提供の充実を図るとともに、活動の場や作品展等成果発表の機会を確保に努めます。

また、障がいのある人及び障がい者団体等が、実施している文化芸術活動を支援するため、ボランティアの確保に努めます。

2 障がい者スポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人が、自身の健康の維持や体力づくりに取り組み、積極的な社会参加ができるよう、スポーツ・レクリエーションの普及と指導員の養成に努めるとともに、障がい者スポーツ大会の開催や交流事業などにより、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

3 観光等へのアクセス

「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づいた、観光施設等のバリアフリー化を促進するとともに、観光施設や宿泊施設などの情報提供に努めます。

しゅようじぎょう
〈主要事業〉

- ◇ だまえこうざ じっし しょうがいがくしゅうか さいけい
出前講座の実施（生涯学習課）〈再掲〉
- ◇ ぶんかかつどう しえん こうりゆう そくしん しょう ふくしか
文化活動への支援と交流の促進（障がい福祉課）
- ◇ ぎじゆつしゅうとく しえん しょうがいしやきょうようぶんかたいいくしせつ さいけい
パソコン技術習得の支援（障害者教養文化体育施設）〈再掲〉
- ◇ せいしんしょう しゃ ちいきかつどうそくしん しょう ふくしか
精神障がい者の地域活動促進（障がい福祉課）
- ◇ くしろしづげんぜんこくくるま たいかい しょう ふくしか さいけい
釧路湿原全国車いすマラソン大会（障がい福祉課）〈再掲〉
- ◇ しょう しゃ たいかい かいさいしえん しょう ふくしか
障がい者スポーツ大会の開催支援（障がい福祉課）
- ◇ しょう しゃ きょうしつ かいさい しょう ふくしか
障がい者スポーツ教室の開催（障がい福祉課）
- ◇ しょう しゃ しどうしゃ ようせい しゃかいふくしきょうぎかい
障がい者スポーツの指導者の養成（社会福祉協議会）

2. 障がいのある人の社会活動の促進

現状と課題

- 障がいのある人の社会活動等は、その生活を向上させるだけでなく、権利を守るうえでも重要です。
- 障がいのある人や家族、支援する人等によるボランティア活動等として、毎年4月2日に開催されている「世界自閉症啓発デー*」等の活動協力や各障がい者団体等の運営に対する支援に努めてきました。
- 障がいのある人や家族、支援する人等によるボランティア活動等に対する支援を行っており、活動の推進のため、継続した取り組みが必要です。
- 障がいのある人が地域で豊かな生活をしていくためには、地域の理解と見守りが大切であり、今後も、障がい者団体の活動に対する周知啓発の取り組みを継続していくことが重要です。

主な推進項目

- 当事者活動（個人・団体）に対する理解と支援

基本方針

社会の一員として、地域で安全に安心して暮らせるように、障がいのある人が主体的に取り組む当事者活動や地域での交流活動など、社会参加できるような活動の推進とその支援に努めます。

基本的な施策

1 当事者活動の促進

障がいのある人やその家族の気持ちに寄り添い、お互いに助け合うことができるよう、ピアカウンセラー*等による社会活動について支援します。

2 まちづくり活動への参加支援

自ら地域に働きかけていく主体的な活動を促進するため、ボランティア体制の充実等により、障がいのある人がまちづくり活動等に積極的に参加できるよう支援します。

3 地域での交流活動の推進

障がいのある人とない人の、地域における様々な交流活動を推進し、相互の理解と尊重による共生社会の実現を目指します。

＜主要事業＞

- ◇ 本人活動の促進（障がい福祉課）
- ◇ 精神障がい者の地域活動促進（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 障がい者団体活動の支援（障がい福祉課）

3. 活動参加のための支援

現状と課題

障がいのある人が余暇活動や社会活動に積極的に参加し、地域で自立した豊かな生活をしていくためには、移動手段や情報の収集・受発信に対する支援が重要であり、道路環境や公共施設等のバリアフリー化、重度障がい者交通費助成制度、運賃等割引制度の周知、意思疎通支援等の充実に努めました。

社会活動を行ううえで、必要な支援や配慮を求める障害者マーク*については、市の広報紙やホームページ、フェイスブックを活用するなど普及啓発に努めていますが、今後も継続した取り組みが必要です。

主な推進項目

- 障害者マークの推進
- 意思疎通支援の充実

基本方針

障がいのある人が社会参加することにより、生き生きとした生活を送れるよう、障がいに対する理解を促進し、外出支援、情報提供、専門的なボランティアの養成など活動参加のための様々な支援に努めます。

基本的な施策

1 外出支援の充実

障がいのある人の社会参加が促進されるよう、日常生活における移動手段の確保や、移動支援事業の実施、身体障害者補助犬の啓発、身体障がい者用

ちゆうしゃくかく てきせい りようとうこうきよう すいしん しょう りかい しえん ちと
 駐 車 区 画 の 適 正 な 利 用 等 公 共 マ ナ ー の 推 進 、 障 がい へ の 理 解 や 支 援 を 求 め る
 しょうがいしゃ みみ どう しゅうち つと がいしゅつしえん
 障 害 者 マ ー ク (耳 マ ー ク 、 ヘ ル プ マ ー ク * な ど) 等 の 周 知 に 努 め 、 外 出 支 援 の
 じゅうじつ はか
 充 実 を 図 り ま す 。

2 情報提供と意思疎通の支援

しょうほうていきよう い し そ つ う し え ん
 コミュニケーションに障がいのある人の社会参加の機会が保障されるよう、
 てんじ こえ こうほう じょうほうていきよう しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん しえん
 点 字 ・ 声 の 広 報 に よ る 情 報 提 供 、 手 話 通 訳 者 や 要 約 筆 記 者 の 派 遣 な ど の 支 援 に
 つと こうえんかい しゅざいしゃどう たい しゅわつうやくしゃ ようやく
 努 め る と と も に 、 講 演 会 や シ ン ポ ジ ウ ム の 主 催 者 等 に 対 し て 、 手 話 通 訳 者 ・ 要 約
 ひつきしゃ はいち はたら つと
 筆 記 者 の 配 置 に つ い て の 働 き か け に 努 め ま す 。

3 活動を支える人材の養成・団体への支援

しょう ひと しゃかいさんかかつどう しえん かつどう ささ せんもんてき
 障 がい の あ る 人 の 社 会 参 加 活 動 を 支 援 す る た め 、 活 動 を 支 え る 専 門 的 な ボ ラ
 ン テ ィ ア の 養 成 、 障 がい 者 団 体 ・ 家 族 の 会 等 へ の 支 援 に 努 め ま す 。

4 施設等利用のための支援

しょう ひと ぶんかげいじゅつかつどう かつどう さい
 障 がい の あ る 人 の 文 化 芸 術 活 動 、 ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 活 動 に 際 し て
 こうきょうしせつ りよう ばあい しせつしりょうりょう げんめん しえん おこな
 公 共 施 設 を 利 用 す る 場 合 に は 、 施 設 使 用 料 の 減 免 な ど の 支 援 を 行 い ま す 。

しゅようじぎょう <主要事業>

- ◇ いどうしえんじぎょう しょう ふくしか さいけい
 移動支援事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しょう しゃさべつかいしりょうすいしんじぎょう しょう ふくしか さいけい
 障がい者差別解消推進事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ じゅうどしりょう しゃこうつうひじよせいじぎょう しょう ふくしか さいけい
 重度障がい者交通費助成事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ あんぜんうんてん こうきよう こうじよう けいはつ しみんせいかつか さいけい
 安全運転・公共マナー向上の啓発（市民生活課）《再掲》
- ◇ しえんじぎょう しょう ふくしか さいけい
 コミュニケーション支援事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しゅわとうふきゆうけいはつそくしんじぎょう しょう ふくしか さいけい
 手話等普及啓発促進事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しょう しゃだんたいとう しえん しょう ふくしか
 障がい者団体等の支援（障がい福祉課）
- ◇ しせつかんらんりょう にゅうかんりょうめんじよせいど しゅうち しょう ふくしか
 施設観覧料・入館料免除制度の周知（障がい福祉課）

VIII 相談支援

1. 相談支援事業の充実と強化

現状と課題

○障がいのある人やその家族が、地域で安全に安心して暮らしていくために、身近にいつでも相談できる窓口が必要です。また、日常生活や社会生活を営むために必要なサービスを、自ら選択し利用するためには、わかりやすい情報提供を行うとともに、個々のニーズに応じた障害福祉サービス等利用計画の作成などを行う相談支援体制が重要となります。

○これまで基幹相談支援センターの設置や、相談支援事業所等の確保など、相談支援体制の整備を行うとともに、各種相談窓口の周知・啓発に努めてきました。

○自立支援協議会において、個別の困難事例や地域課題等の情報共有や協議等を進めてきたほか、相談支援事業所等の指導監査を実施し、相談支援の質の確保と運営の適正化に努めてきました。

○相談支援に対するニーズ調査の結果では、「安心して相談できる」と答えた人が24.4%と最も多く、「どこに相談していいかわからない」と回答した人が20.4%であり、今後の相談先の役割についての周知啓発など、継続した取り組みが必要です。

○障がいのある人の意思決定支援に配慮し、多様な障がい特性やライフステージに応じた相談支援が提供されるよう、相談支援事業所等に対し、基幹相談支援センターにおける研修会の実施等、支援に努めていますが、障がい者団体等からの意見では、相談支援事業者の質の向上と人材の確保が課題とされています。

○ニーズ調査や障がい者団体等からの意見では、障がいのある人や、家族等の高齢化により、緊急時の対応や親亡き後を見据えた支援も課題となっており、

かんけいきかん かなないちょうそん れんけい ちいき たいおう そうだんしえんたいせい せいび
関係機関、管内町村と連携して地域のニーズに対応した相談支援体制の整備
つと ひつよう
に努めていく必要があります。

おも すいしんこうもく
主な推進項目

- そうだんしえん しつ こうじょう そうだんまどぐち しゅうちけいはつ
相談支援の質の向上と相談窓口の周知啓発
- きんきゅうじ おやな あと そうだんしえんたいせい こうちく
緊急時や親亡き後の相談支援体制の構築^新
- そうだんしえんじぎょうしゃどう しどうかんさ じっし
相談支援事業者等の指導監査の実施^新

きほんほうしん
基本方針

しょう がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きかんそうだんしえん
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援セン
ちゅうしん そうだんきのう きょうか はか みちか ちいき そうだん たいせい
ターを中心とした相談機能の強化を図るとともに、身近な地域で相談できる体制
かくほ そうだんしえんじぎょうしゃ じゅうじつ じゅうじしゃ しつ こうじょう はか
を確保するため相談支援事業所の充実と従事者の質の向上を図ります。

きほんてき しさく
基本的な施策

1 そうだんきかん じょうほうていきょう
相談機関についての情報提供

かくしゅうそうだんきかんおよ ぎょうむないよう かん じょうほう し こうほうし
各種相談機関及びその業務内容に関する情報について、市の広報紙やホーム
ページ等を活用し、周知に努めます。

2 みちか そうだんしゃ しゅうち
身近な相談者の周知

ちいき みちか そうだんさき みんせいいいん じどういいん しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてき
地域の身近な相談先として、民生委員・児童委員*、身体障害者相談員・知的
しょうがいしゃそうだんいん しゅうち つと
障害者相談員の周知に努めます。

3 そうだんしえんじぎょうしゃ きかんそうだんしえん きのうじゅうじつ
相談支援事業所・基幹相談支援センターの機能充実

てきせつ せいかつしえん けいかくそうだんしえん じっし しょうがいふくし どう りよう
適切な生活支援や計画相談支援の実施により、障害福祉サービス等の利用や、
こま そうだんしえん たいおう けいかくそうだん にな そうだんしえんじぎょうしゃどう じゅうじつ
きめ細かな相談支援に対応するため、計画相談を担う相談支援事業所等の充実
はか
を図ります。

また、きかん 基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核的役割を担うため、
そうごうてき 総合的かつ専門的な相談窓口としての機能の充実に努めます。

4 相談支援機関のネットワーク化の推進

しょう 障がいのある人の生活全般を支えるための総合的な相談支援体制が確保され
るよう、じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会のネットワーク化を推進します。

5 相談支援事業に従事する職員の資質の向上

たし 確かな相談体制を確保するため、けんしゅうどう 研修等を通じ相談支援に従事する職員の
ししつ こうじょう つと 資質の向上に努めます。

6 相談支援事業者の資質向上

しょうだんしえんじぎょうしゃ 相談支援事業者に対し、きかんしょうだんしえん 基幹相談支援センターと連携し、しょうがいふくし 障害福祉サービス
どうりようけいかくどう 等利用計画等に関する助言指導、しどうかんさ 指導監査の実施により、しょうだんしえんじぎょうしゃ 相談支援事業者の質
こうじょう の向上と事業運営の適正化に努めます。

7 地域生活支援拠点の整備

しょう 障がいのある人の高齢化・重度化や介護者の高齢化に対応するため、おやなあと 親亡き後、
しょう 障がいのある人が単身でも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、
きんきゅうじ 緊急時や24時間対応が可能な相談支援体制の整備に努めます。

しゅようじぎょう
＜主要事業＞

- ◇ し きかん そうだんしえん しょう ふくしか
市の機関での相談支援（障がい福祉課）
- ◇ しょう しゃしゅうろうしえんそうだんまどぐち かいせつ しょう ふくしか
障がい者就労支援相談窓口の開設（障がい福祉課）
- ◇ きかんそうだんしえん じぎょう しょう ふくしか
基幹相談支援センター事業（障がい福祉課）
- ◇ じりつしえんきぎょうかい しょう ふくしか
自立支援協議会（障がい福祉課）
- ◇ そうだんしえんじぎょう ちいきせいかつしえんじぎょう しょう ふくしか
相談支援事業(地域生活支援事業)（障がい福祉課）
- ◇ けいかくそうだんしえん しょう ふくしか さいけい
計画相談支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しょうがいじそうだんしえん しょう ふくしか さいけい
障害児相談支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ ちいきいこうしえん しょう ふくしか さいけい
地域移行支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ ちいきていちゃくしえん しょう ふくしか さいけい
地域定着支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しんたいしょうがいしやそうだんいん ちてきしょうがいしやそうだんいん せつち しょう ふくしか
身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置（障がい福祉課）

IX けんりようご 権利擁護

1. しょうがいのある人の権利擁護

げんじょう かだい 現状と課題

- しょうがいのある人が、地域で安心して生活を送るためには、互いを思いやり、尊重し合いながら暮らせる社会になることが必要です。
- 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、しょうがいのある人の人権尊重・権利擁護はますます重要となり、同年に設置したしょうがい者虐待防止センターでは、しょうがい者虐待の相談、市民及び事業者向け研修会の開催などにより、虐待の防止に取り組んできました。
- 権利擁護成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談窓口の設置や、NPO法人くしろ市民後見センターおよびNPO法人後見ネットワーク阿寒と連携し、市民後見人の養成や後見活動を支援する取り組みを実施してきました。また、平成27年10月より、法人後見事業の実施体制が整い、しょうがいや認知症等により判断能力に不安を抱える人が、長きにわたり安心して制度を利用できる支援体制の充実が図られています。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、市民や事業者に広く啓発するため、市民シンポジウムや出前講座を実施してきたほか、市職員対応要領「しょうがいのある方への“は～とふる”サポートブック」を作成し、職員研修による制度の周知に務めてきました。また、しょうがい者差別解消支援地域ネットワーク会議を設置し、地域のしょうがいのある人の権利擁護の推進を図ってきました。
- ニーズ調査の結果では、障害者差別解消法やしょうがいへの理解が低い状況にあり、しょうがいのある人の権利擁護の推進のため、今後も継続して啓発に取り組んでいく必要があります。

おも すいしんこうもく
主な推進項目

- しょうがいしゃさべつかいしょうぼう しゅうちけいはつ
● 障害者差別解消法の周知啓発^新
- せいねんこうけんせいと りょうそくしん
● 成年後見制度の利用促進

きほんほうしん
基本方針

しょうがいのある人もない人も、だれ ちいき あんしん じぶん せいかつ
障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心して自分らしく生活できるよう
に、しょうがいのある人のそんげん たい きょういく けいはつ きょうか
に、障がいのある人の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、けんり
しんがい けんりようご きゃくたいぼうし しゅうち たいせい ちいき みまも
侵害されないよう権利擁護、虐待防止の周知・体制づくり、地域の見守りネット
ワークづくりをそくしん
促進します。

きほんてき しさく
基本的な施策

こうほう けいはつかつどう すいしん
1 広報・啓発活動の推進

し こうほうし しょう ぶくしか かくしゅぎょうじ
市の広報紙やホームページ、障がい福祉課フェイスブック、各種行事、
けんしゅうかいとうさまさま きかい たら しょう ひと じんけんそんちよう けんりようご かん
研修会等様々な機会を捉えて、障がいのある人の人権尊重・権利擁護に関する
こうほう けいはつかつどう すいしん
広報・啓発活動を推進していきます。

けんりようご すいしん
2 権利擁護の推進

しょう ひと けんりようご むりょうほうりつそらだんおよ ほう ほうりつ
障がいのある人の権利擁護のために、無料法律相談及び法テラス*による法律
そらだん ほうりつじよう しょもんだい たいおうしえん そくしん
相談、法律上の諸問題への対応支援などを促進します。

こ じんけんそんちよう けんりようご いしき かんしん
子どものときから、人権尊重・権利擁護についての意識や関心をもてるよう、
がっこうきょういく しょうがいがくしゅう と く しゃかいせいかつ なか こうりゅう すいしん はか
学校教育、生涯学習での取り組みや、社会生活の中での交流の推進を図ります。

3 障がい者を理由とする差別の解消の推進

市民や事業者に対し、障害者差別解消法の普及啓発に努めるとともに、障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議を活用し、障がいへの理解の促進を図ります。

また、市職員対応要領「障がいのある方への“は～とふる”サポートブック」により、職員の障がいへの理解を深め、障がい特性に配慮した対応や取り組みを推進します。

4 成年後見制度の利用促進及び普及啓発

釧路市権利擁護成年後見センターを中心に、NPO法人くしろ市民後見センター、NPO法人後見ネットワーク阿寒等の関係機関と連携して、成年後見制度の利用を促進するとともに、制度の普及・啓発、市民後見人の養成と支援体制の充実を図り、判断能力に不安のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めます。

5 日常生活自立支援事業の周知・定着

社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業の周知・定着を図り、障がいのある人の権利の擁護に努めます。

6 福祉サービス提供事業者による人権侵害の防止

障がいのある人が、安心して福祉サービスを利用できるよう、従事する職員のスキルを高めるための研修の実施を働きかけるなど、権利擁護の推進を図ります。

7 障がい者虐待防止の体制整備と虐待への的確な対応

障がいのある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、障がい者虐待防止センターを中心に関係機関の連携を強化し、虐待防止体制の充実を

はか しみん しょう しゃだんたい かんけいじぎょうしょ きぎょうとう たい ぎやくたいぼうし
図るとともに、市民、障がい者団体、関係事業所、企業等に対し、虐待防止に
かん けいはつかつどう せつきよくてき おこな
関する啓発活動を積極的にを行います。

8 地域における見守りネットワークづくり

しょう ひと けんりようご ぎやくたいぼうし しみん みんせい
障がいのある人への権利擁護、虐待防止のため、市民、ボランティア、民生
いいん じどういいん じぎょうしょうちいきかつどう にな ひと きょうどう しえん
委員・児童委員、事業所等地域活動を担う人が、協働して支援していけるよう、
ネットワークづくりに努めます。

9 経済的に安定した生活の保障

じりつ けいざいきばん かくほ しゅうろうしえんきぎょうかじぎょう じっし しょう
自立した経済基盤を確保するため、就労支援強化事業を実施し、障がいのあ
ひと こよう しゅうろう たほうめん しえん
る人の雇用・就労を多方面から支援します。

あんてい けいざいきばん かくほ ねんきん かくしゅてあて ぜいせいじょう ゆうぐう そち
また、安定した経済基盤の確保のため、年金や各種手当、税制上の優遇措置
かくしゅじょせいせいで しゅうち はか
や各種助成制度の周知を図ります。

＜主要事業＞

- ◇ しょう しゃぎやくたいぼうし じぎょう しょう ふくしか
障がい者虐待防止センター事業（障がい福祉課）
- ◇ せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう しょう ふくしか さいけい
成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ けんりようごせいねんこうけん じぎょう しょう ふくしか
権利擁護成年後見センター事業（障がい福祉課）
- ◇ ほうじんこうけん じっし くしろししやかいふくしきょうぎかい
法人後見の実施（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう くしろししやかいふくしきょうぎかい
日常生活自立支援事業（釧路市社会福祉協議会）
- ◇ しゅうろうしえんきぎょうかじぎょう しょう ふくしか さいけい
就労支援強化事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ しょうちいき じぎょう くしろししやかいふくしきょうぎかい さいけい
小地域ネットワークづくり事業（釧路市社会福祉協議会）《再掲》

2. 共生社会の実現のための支援

現状と課題

○障がいのあるなしにかかわらず、個々の人権が認められ、地域で自分らしく暮らしていける共生社会の実現のために、障がいのある人が意思決定に参画していくことが重要です。

○障害者施策推進協議会や自立支援協議会には、種別ごとに障がいのある人たちが参加していますが、共生社会の実現のためには、まちづくり等のあらゆる分野で、必要に応じて、障がいのある人の意見が反映される環境づくりを推進していく必要があります。

主な推進項目

- 自主的活動を行う団体に対する支援
- 障がいのある人の市政等への参画

基本方針

障がいを理由にまちづくり等への参画機会が制限されないように、障がいのある人等の自主的な活動を促進するとともに、参画のための環境づくりに取り組み、自立と社会参加を促進します。

基本的な施策

1 共生社会の実現のための情報発信・自主的活動の促進

共生社会を実現していくために、障がいのある人や家族、団体等の情報

発信を支援し、情報交流機会の充実に努めます。

また、障がいのある人が地域での活動やまちづくり活動など、様々な自主的活動に積極的に取り組めるよう支援します。

2 障がいのある人の市政等への参画促進

市の審議会等を通じた市政への参加や、障がいのある人に配慮した投票制度

の周知を行うとともに、点字資料等による情報提供や手話通訳の設置などの

意思疎通に必要な手段の確保に努め、障がいのある人の市政等への参画を促進します。

＜主要事業＞

- ◇ 市政への参画の促進（障がい福祉課）
- ◇ 障がい者団体活動の支援（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 郵便による不在者投票制度の周知（選挙管理委員会）
- ◇ コミュニケーション支援事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 手話等普及啓発促進事業（障がい福祉課）《再掲》
- ◇ 障害者施策推進協議会（障がい福祉課）
- ◇ 自立支援協議会（障がい福祉課）《再掲》

しりょうへん
資料編

しゅようじぎょう

1. 主要事業

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
【I】広報・啓発・福祉活動				
1. 情報受信・発信体制の整備充実	図書・資料の貸出 《P39》	・点字図書、声の図書、字幕入りビデオの貸出（身体障害者福祉センター・釧路市点字図書館）	・年間制作数 点字図書 116タイトル 音声図書 70タイトル ・年間貸出数 点字図書 248タイトル 750冊 音声図書 2,459タイトル 2,459冊	障がい福祉課 （身体障害者福祉センター）
	声の広報くしろ発行 《P39》	・声の広報くしろ ・市議会だより	・広報くしろ 月1回発行 ・市議会だより 年4回発行 （利用者数18人、貸出数295巻）	障がい福祉課 （身体障害者福祉センター）
	点字図書館の充実 《P39》	・デジタル録音機の整備 ・音声コード*読み上げ機 の設置	・デジタル録音機 設置台数49台 ・音声コード読み上げ機 設置台数 1台	障がい福祉課 （身体障害者福祉センター）
	市ホームページによる 情報提供 《P39》	・市ホームページによる障 害福祉サービス等の情報 提供	・障害福祉サービス、各種制 度のほか、当課主催の会議の記 録や参加・実施したイベント 等について掲載	障がい福祉課
	障がい福祉課フェイス ブックによる情報 発信 《P39》	・フェイスブックによるイ ベント等の情報提供	・当課主催のイベント等の情報 発信	障がい福祉課
	出前講座の実施 《P39》	・まちづくり出前講座の活 用促進	・「広報くしろ」、市ホーム ページ等により事業の活用 （参加）促進を図った。	生涯学習課
	障がい者差別解消推 進事業 《P39》	・「障害者差別解消法」の 普及啓発	・まちなかにぎわい広場と同時 開催で、車いすと白杖体験 コーナーを設置	障がい福祉課
	コミュニケーション 支援事業 《P39》	・聴覚障がいや視覚障がい のある人を対象とするコ ミュニケーション支援 （釧路市身体障害者福祉 センター）	○奉仕員養成講座の開催 ・手話奉仕員養成講座 回数30回 受講延人員325人 ・点訳及び音訳奉仕員養成講座 回数37回 受講延人員249人 ・要約筆記奉仕員養成講座 回数14回 受講延人員120人 ○意思疎通支援者の派遣 ・手話通訳者派遣件数 1,095件 ・要約筆記者派遣件数 145件 ○ろうあ者相談員の設置 相談件数461件	障がい福祉課 （身体障害者福祉センター）
	手話等普及啓発促進 事業 《P39》	・手話の普及を通じて、聴 覚障がいや手話の理解促 進のための事業の実施	・市民向け手話講座 2回 ・講演会等手話通訳者等の派遣 10回 ・手話動画の配信 4回	障がい福祉課
パソコン技術習得の 支援 《P39》	・障がい者団体等に対する パソコンの基礎的な操作 研修	・参加者 1名 （随時実施）	障がい福祉課 （障害者教養文 化体育施設）	

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
2. 広報・啓発活動の充実	広報・啓発の推進 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ等の活用 ・ 車いすマラソン等各種イベントの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報くしろ」や「釧路市の保健福祉」の発行及び市ホームページやフェイスブックに障害福祉サービスをはじめ各種制度、障害福祉サービス等ニーズ調査等の各種調査結果を掲載 ・ 障害者差別解消法市民シンポジウムの開催 ・ 車いすマラソン 選手109人 ・ 係員、ボランティア 約1,200人 	障がい福祉課
	障がい者芸術作品展 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者・児の芸術作品を鑑賞する機会を提供し、生活を豊かにする共に障がい者への理解を深め、芸術文化活動を通じた障がい者・児の社会参加を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者芸術作品展の開催 H29.2.4(土)～5(日) 招聘作品(絵画18点)、障がい者・児作品67点、特別支援学校(2校17点)、特別支援学級(1校1点)による展示 来場者数2,871人 ・ 巡回展の開催(2月・3月) 市役所、イオンモール釧路昭和店、阿寒町公民館、音別町行政センターで開催 来場者総数1,200人 ・ 北大通特別展示 (3月14～21日) 北洋銀行釧路中央支店、みずほ銀行釧路支店、釧路信用金庫本店営業部、北海道銀行釧路支店、釧路信用組合本店営業部、北陸銀行釧路支店、市民活動センターわつとで開催 	障がい福祉課
	釧路湿原全国車いすマラソン大会 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツの振興と社会参加の促進 ・ 全国からの選手と応援する市民、大会運営のボランティアの交流を通じたノーマライゼーションの理念の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手参加人数 109人 ・ 係員、ボランティア等 約1,200人 	障がい福祉課
	福祉の店びゅあめいどまーけっとイベント開催の支援 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産製品の販売を通じた障がい者雇用、社会参加及び市民理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産製品の常設販売所の支援(MOO 1階) ・ 7周年記念イベント開催に対する支援 	障がい福祉課
	障がい者差別解消推進事業《P42》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	釧路市ふれあい広場 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人となない人の交流促進 	H28.6.25(土)～26(日)2日間実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい講演会 約400名参加 ・ ふれあいビールパーティ 約750名参加 ・ 市民ふれあい広場 約5,500名参加 	釧路市社会福祉協議会

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	福祉教育推進事業 《P42》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市福祉教育協力校指定事業 ・ ワークキャンプ等の実施 ・ ボランティア体験、職業体験プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力校：57校 (小学校:26、小中学校:1、中学校:16、高校:8、専門学校:6) ・ ワークキャンプ H28. 8. 4(木)、5(金)(日帰り) 場所：びーぶる、すてっぷ、大きな木、馬木場クラブ、ひかり自立支援センター 参加者：10人(内スタッフ1名、教諭1人) ・ 夏のボランティア、職業体験事業 (H28. 7月下旬～8月下旬) 場所：福祉施設13か所、ボランティア団体3か所 参加者：58名(延活動数93回) 	釧路市社会福祉協議会
	手話等普及啓発促進事業《P42》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
3. 市民の福祉活動への支援充実	ボランティア体験学習(出前講座)の開催《P45》	・ 小中学校の総合学習等の時間における体験学習等への講師派遣	・ 全17回実施(14校)参加者916人	釧路市社会福祉協議会
	各種ボランティア団体の活動支援《P45》	・ ボランティア連絡協議会等が実施する研修事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市ボランティアセミナーへの支援 日時：H28. 10. 16(日) 場所：総合福祉センター 内容：避難所運営ゲームを用いて避難所を運営する際のスキルを学ぶ。 	釧路市社会福祉協議会
	ボランティア活動の需給調整・相談支援《P45》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や企業のボランティア活動に対する支援 ・ ボランティアニーズの把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護エチケット教室(ふれあい広場 介助ボランティア) H28. 6. 25(土) 受講者：49人 ・ 車いすマラソンコースボランティアの調整 参加者：1,200人 ・ その他日常的なボランティアコーディネート 	釧路市社会福祉協議会
	心のボランティアの育成《P45》	・ 精神障がい者の日常生活や施設での活動を支援するボランティアの育成	・ H28. 11. 2(木)～11. 30(月) 実施回数8回、延9回 修了者26名	釧路精神保健協会
	コミュニケーション支援事業《P45》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課	
【II】生活環境					
1. 誰にもやさしいまちづくりの推進	公共施設の整備・改善《P48》	・身障者用(多目的)トイレ(オストメイト*対応や多目的シート設置を含む)、スロープなどの設置	・新インフォメーションセンター	建築課	
	民間施設のバリアフリー化の推進《P48》	・「北海道福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の周知、啓発	・「条例」に基づく届出件数 129件 ・「法律」に基づく届出件数 131件	建築指導課	
	道路の整備・改善《P48》	・歩道の切下げ、段差解消、点字ブロックの設置等	・歩道幅の確保工事に伴う、歩道の段差解消や点字ブロックの補修を随時実施	・4路線	道路河川課
		・歩道幅の確保			
		・路上放置物の排除の啓発	・警告回数 車両0回、自転車2回 ・処分台数 車両4台、自転車16台		
	公園の整備・改善《P48》	・障がい者用トイレ園内への設置と改善	・計画中		公園緑地課
		・障がいのある人や高齢者に配慮した設備(水飲み台等)の設置と改善	・整備中		公園緑地課
	単身高齢者等除雪等事業《P48》	・重度の障がいのため除雪が困難な単身世帯等を対象とする玄関から生活道路までの除雪の支援(積雪15cm以上)	・延べ人数 929人 ・延べ回数 930回		介護高齢課
	重度障がい者交通費助成事業《P48》	・在宅重度肢体不自由者(児)、内部障がい者、視覚障がい者、重度知的障がい者の社会参加のためのタクシー料金等を助成	・交付者数 タクシーチケット 789人 ガソリンチケット 397人		障がい福祉課
	移動支援事業《P48》	・屋外での移動が困難な人に対する、日用品の買い物や余暇活動など社会参加のための外出支援	・利用件数 延 334件/年 ・利用時間数 延 2,304時間/年		障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
2. 住まいの環境整備	公営住宅整備事業《P50》	・ユニバーサルデザインの視点に配慮した公営住宅の整備	・建替えによる市営住宅のユニバーサルデザイン化 鳥取南団地「しんよう2」 1棟50戸着手	住宅課
	グループホーム（共同生活援助）の整備《P50》	・共同生活の場（グループホーム）において、夜間に、家事などの日常生活上の援助や相談を行う支援	・利用者数 407人/月	障がい福祉課
	日常生活用具費給付事業（住宅改修）《P50》	・居宅における円滑な生活動作等を図るための小規模なバリアフリー工事	・給付件数 8件	障がい福祉課
	居住サポート事業《P50》	・一般住宅への入居を希望する障がいのある人をサポート（家主との調整等の支援）	・利用者数 103人	障がい福祉課
3. 障がいのある人に配慮した防災対策の充実	災害情報伝達手段の確保《P53》	・防災行政無線のほか、FMくしろ、市防災メールなどの活用	・平成28年8月の阿寒川の水位上昇に伴い、該当地区3,342世帯、6,240人に対して、防災行政無線、FMくしろ、NHKのデータ放送などを通じて避難準備情報を発信した。	防災危機管理課
	各種防災訓練の実施《P53》	・防災総合訓練や避難訓練を実施	・津波避難訓練の実施 参加人数 約280人 ※防災総合訓練については台風第10号の影響により中止	防災危機管理課
	防災知識の普及啓発《P53》	・出前講座などによる普及啓発	・地震や津波など自然災害に対する家庭での備えや市の防災対策について促進を図った。	防災危機管理課
	救護避難支援体制の整備充実《P53》	・災害時における要支援者の市民と連携した避難支援体制の推進	○避難行動要支援者避難支援事業 ・避難行動要支援者名簿を作成し、釧路市地域防災計画に名簿の活用と名簿対象者への対応を明記 ・対象者の避難支援を行う支援組織を町内会とし、本事業への理解と協力を求める説明会を開始	地域福祉課
		・災害時におけるボランティアの受入れ等コーディネート機能の確立	・災害におけるボランティアセンター開設実績なし ・総合防災訓練によるボランティアセンター設置・運営訓練は自然災害により中止	地域福祉課
		・民間の社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定促進及び運営体制の整備	・新規に1施設を追加し、合計9施設の福祉避難所の整備を図った。	地域福祉課 障がい福祉課 介護高齢課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	防災知識の普及啓発《P53》	・防火査察の活用	・実施数 137件	消防本部予防課
	障がい者差別解消推進事業《P53》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	防犯知識の普及、啓発《P56》	・関係支援機関や地域組織を通じての普及、啓発	・釧路市生活安全推進協議会を開催し、防犯知識の普及・啓発に努めた。	市民生活課
	防犯体制の充実《P56》	・関係機関、市民との連携強化	・釧路市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催し、関係機関と情報共有を行った。また、街頭啓発や出前講座の実施により、市民への啓発に努めた。	市民生活課
	安全運転・公共マナー向上の啓発《P56》	・交通弱者を守る安全運転等公共マナーの啓発	・6期60日の交通安全運動や交通安全教室を年間148回実施した。 ・交通安全に係る啓発、教室、広報などを積極的に実施した。特に公共施設、店舗を利用した啓発を通年実施した。 ・第10次釧路市交通安全計画策定にあたり、「人（交通弱者）優先」の交通安全思想を基本理念とした。	市民生活課
4. 安全対策の推進	成年後見制度利用支援事業《P56》	・自ら後見の申し立てを行うことが困難な場合等は、行政が支援する。	【市長申立】 11件	障がい福祉課
	権利擁護成年後見センター事業《P56》	・判断力に不安のある認知症の高齢者や障がい者が安心して暮らせるように、権利擁護・成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関と連携・協働し、当該制度等にかかる相談・支援、普及・啓発、人材の育成、研修の実施、市民後見人の活動支援等を実施する。	○市民後見人養成講座の開催 ・開催9講座（阿寒開催なし） ・講座修了者 19名 ・平成28年度末バンク登録者 105名 ・市民後見人の受任件数 52件 ○市民後見人スキルアップ講座の開催 5回開催 ○市民後見フォーラムの開催 「誰もが地域で安心して暮らすための権利擁護の推進」 ・平成28年11月13日開催 144名参加	障がい福祉課（権利擁護成年後見センター）
	小地域ネットワークづくり事業《P56》	・地域で見守り等が必要な方が安心して暮らせるよう協力した共助支援	・地区社協、町内会、民生委員・児童委員などを中心に行う組織網の整備	釧路市社会福祉協議会

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	地域安心ネットワーク事業《P56》	・障がいのある方や高齢者が地域で孤立しないよう市民や、事業者と協働した見守り体制	・対応件数 4件	地域福祉課
	SOSネットワーク事業《P56》	・高齢者等が行方不明となった時の官民が協力した捜索体制	・高齢者等が行方不明となった際に警察、市、事業者などが協力し、捜索体制をとっている。	介護高齢課
【Ⅲ】生活支援				
1. 地域生活を支えるサービスの充実	居宅介護《P62》	・障がいのある人の自宅で、ホームヘルパーが行う食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・掃除などの家事援助、医療機関への通院における介助・付き添い等の通院等介助（対象者：障害支援区分1以上）	・利用者数 331人/月 ・利用時間数 3,332時間/月	障がい福祉課
	重度訪問介護《P62》	・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対する居宅介護と長時間の見守りや外出支援を組み合わせた総合的な支援（対象者：障害支援区分4以上で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当した人）	・利用者数 8人 ・利用時間数 492時間/月	障がい福祉課
	同行援護《P62》	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時に同行して行う移動の援護	・利用者数 16人/月 ・利用時間数 100時間/月	障がい福祉課
	行動援護《P62》	・知的または精神の障がい重度で、行動上、著しい困難を有する人に対する危険回避の支援や外出支援（対象者：障害支援区分3以上で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当した人）	・利用者数 16人/月 ・利用時間数 89時間/月	障がい福祉課
	重度障害者等包括支援《P62》	・常に介護を必要とする最重度の障がいのある人に対する複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援（対象者：障害支援区分6で、所定の要件に該当した人）	・実績なし	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	生活介護《P62》	・常時介護を必要とする障がいのある人を対象とする通所施設における食事・入浴等の日常生活上の支援やレクリエーション・創作活動の機会提供などの支援（対象者：障害支援区分3以上 ※50歳以上は区分2以上）	・利用者数 621人/月 ・利用日数 12,711日/月	障がい福祉課
	共同生活援助（グループホーム）《P62》	《再掲》 ※P106を参照		障がい福祉課
	短期入所（ショートステイ）《P62》	・施設における一時的かつ短期間の預かり（対象者：障害支援区分1以上）	・利用者数 60人/月	障がい福祉課
	自立生活援助《P62》	・定期的に利用者の居宅を訪問し、生活・体調などの確認を行い、助言や医療機関との連絡調整をする支援	・平成30年度より実施	障がい福祉課
	就労定着支援《P62》	・相談を通じて、就労に伴う生活面での課題を把握し、企業等への連絡調整・課題解決に向けて行う支援	・平成30年度より実施	障がい福祉課
	就労移行支援《P62》	・一般企業などでの就労を希望する障がいのある人を対象とする訓練や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着等のための支援（利用期間：24か月以内）	・利用者数 60人/月 ・利用日数 1,158日/月	障がい福祉課
	就労継続支援A型（雇用型）《P62》	・一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人を対象とする雇用契約等に基づく就労機会の提供や就労に必要な知識や能力を高めるための訓練等の支援	・利用者数 400人/日 ・利用日数 7,446日/月	障がい福祉課
	就労継続支援B型（非雇用型）《P62》	・一般企業や就労継続支援A型により雇用されることが困難な障がいのある人を対象とする生産活動等の機会の提供や作業能力・知識の向上のための訓練等の支援	・利用者数 562人/日 ・利用日数 10,060日/月	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	自立訓練(生活訓練) 《P62》	・障がいのある人が地域生活を営むうえで必要となる家事等の日常生活能力を習得、向上するための訓練等の支援(利用期間:24か月以内 ※長期入所からの地域移行の場合については36か月以内)	・利用者数 7人/月 ・利用日数 113日	障がい福祉課
	自立訓練(機能訓練) 《P62》	・障がいのある人が地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持、向上を図るための身体機能訓練等の支援(利用期間:18か月以内 ※頸髄損傷による四肢の麻痺等の場合については36か月以内)	・実績なし	障がい福祉課
	宿泊型自立訓練 《P62》	・自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援	・利用者数 2人/月	障がい福祉課
	施設入所支援 《P62》	・在宅での生活が困難な障がいのある人を対象とする施設入所における夜間の生活支援 ※日中の支援については、日中活動系サービスで対応(対象者:障害支援区分4以上 ※50歳以上は区分3以上)	・利用者数 336人/月	障がい福祉課
	療養介護《P62》	・常時介護を要する障がいのある人に対し、病院における機能訓練、医療的管理における介護及び日常生活上の世話	・利用者数 33人/月	障がい福祉課
	計画相談支援 《P62》	・サービス等利用計画を作成し、モニタリングにより適切なサービスの利用促進や日常生活を支援する。	・計画数 4,128件	障がい福祉課
	地域移行支援 《P62》	・障がい者支援施設や精神科病院に入院・入所する障がいのある人に対する、住居の確保や相談支援	・地域移行支援 0人/月	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	地域定着支援 《P62》	・単身等で生活する障がいのある人に対する緊急時の相談支援	・地域定着支援 0人/月	障がい福祉課
	児童発達支援 《P62》	・日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等の支援	・利用児童数 178人/月 ・利用日数 1,731日/月	障がい福祉課
	放課後等デイサービス 《P62》	・学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に対する放課後または休業日の生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援	・利用児童数 356人/月 ・利用日数 5,071日/月	障がい福祉課
	保育所等訪問支援 《P62》	・保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援	・利用児童数 22人/月 ・利用日数 41日/月	障がい福祉課
	居宅訪問型児童発達支援 《P62》	・重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して行う支援	・平成30年度より実施	障がい福祉課
	障害児相談支援 《P62》	・障害児支援利用計画を作成し、モニタリングにより適切なサービスの利用促進や日常生活を支援する。	・計画数 1,296件	障がい福祉課
	日中一時支援 (タイムケア) 《P62》	・障がいのある人を介護する家族のレスパイトを目的とする自宅での見守り支援や施設での一時預かり（対象者：障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証所持者）	・事業所数45か所（H29.3.31現在） ・利用件数 延4,232人	障がい福祉課
	移動支援 《P62》	《再掲》 ※P105を参照		障がい福祉課
	意思疎通(コミュニケーション)支援 《P62》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	重度障がい者訪問入浴事業 《P62》	・重度障がい者ヘルパー等の入浴介助が困難な方を対象にした入浴支援	・登録者数 17名 ・利用回数 延1,056回	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	地域活動支援センター《P62》	・地域で生活する障がいのある人が日中活動や社会交流のために気軽に利用できる場所の提供	・設置数 3か所	障がい福祉課
	難病患者の支援《P62》	・「障害者総合支援法」の対象となる疾病の患者で支援が必要と認められる人に対する給付	・給付実績 障害福祉サービス 5名 日常生活用具 5名 補装具 0名	障がい福祉課
	補装具費給付《P62》	・補装具（車いす・義肢・補聴器等）の交付や修理に対する費用の一部給付	・給付件数 543件	障がい福祉課
	日常生活用具費給付《P62》	・障がいのある人の自立した生活を営むために必要な生活支援用具等に対する費用の一部給付	給付件数 3,208件 内訳・介護・訓練支援用具 14件 ・自立生活支援用具 89件 ・在宅療養等支援用具 38件 ・意思疎通支援用具 26件 ・排泄管理支援用具3,033件 ・住宅改修 8件	障がい福祉課
	難聴児補聴器購入費等助成《P62》	・身体障害者手帳の交付対象とはならない中軽度の難聴児に対する補聴器購入など費用の助成	・補聴器購入助成 3件 ・補聴器の修理 1件	障がい福祉課
	補助犬の導入《P62》	・盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬導入の促進	・実績なし	障がい福祉課
	障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズくしろ）の運営《P62》	・障がいのある人のスポーツや文化サークル活動等のための様々な支援を実施	・利用回数 739回 ・利用人数 32,899人 （うち障がい者12,643人） その他各種スポーツ教室、大会の開催、援助、リハビリテーションなどの指導のほか、教養文化・体育に関する事業を実施	障がい福祉課
	身体障害者福祉センターの運営《P62》	・身体障がい者の自立更生の技術の習得及び教養の向上のための必要な援助を行い、もって身体障がい者に対する福祉の増進に寄与することを目的として設置	・意思疎通支援者の派遣 ・ろうあ者相談員の設置 ・図書・資料の貸出 ・「声の広報くしろ」・「市議会だより」の発行 ・手話奉仕員養成講座 ・要約筆記奉仕員養成講座 ・点訳及び音訳奉仕員養成講座	障がい福祉課
	障害児福祉手当《P62》	・在宅で重度の障がいのある児童（20歳未満）に支給される手当	・受給者数 91人	障がい福祉課
	特別障害者手当《P62》	・在宅で20歳以上の障がいのある人のうち、重度の障がい2つ以上重複するなど、日常生活において常時特別の介護が必要な場合に支給される手当	・受給者数 132人	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	特別児童扶養手当 《P62》	・障がいのある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給される手当	・受給者数 470人	こども支援課
	外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業《P62》	・国民年金制度上の理由で無年金となった在日外国人高齢者・障がいのある人の生活安定のための福祉給付金	・支給実績無し	介護高齢課
	高齢者等緊急通報システム設置事業《P62》	・重度の障がいのため緊急時の連絡が困難な人に対する緊急通報装置の設置	・平成28年度末時点 819台	介護高齢課
	生活福祉資金貸付制度《P62》	・障害者更生資金、住宅資金、就学資金などを低利又は無利子で貸付(受付:釧路市社会福祉協議会)	・生活福祉資金 7件 (緊急小口 1件・福祉費 1件・就学支援 1件・教育支援 4件) ・総合支援資金 2件 (生活支援費 2件) 合計9件 生活困窮自立支援事業所との連携を行っている。	釧路市社会福祉協議会
2. 暮らしの場を提供するサービスの充実	共同生活援助(グループホーム)《P64》	《再掲》 ※P106を参照		障がい福祉課
	地域移行支援《P64》	《再掲》 ※P110を参照		障がい福祉課
	地域定着支援《P64》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	居住サポート事業《P64》	《再掲》 ※P106を参照		障がい福祉課
	自立生活援助《P64》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課
3. サービスの質の確保と基盤の整備	基幹相談支援センターによる研修等の開催《P66》	・基幹相談支援センターによる研修等の実施	・「高齢期の障がい者を支えるための支援と制度について理解を深める」 日 時:平成28年9月17日 参加者:187人	障がい福祉課
	障がい者虐待防止センターによる研修等の開催《P66》	・障がい者虐待防止に関する研修等の実施	・「事例を通して虐待防止を考える～虐待事案から見える早期対応～」 日 時:平成28年10月1日 参加者:193人	障がい福祉課
	権利擁護成年後見センターによる研修等の開催《P66》	・成年後見制度に関する普及啓発を図るための研修等の実施	・「誰もが地域で安心して暮らすための権利擁護の推進」 日 時:平成28年11月13日 参加者:144人	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	自立支援協議会による研修等の開催《P66》	・自立支援協議会における研修等の実施	・「発達支援関係職員実践者研修会・相談業務従事者等研修会」 参加者：137名 ・「親の会の意見交換会」 参加者：29名	障がい福祉課
	障がいのある人への就労支援《P66》	・障がい者の雇用促進と職場定着推進のため就労支援の強化に取り組み、障がいへの理解や雇用の促進と職場定着を推進するための事業の実施	・「就労移行支援充実強化事業研修会（なぜ、障がい者雇用は必要なのか）」 日時：平成28年7月4日 参加者：100名	障がい福祉課
【IV】保健・医療				
1. 障がいのある人の保健・医療の充実	生活習慣病に起因する障がいの予防対策《P70》	・健康教育、健康相談等の機会を通じて、生活習慣病に関する正しい知識の啓発	・健康教育： 78回/1,208人 ・健康相談： 227回/1,176人 ・訪問指導： 5人	健康推進課
	乳幼児健康診査・育児相談《P70》	・乳児健診による疾病の早期発見と個別の育児相談 ・幼児健診による軽度の運動・視聴覚障がいの発見と精神発達の確認、歯科健診、個別の育児相談など多角的な健診	・4ヵ月児健診： 33回/1,070人 ・6～7ヵ月児育児相談： 40回/1,055人 ・9～10ヵ月児健診： 1,007人	健康推進課
	自立支援医療《P70》	【更生医療】 ・身体障がい者の日常生活・職業生活の能力回復を目的とした身体の機能障がい軽減、改善のための医療費の負担軽減	・受給件数 650件	障がい福祉課
	精神障がい者入院医療費助成《P70》	・精神障がい者の入院医療費の負担軽減	・年度末受給者数 69人	医療年金課
	重度心身障がい者医療費助成《P70》	・重度心身障がい者の医療費の負担軽減	・年度末受給者数 3,990人	医療年金課
	ひとり親家庭等医療費助成《P70》	・重度心身障がい者を父（母）に持つ、子と父（母）の医療費の負担軽減	・年度末受給者数 83人	医療年金課
	通院交通費の助成《P70》	・特定疾患、人工透析患者等を対象とする通院交通費の助成	・助成件数 延 456件	障がい福祉課
	訪問看護《P70》	・外出が困難な重度障がい者を対象に看護師が行う訪問看護、リハビリテーション	・訪問看護ステーション事業所数 11事業所	各訪問看護ステーション

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費助成《P70》	・原因不明で治療法が確立していない難病の医療費の負担軽減	・特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者数 1,761人	釧路保健所
	特殊歯科保健医療推進事業《P70》	・通常の歯科治療が困難な障がいのある人のための巡回訪問指導による歯科健診、歯科保健指導、予防処置等	・在宅難病訪問口腔ケア事業0名 ・障がい者（児）歯科保健医療連携推進事業 1事業所	釧路保健所
	北海道障がい者歯科医療協力医制度《P70》	・地域で障がいのある人が適切な歯科保健サービスが受けられる体制の整備	・診療所数 17ヶ所	釧路保健所
【V】教育・療育				
1. 早期発見・療育体制の強化	障がい児保育の実施《P74》	・障がいのある児童の保育を実施 ・民間の保育園への助成 ・民間の幼稚園への助成	・保育園 11園 対象児童42人 ・幼稚園等 13園 対象児童31人	こども育成課
	早期療育指導事業《P74》	・発達の経過を見守る必要のある幼児を対象とする、親子遊びを通しての発達支援	・ひよこクラブ 実利用人数62人、延1,028人 ・コアラの教室 実利用人数 9人、延 264人	児童発達支援センター
	市町村子ども発達支援センター事業《P74》	・発達の遅れや障がいのある児童を対象とした、個別の発達相談・評価、幼稚園・保育所など関係機関への訪問を実施	・乳幼児支援 実利用人数175人、延215人 ・小学生支援 実利用人数30人、延52人 ・中高生支援 実利用人数27人、延47人	児童発達支援センター
	発達障害者支援体制整備事業《P74》	・連絡調整会議の設置 ・個別の支援計画の作成 ・発達障害支援コーディネーターの配置 ・関係機関職員に対する研修会の実施	・電話相談 34件 ・来所相談 117件 ・訪問相談 292件 ・連絡調整会議 年1回開催 ・ケース会議 37回実施	児童発達支援センター
	児童発達支援センター事業《P74》	・障がいのある子どもが、生活や遊びの様々な経験を通し、日常生活の基本的な動作・興味や理解の幅を広げられるよう、一人ひとりの課題や特性に合わせ、適切かつ効果的な指導を行う。 ・障がいや発達の状況を見守る必要のある幼児・児童を対象とする、個別支援計画に基づく療育支援の実施	<野のはな園> ・単独通園クラス 実利用人数52人、延8,795人 ・親子通園クラス 実利用人数17人、延1,137人 <地域支援相談室> 実利用人数 44人 延利用人数 1,158人	児童発達支援センター

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	保育所等訪問支援事業《P74》	・訪問支援員が、保育所等に訪問して障がい児への直接支援や保育所等スタッフ支援を行う。	・実利用人数 9人 ・延利用人数 158人 ※児童発達支援センター実施分	児童発達支援センター
	障害児相談支援事業《P74》	・障がい児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、個別の支援利用計画の作成を行う。	・利用計画作成数 131件 ・モニタリング件数 405件 ※児童発達支援センター実施分	児童発達支援センター
	早期発達支援事業・ポニーの教室《P74》	・心身の発達につまずきや心配のある在宅の幼児に対して集団療育の機会を設けることを目的とする。	・平成28年4月12日(火)～平成29年3月21日(火) 45回 母子11組	釧路市社会福祉協議会
	児童発達支援《P74》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	放課後等デイサービス《P74》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	保育所等訪問支援《P74》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	居宅訪問型児童発達支援《P74》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
2. 障がい児教育の充実	児童発達支援《P74》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	釧路市教育支援委員会の運営《P78》	・障がいのある又は教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者の適正な就学並びに児童等に対する早期からの一貫した教育上の支援を行うため、保護者との教育相談を実施	・件数 219件	教育支援課
	肢体不自由児等への通学援助《P78》	・特別支援学級に在籍する、肢体不自由児等に対するハイヤー通学支援	・利用者数 12人 ・利用額 3,120千円	教育支援課
特別支援教育就学奨励費《P78》	・小学校及び中学校の特別支援学級へ通学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るため、その就学に必要な援助を行う。	奨励費の支給状況 学校給食費、学用品、修学旅行費等 ・小学校 計 3,664,456円 ・中学校 計 2,004,298円	学校教育課	

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	特別支援教育の推進《P78》	・特別支援連携協議会、専門家チームの設置 ・巡回相談の実施 ・児童生徒の障がいの特性・指導・対応方法等に関する研修会の実施（全教職員対象）	・特別支援連携協議会、専門家チームの設置	教育支援課
	特別支援教育指導員の配置《P78》	・教員の補助として、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う指導員を配置	・特別支援学級配置 27人 ・普通学級配置 28人	教育支援課
	交流教育の推進《P78》	・校外交流として、学芸発表会、教育展、宿泊交流会の実施	・学芸発表会参加校 15校 ・教育展参加校 36校 ・小学校宿泊交流会(厚岸町) ・中学校宿泊交流会(音別地区)	教育支援課
	学校施設、設備の充実《P78》	・障がいのある児童生徒等に配慮した学校施設のバリアフリー化の推進	・病虚弱学級開設時に身障者トイレ扉修繕、間仕切りカーテンを設置	教育支援課
	短期入所《P78》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課
	日中一時支援《P78》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
【VI】雇用・就労				
1. 雇用・就業機会の確保・拡大	障がいのある人への就労支援《P81》	・就労移行支援事業所の機能充実や企業に対し、障がい者雇用への理解促進に取り組み、障がい者の就労移行と職場定着の推進を図る。	・法定雇用率適用企業に対するアンケート (対象86社うち83社回答) ・商工会関係団体等の研修事業への講師派遣 (7回実施、延べ83社(111名)参加) ・障がい者雇用企業従業員研修講師派遣 (13回実施、22名参加) ・障がい者雇用企業担当者向けスキルアップ支援 (30回実施、53名参加) ・障がい者雇用支援セミナーの実施 内容：「なぜ、障がい者雇用は必要なのか？」 ・就労アセスメント期における巡回支援の実施	障がい福祉課
	就労移行支援《P81》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課
	就労定着支援《P81》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	就労支援強化事業 《P81》	・民間企業での職場実習を実施し、適正の把握や就労に必要な訓練を行い、障がい者雇用を拡大・促進する。	・障がい者職場実習事業の実施 ・就職につながった人数 15人 ・実習企業数 22社	障がい福祉課
	釧路市障がい者就労貢献企業認定制度 《P81》	・障がい者を雇用している障がい者就労貢献企業の認定	・障がい者就労貢献企業 27社	障がい福祉課
	釧路市優良勤労障がい者等表彰制度 《P81》	・優良勤労障がい者や障がいのある人を雇用する優良事業所の表彰	・優良勤労障がい者表彰 ・障がい者雇用優良事業所表彰 (実績 3人、2社)	障がい福祉課
2. 福祉的 就労の支援	就労継続支援A型 (雇用型) 《P83》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課
	就労継続支援B型 (非雇用型) 《P83》	《再掲》 ※P109を参照		障がい福祉課
	障がいのある人への 就労支援《P83》	《再掲》 ※P117を参照		障がい福祉課
	就労支援強化事業 《P83》	《再掲》 ※P118を参照		障がい福祉課
	「釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定 《P83》	・「障害者優先調達推進法」に基づき、釧路市において調達方針を定め、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図る。	・平成29年度の調達方針を策定 取組課数 30課	障がい福祉課
	授産製品の販売促進 や販路の拡大 《P83》	・授産製品の販路拡大のための支援	・福祉の店 びゅあめいどまー けつと出張販売、7周年記念 イベント開催に対する支援 ・授産製品の常設販売所の支援 (MOO 1階)	障がい福祉課
【Ⅶ】 余暇・生きがい				
1. 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興	出前講座の実施 《P86》	《再掲》 ※P102を参照		生涯学習課
	文化活動への支援と 交流の促進《P86》	・文化サークル等への活動と交流の場の提供	・障がい者芸術作品展の開催	障がい福祉課
	パソコン技術習得の 支援《P86》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課 (障害者教養文化体育施設)

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	精神障がい者の地域活動促進《P86》	・憩いの場（のぞみの家）の運営支援と回復者クラブの活動支援	・回復者クラブ（4か所） 会員数133人	障がい福祉課
	釧路湿原全国車いすマラソン大会《P86》	《再掲》 ※P103を参照		障がい福祉課
	障がい者スポーツ大会の開催支援《P86》	・障がい者スポーツの振興と社会参加の促進、大会誘致、開催支援	・全国大会（岩手県） 3人 （ボウリング 2人） （フライングディスク 1人） ・全道大会 参加なし	障がい福祉課
	障がい者スポーツ教室の開催《P86》	・障がいのある人の体力増強、交流、余暇活動及び障がい者スポーツの普及を目的に開催	・児童等のサークルへの指導（2団体）（各週1回） ・車いすスポーツの実技指導（週1回） ・身体障がい者・知的障がい者スポーツ大会・知的障がい者フットサル大会等を数回開催	障がい福祉課
	障がい者スポーツの指導者の養成《P86》	・スポーツ指導員の養成研修会等への参加促進	・障がい者団体等への情報提供と釧路専門学校の養成講習会に対する会場提供やスタッフとしてサポートを実施	釧路市社会福祉協議会
2. 障がいのある人の社会活動の促進	本人活動の促進《P88》	・障がいのある人の社会的活動の促進 ・ピアサポーターによる活動の促進	・釧路ひまわり学級活動支援 ・ピアサポーター	障がい福祉課
	精神障がい者の地域活動促進《P88》	《再掲》 ※P119を参照		障がい福祉課
	障がい者団体活動の支援《P88》	・障がい者団体等が地域で主体的に取り組む活動に対する支援	・北鈴会の活動支援	障がい福祉課
3. 活動参加のための支援	移動支援事業《P90》	《再掲》 ※P105を参照		障がい福祉課
	障がい者差別解消推進事業《P90》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	重度障がい者交通費助成事業《P90》	《再掲》 ※P105を参照		障がい福祉課
	安全運転・公共マナー向上の啓発《P90》	《再掲》 ※P107を参照		市民生活課
	コミュニケーション支援事業《P90》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	手話等普及啓発促進事業《P90》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	障がい者団体等の支援《P90》	・障がい者団体や家族の会等の活動に対する運営費の支援	・障がい者団体等 18件	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	施設観覧料・入館料免除制度の周知《P90》	・市内の博物館、動物園などの入館料等の免除制度を周知	・市内の博物館、動物園などの入館料等の免除制度を周知	障がい福祉課
【Ⅷ】相談支援				
1. 相談支援事業の充実と強化	市の機関での相談支援《P94》	・行政の窓口における相談支援 ・障がいのある人の地域生活に対する相談支援	・障がい福祉課、健康推進課、こども支援課、児童発達支援センター、阿寒・音別町行政センターにおける相談支援の実施 ・児童発達支援センターによる発達障がい者・児への相談支援の実施 ・サービスの利用を視野に入れた相談支援の実施	障がい福祉課
	障がい者就労支援相談窓口の開設《P94》	・障がいのある人の一般企業への就労のための相談支援	・障がい者就労支援相談の実施 毎月第3木曜日	障がい福祉課
	基幹相談支援センター事業《P94》	・基幹相談支援センターにおける総合的、専門的な相談支援	・総合相談、専門相談及び各事業所に対する支援・指導等の実施 合計6,032件 ・訪問による相談 1,766件 ・来所による相談 179件 ・同行支援 586件 ・電話による相談 1,176件 ・メールによる相談 83件 ・支援会議 111件 ・関係機関の相談 2,131件 ・自立支援協議会の運営 ・釧路市障がい者相談支援事業所普及啓発 ・相談支援事業所や障害福祉サービス事業所向け研修会の開催 日時：平成28年9月17日(土) 参加者：187人 内容：「高齢期の障がい者を支えるための支援と制度について理解を深める」 ・総合支援コーディネーター業務 特別教育支援コーディネーター会議（ブロック会議）の実施 第2回 37校50名参加 第3回 39校82名参加	障がい福祉課

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	自立支援協議会 《P94》	・障がいのある人の地域での自立を支援するネットワークの推進 ・障がいのある人の抱える課題を協議し共有する。	・自立支援協議会 全体会 2回 運営会 4回 定例会 2回 専門部会 相談支援 8回 雇用就労 5回 生活支援 3回 教育療育 3回 権利擁護 3回	障がい福祉課
	相談支援事業(地域生活支援事業) 《P94》	・障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その必要な支援を行う。	・障がい福祉課窓口の他、社会福祉法人へ委託し実施 ・機能強化事業(社会福祉法人へ委託) 障害者就労促進等相談支援 障害者地域移行等相談支援 障害者地域生活相談支援	障がい福祉課
	計画相談支援 《P94》	《再掲》 ※P110を参照		障がい福祉課
	障害児相談支援 《P94》	《再掲》 ※P111を参照		障がい福祉課
	地域移行支援・地域定着支援《P94》	《再掲》 ※P110、P111を参照		障がい福祉課
	身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置《P94》	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う相談員を委嘱	・身体障害者相談員 13名 ・知的障害者相談員 1名	障がい福祉課
【IX】 権利擁護				
1. 障がいのある人の権利擁護	障がい者虐待防止センター事業 《P98》	・障がいのある人への虐待の予防、早期対応のため、障がい者虐待防止センターと関係機関の連携を図り虐待防止の体制を強化する ・「障害者虐待防止法」について、市民、障がい者団体、関係事業所、企業等への啓発活動	・障がい者の虐待に関する通報届出の受理及び相談の実施 虐待通報： 7件 その他の通報： 10件 ・相談後の対応・支援（支援方法別件数） 訪問0件、来所相談7件、同行1件、電話相談15件、電子メール2件、支援会議8件、関係機関連絡4件 計37件 ・障がい者虐待防止に関する啓発講演会「事例を通して虐待防止を考える～虐待事案から見える早期対応～」 開催日：平成28年10月1日(土) 参加者：193人 ・虐待防止研修会 事業所研修 8ヶ所15回294人 市民後見人研修 1回 23人	障がい福祉課 (障がい者虐待防止センター)

分野	事業名	内容	平成28年度実績	担当課
	成年後見制度利用支援事業《P98》	《再掲》 ※P107を参照		障がい福祉課
	権利擁護成年後見センター事業《P98》	《再掲》 ※P107を参照		障がい福祉課 (権利擁護成年後見センター)
	法人後見の実施《P98》	・法人後見活動の安定的な実施	・法人後見受任件数 後見 4件 補佐 0件 補助 1件	釧路市社会福祉協議会
	日常生活自立支援事業《P98》	・判断能力に不安がある障がいのある人を対象とする福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等についての援助	・契約者数 53件 ・支援員数 69名体制	釧路市社会福祉協議会
	就労支援強化事業《P98》	《再掲》 ※P118を参照		障がい福祉課
	小地域ネットワークづくり事業《P98》	《再掲》 ※P107を参照		釧路市社会福祉協議会
2. 共生社会の実現のための支援	市政への参画の促進《P100》	・各種審議会、市民委員会等への障がいのある人の参加促進	・障害者施策推進協議会 6名 ・自立支援協議会 6名	障がい福祉課
	障がい者団体活動の支援《P100》	《再掲》 ※P119を参照		障がい福祉課
	郵便による不在者投票制度の周知《P100》	・身体に重い障がいがあり投票に行けない人の郵便による不在者投票制度について、関係機関の連携により啓発を促進する。	・参議院議員通常選挙・釧路市長選挙の実施に際し、「広報くしろ」・市ホームページ等による周知や、指定施設向けの説明会を開催し投票制度の周知に努めた。	選挙管理委員会
	コミュニケーション支援事業《P100》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	手話等普及啓発促進事業《P100》	《再掲》 ※P102を参照		障がい福祉課
	障害者施策推進協議会《P100》	・障がい者福祉施策に関する調査、研究の実施	・第1回 H28.11.16(水)開催 ・第2回 H29. 2.14(火)開催	障がい福祉課
	自立支援協議会《P100》	《再掲》 ※P121を参照		障がい福祉課

2. 障がい福祉に関するニーズ調査概要

(1) 障害福祉サービス等ニーズ調査の概要

① 調査の目的

障がいのある人が抱えている地域生活における課題やニーズを的確に把握し、新たな計画の策定に反映させていくことを目的に調査を実施しました。

② 調査対象者及び回答者

平成28年7月に、身体障害者手帳所持者1,000人、療育手帳所持者500人、精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療費助成の受給者500人、難病患者100人 合計2,100人を無作為抽出し、郵送による配布・回収を行い、1,379人（回収率65.7%）から回答がありました。

③ 主な調査結果

調査票は本人の状況、住まいとまちづくり、生活、仕事、相談、権利擁護等大きくは12項目からの設問となり、主な結果については次のとおりです。

- 身体障害者手帳では、1級と2級の重度が半数を占めています。身体障がいは、高齢化に伴い増加傾向がみられ、療育手帳は、知的障がいに対する理解の広まりや相談体制の充実により、取得者が増加しています。
- 家族形態では、親や配偶者等の家族と暮らしている方が多く、障がいの生活全般を家族で支えている現状がうかがわれます。
- 日常生活動作における介護の必要性は、家事が高く、その全般を介助者が担っていることがうかがわれます。
- 現在は家族と暮らし、介助者も家族の方が多くことから、住まいは一戸建て住宅が多く、障害福祉サービスの利用状況も約半数が利用していないとなっています。
- 困ったときの相談先では、家族や知人・友人の次に、病院が約3割となり、医療機関との連携した相談体制の充実が求められています。
- 障害福祉サービスにおける就労継続支援事業所の充実に伴い、就労支援のサービスを利用している方が多くなっています。
- 障害者差別解消法の認知度は低く、障がいについての理解を含めた広報・啓発を継続して行う必要があります。

- 様々な生活場面で、コミュニケーションを図るための支援や、障がい特性に応じた配慮が必要であることがうかがわれます。
- 医療関係では、障がい特性に応じた地域医療の充実が望まれています。
- 仕事を続けるうえで必要な支援として、障がいの特性や作業適正等を考慮した支援とともに、就職した後も継続した支援が必要であることがうかがわれます。
- 障がい児の療育では、支援の質の確保と充実が望まれています。
- 災害では、福祉避難所の充実や日頃からの災害への備えの必要性を周知していく必要があることがうかがわれます。
- 高齢化等に伴い、地域生活を支える障害福祉サービスの確保や相談体制の整備、居住の場の確保などの障がい者施策の充実が望まれています。

(2) 子育てアンケート調査の概要

- ① 調査の目的

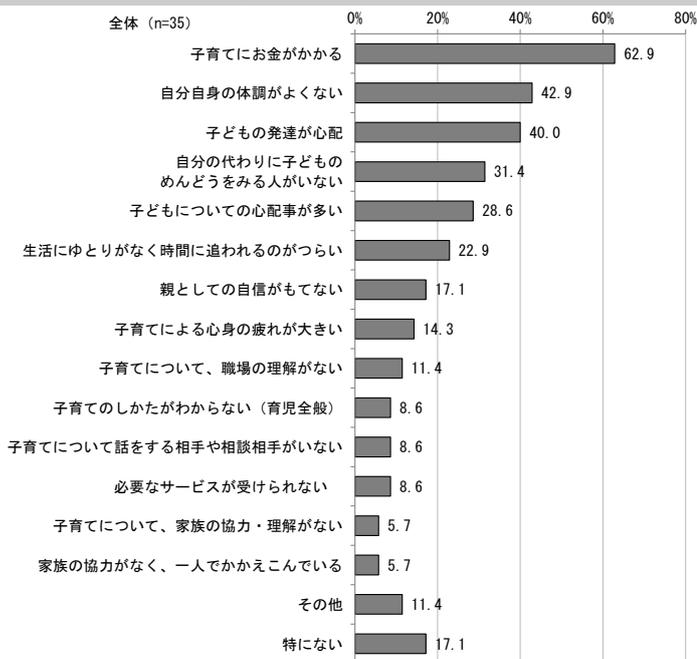
子育て・養育における課題やニーズを的確に把握し、新たな計画の策定に反映させていくことを目的に調査を実施しました。
- ② 調査対象者及び回答者

平成28年7月に、障害者手帳所持者のうち20歳以下の子を養育している64人に対して、郵送による配布・回収を行い、35人（回収率54.7%）から回答がありました。
- ③ 主な調査結果

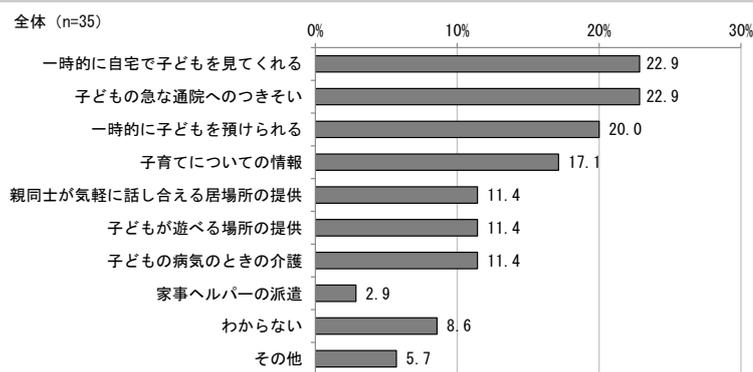
調査票は、本人の状況やお子さんの状況と子育てサービスに関する13の設問について回答をいただきました。（大きくは2項目からの設問となり、）主な結果については次のとおりです。

○ 障がいを持ちながらも、安心して子育てをするためには、本人への支援とともに、お子さんへの支援も必要であり、関係部署との連携した支援の充実が必要であることがわかります。

【子育てするうえで困ったこと】



【希望する子育てサービス】



障害福祉サービス等ニーズ調査・子育てアンケート調査自由記載欄の主な意見

2つの調査で寄せられた主なご意見は次のとおりです。

福祉サービスや支援についての意見

- 家族が介助できないときに利用する短期入所施設を充実させてほしい。
- リハビリのみの施設がほしい。
- 身内がいらない一人暮らしの人へ支援をしてほしい。
- 介助する者が入院、親亡き後の生活が不安である。
- 子どもの短期入所施設が少ない。医療的ケアが必要な児童が通所できる施設が少ない。

広報・啓発についての意見

- 制度が変わったらお知らせするなど、情報を充実させてほしい。
- 専門的なことを相談できる機関がわからない。
- 知らないサービスがあり、できるだけわかりやすく説明等してほしい。

障がい理解や差別についての意見

- 障がい者が住みやすい社会や、働きやすい社会をつくってほしい。
- 障がいのあるなしに関わらず、お互いに助け合って共存する社会、身近で生活しやすい地域づくりをしてほしい。
- 障がいに対する差別をなくしてほしい。

就労についての意見

- 障がい者の求人をもっと増やしてほしい。
- 最低限でも生活できる仕事を紹介してほしい。
- 就労継続支援事業所での工賃をもっと高くしてほしい。

建物等についての意見

- 障がい者の駐車場スペースに、健常者の使用実態が非常に多い。
- もう少しバリアフリーの施設を増やしてほしい。

その他

- 障害福祉サービス、就労施設の職員の教育をきちんとしてほしい。
- 家族支援にも力をいれてほしい。

(3) 障害福祉サービス未利用者等実態調査の概要

① 調査の目的

重度障がい者及び療育手帳Bを所持している中軽度の知的障がい者のうちサービスを利用していない人の生活実態を把握し、本人と介護者の孤立を防ぎ、日常生活における負担や不安の軽減を図るため、サービスに関する情報提供を行い、必要な支援につなげることを目的とし調査を実施しました。

また、過去に、就労移行支援サービスを利用していた人について、利用後の生活実態と就労の状況を把握のうえで、必要に応じ相談や支援を行うことを目的とし、調査を実施しました。

② 調査対象者及び回答者

平成24年4月から平成27年8月の期間において、障害福祉サービスを利用していない調査対象者計542人に対して、郵送や電話、訪問による聞き取り調査、回収を行いました。

③ 主な調査結果

調査対象者ごとの主な結果については次のとおりです。

重度障がい者

回答者数：220人（回答率70.3%）

調査は、生活状況、収入、仕事の状況、金銭管理、相談相手、困っていること、障害福祉サービスの利用、将来の生活、介護の状況等について回答をいただきました。

○約9割の人が入院中や家族と暮らしており、身近な家族からの介護や支援を受けている。

○介護者の中には高齢な人もいることがわかり、介護者の心配事として「介護者の代わりの人がいない」、「緊急時の対応」、「身体的・精神的負担が大きい」がある。

○将来の希望では介護者も本人も、「今のままの自宅での生活」を希望している。

しょうがいふくし いま ひつよう ないよう てつづ
○障害福祉サービスは「今は必要ない」、「内容や手続きについてわからない」
ひと おお
人が多い。

りょういくてちょう ちゅうけいど ちてきしょう しょう
療育手帳B（中軽度の知的障がい者）

かいとうしゃすう にん かいとうりつ
回答者数：65人（回答率69.1%）

ちようさ せいかつじようきよう しゅうにゅう しごと じようきよう きんせんかんり そうだんあいて こま
調査は、生活状況、収入、仕事の状況、金銭管理、相談相手、困っていること、
しょうがいふくし りようとう かいとう
障害福祉サービスの利用等について回答をいただきました。

- かぞく く かぞく しえん う ひと おお
○家族と暮らしており、家族の支援を受けている人が多い。
- おや こうれい おや な あと しんぱい ひと
○親も高齢となっていて、「親亡き後が心配」な人もいる。
- ひとりく ひと きんきゅうじ れんらくさき
○一人暮らしをしている人は緊急時の連絡先をもっている。
- はんすういじょう しごと しゅうろう ひと やく わり しごと
○半数以上が仕事をしていた。就労していない人の約4割が「できれば仕事を
しゅうろうきぼう も
したい」と就労希望を持っている。

しゅうろういこうしえんりようしゃ
就労移行支援利用者

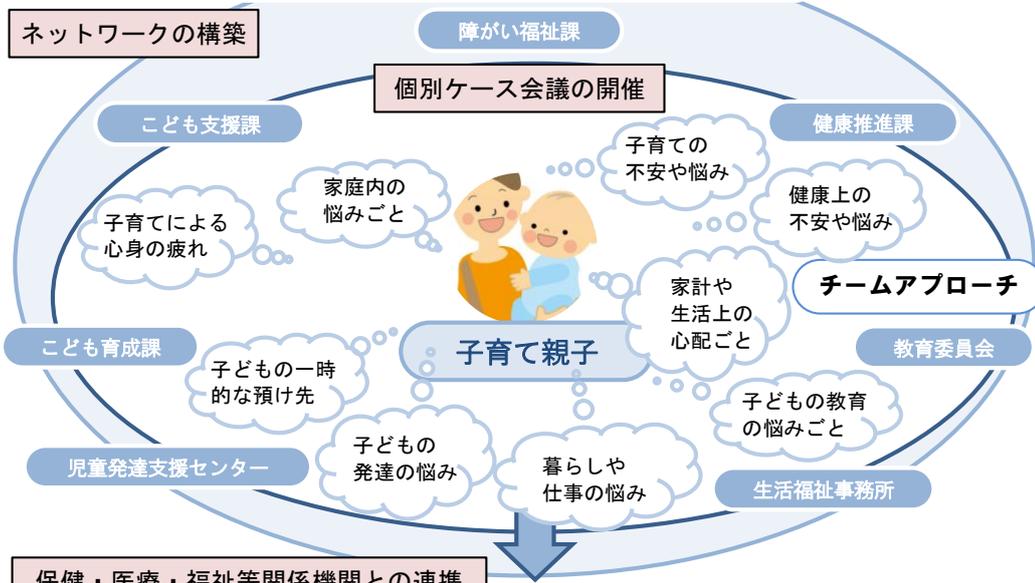
かいとうしゃすう にん かいとうりつ
回答者数：110人（回答率81.5%）

ちようさ にちじようせいかつ じようきよう しゅうろうかんけい しゅうろう う む しゅうろうきかん しゅうろうじ
調査は、日常生活の状況、就労関係（就労の有無、就労期間、就労時の
しえん たいしよく りゆう こんご しゅうろういこう しょうがいふくし りよう いこうとう
支援、退職の理由、今後の就労意向）、障害福祉サービス（利用の意向等）
かいとう
について回答をいただきました。

- やくはんすう げんざい しごと
○約半数が現在も仕事をしている。
- か こ しごと ひと ねんみまん しごと や
○過去に仕事をしていた人では、ほとんどが3年未満で仕事を辞めている。
- げんざいはたら ひと やくはんすう ひと こんごはたら いよく も
○現在働いていない人のうち約半数の人が「今後働きたい」と意欲を持っている。

3. 障がいをもつ親の子育て・包括的支援体制の構築

多面的（制度横断的）支援の展開



保健・医療・福祉等関係機関との連携

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所等の必要な相談機関やサービスにつなぐ

虐待防止	子育てサービス	障害福祉サービス	健康・保健サービス	生活支援
障害者相談員	民生委員・児童委員	就労支援	成年後見制度	医療サービス

各課の相談支援体制

自分のこと

- 健康上の不安や悩み …④健康推進課 ③保健所
- 子育てによる心身の疲れ …④健康推進課 ⑤子ども支援課 ⑧児童相談所 ①障がい福祉課
- 暮らしや仕事の悩み …①障がい福祉課 ⑮生活福祉事務所 ⑫くらしごと ⑬社会福祉協議会

子どものこと

- 子どもの発達の悩み … ④健康推進課 ①障がい福祉課 ②児童発達支援センター ⑧児童相談所
- 子育ての不安や悩み … ④健康推進課 ⑤子ども支援課 ⑩子ども育成課 ⑧児童相談所 ①障がい福祉課
- 子どもの一時的な預け先 … ⑩子ども育成課 ⑨子ども支援課
- 子どもの教育の悩みごと … ⑥教育委員会

家族のこと

- 家計や生活上の心配ごと…①障がい福祉課 ⑫くらしごと ⑮生活福祉事務所 ⑬社会福祉協議会
- 家庭内の悩みごと …①障がい福祉課 ⑤子ども支援課 ⑬社会福祉協議会

※個別の子育て支援施策については、次ページをご覧ください。

子育て支援施策		妊娠	出産	乳児期	幼児期	小学校	中学校	高校	成人期	
自分のこと （本人、児童）障がい相談支援	①障がい福祉課	計画相談支援・障害福祉サービス								
		障害児相談支援・障害児通所支援・日中一時支援・移動支援等								
		障がいに関する相談・支援・基幹相談支援センター（専門的な相談）								
子どものこと 家族のこと	②児童発達支援センター	子ども発達相談								
		③保健所	こころの健康相談（保健所）							
			④健康推進課	妊婦相談	乳幼児訪問指導・育児相談・乳幼児健康相談					
⑤子ども支援課	乳児家庭全戸訪問事業									
	家庭児童相談・母子相談									
	⑥教育委員会	一般教育相談・メール相談（教育研究センター）								
⑦子ども家庭支援センター		子ども・家庭相談								
		⑧児童相談所	児童相談							
	子どものこと 子育て支援		⑨子ども支援課	産後支援事業・養育支援事業						
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）										
ひとり親家庭ホームヘルパー派遣										
⑩子ども育成課	保育所・幼稚園の利用									
	一時預かり事業									
	子育て相談・子育て教室・育児サークル									
児童センター・児童館										
母親クラブ										
放課後児童クラブ										
ファミリー・サポート・センター										
自分のこと 家族のこと	⑪障がい福祉課	障がい児の子育て支援								
		⑫くらしごと	暮らしや仕事に関する相談							
			⑬社会福祉協議会	ふれあい相談センター（家庭生活全般の悩み相談）						
⑭地域の相談員	地域の身近な相談員（民生委員・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員）									
	⑮生活福祉事務所	生活保護相談								

4. 釧路市障がい者福祉計画策定の取り組み経過

日 程	内 容
平成 28 年 7～8 月	障害福祉サービス等ニーズ調査の実施
平成 29 年 1 月	障がいのある子をもつ親の会との意見交換
4 月	障がい者自立支援協議会 雇用就労部会
	障がい者自立支援協議会 相談支援部会
	NPO法人釧路手をつなぐ育成会との意見交換
	障がい者自立支援協議会 教育療育部会
5 月	ゼペットの会との意見交換
	回復者クラブすずらんクラブとの意見交換
	障がい者自立支援協議会 生活支援部会
	障がい者自立支援協議会 権利擁護部会
6 月	北海道難病連釧路支部との意見交換
	釧路盲人福祉協会との意見交換
	障がい者自立支援協議会 第 1 回運営会
	釧路身体障害者福祉協会音別分会との意見交換
	釧路肢体不自由児者父母の会との意見交換
	障がい者自立支援協議会 第 1 回定例会
7 月	釧路身体障害者福祉協会阿寒分会との意見交換
	こぶし作業所との意見交換
	障がい者自立支援協議会 第 1 回全体会
	第 1 回手話普及啓発推進会議
8 月	第 1 回障害者施策推進協議会
10 月	障がい者自立支援協議会 第 2 回運営会
	庁内連絡会議
11 月	第 2 回手話普及啓発推進会議
	障がい者自立支援協議会 第 2 回定例会
	障がい者自立支援協議会 第 2 回全体会
	第 2 回障害者施策推進協議会
12 月	釧路市議会（12月定例会）への報告
	パブリックコメント*の実施
平成 30 年 1 月	障がい者自立支援協議会 第 3 回運営会
2 月	障がい者自立支援協議会 第 3 回定例会
	第 3 回手話普及啓発推進会議
	第 3 回障害者施策推進協議会
	障がい者自立支援協議会 第 3 回全体会
	釧路市議会（2月定例会）への報告

くしろししょうがいしゃさくすいしんきょうぎかい いいんめいぼ 5. 釧路市障害者施策推進協議会 委員名簿 (五十音順)

委員名	推薦機関または所属機関	職名等
荒木 幸子	釧路市ボランティア連絡協議会	会長
井川 哲雄	釧路市民生委員児童委員協議会	副会長
井上 真紀子	社会福祉法人音別憩いの郷	支援課長
江畑 洋子	社会福祉法人釧路丹頂協会 障害者支援施設 丹頂の園	在宅課長
蠣崎 日出雄	一般社団法人釧路聴力障害者協会	理事長
掛田 知希	釧路総合振興局保健環境部児童相談室	地域支援課長
工藤 春雄	特定非営利活動法人釧路手をつなぐ育成会	会長
古川 智恭	釧路総合振興局保健環境部	社会福祉課長
今野 悦夫	北海道難病連釧路支部	支部長
佐竹 利春	釧路公共職業安定所	統括職業指導官
杉元 重治	一般社団法人釧路市医師会	理事
住田 林	一般社団法人釧路身体障害者福祉協会	理事
高橋 修	社会福祉法人釧路愛育協会 障がい者支援施設 鶴が丘学園	支援課長
高谷 さふみ	社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぶれん	センター長
○ 瀧山 征治	一般社団法人釧路身体障害者福祉協会	代表理事
富安 邦子	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	副会長
二宮 信一	北海道教育大学釧路校	教授
早坂 良子良	釧路地区精神障害者を守る連合会	事務局長
宮崎 麻紀恵	トゥモローくしろ	
森 正裕	釧路盲人福祉協会	会長
○ 両角 祐三	釧路肢体不自由児者父母の会	顧問
脇田 文絵	地域生活支援センター・ハート釧路	ピアサポーター
柏木 恭美	釧路市こども保健部	部長
高木 亨	釧路市教育委員会学校教育部	部長
奥山 栄子	釧路市福祉部	部長

◎：会長 ○：会長代理 ■事務局 福祉部障がい福祉課

6. 釧路市障がい者自立支援協議会 全体会委員名簿 (五十音順)

委員名	推薦機関または所属機関	職名等
伊藤 克也	オフィスさらり	会長
○ 植木 仁次	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	事務局長
大野 美紀	事業所 さはみず	
小幡 健	社会福祉法人釧路愛育協会ひかり自立支援センター	所長
表 共良	有限会社カーショップオモテ	代表取締役
掛田 知希	釧路総合振興局保健環境部児童相談室	地域支援課長
加藤 創	釧路警察署生活安全課	課長
鎌田 ミチ子	釧路肢体不自由児者父母の会	副会長
佐々木 強	釧路市こども保健部国民健康保険課	主査
佐々木 寛	地域生活支援センター・ハート釧路	施設長
佐藤 晴美	社会福祉法人釧路丹頂協会	介護係長
佐藤 みちる	特定非営利活動法人釧路手をつなぐ育成会	監事
篠田 奈保子	はるとり法律事務所	弁護士
白戸 達彦	釧路総合振興局保健環境部社会福祉課	主査
信行 隆良	釧路赤十字病院 医療社会事業課	医療社会事業係長
杉田 美和	一般社団法人釧路聴力障害者協会	事務局長
高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターばれん	センター長
瀧山 征治	釧路市民生委員児童委員協議会	会長
田中 真弓	釧路公共職業安定所	上席職業指導官
○ 刈馬 ひろみ	社会福祉法人音別憩いの郷 おんべつ学園	支援課長
○ 那知 哲	弁護士法人那知哲法律事務所	弁護士
博田 秀治	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 在宅福祉課	課長補佐
橋本 恭子	社会福祉法人釧路のぞみ協会さわらび学園	総務課長
橋本 秀子	北海道難病連釧路支部	事務局長
東原 光二	一般社団法人釧路身体障害者福祉協会	事務局長
松木 美穂	釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課	課長
森 正裕	釧路盲人福祉協会	会長
森井 洋一	社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター	総務課長
山崎 征勝	釧路市連合町内会	副会長
山本 貴路	北海道釧路養護学校	教頭
横山 豊	社会福祉法人 釧路のぞみ協会 自立センター	所長
吉川 侑子	地域生活支援センター・ハート釧路	精神保健福祉士
井上 真二	釧路市こども保健部	次長
西村 精啓	釧路市学校教育部	次長
熊谷 瑠美子	釧路市福祉部障がい福祉課	課長

◎：会長 ○：副会長 ■事務局 福祉部障がい福祉課

7. 用語解説

【ア行】

●育児サークル

親同士がいろいろな活動を通して交流し、子育てに関する情報交換や仲間づくりなどを行うサークル。

●育児相談

親や養育者に対して行われる、子どもの発育や子育ての悩みに関する相談。

●医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。

●SOSネットワーク

高齢や障がいのため、記憶力や判断力の低下により、道を間違えて家に帰れなくなり、自分がどこにいるのかわからなくなってしまった場合などに、地域ぐるみで、すみやかに発見・保護し、その後の生活を支援していくネットワークシステム。

●オストメイト

便や尿を排せつするための人工肛門・人工膀胱(総称「ストーマ」)を造設した人のこと。病気や事故などにより腸や尿管が損なわれた場合などに、手術により主に腹部にストーマが造設される。

●音声コード

文書などの文字情報が埋め込まれている、約2センチメートル四方に細かい模様記された2次元バーコード。読み取り専用装置やスマートフォン等でバーコードを読み取り、音声で聞くことができる。

おんせいとしょ ろくおんとしよ
●音声図書(録音図書)

しょせき かつじ ろうどく おんせい ろくおん
書籍などの活字を朗読し、その音声を録音したものだ。

ぎょう
【力行】

きかんそうだんしえん
●基幹相談支援センター

ちいき そうだんしえん ちゅうかくてき やくわり にな しょう しゃとう そうごうてき
地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等への総合的・
せんもんてき そうだんしえん じっし ちいき そうだんしえんたいせい きょうか とりくみ じりつしえんきょうぎ
専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、自立支援協議
かい うんえい おこな きかん
会の運営などを行う機関。

けんしん
●キッズ健診

しょうがっこうこうがくねん たいしやう せいかつしゅうかんびょうよぼう けんこうしんだん
小学校高学年を対象にした生活習慣病予防のための健康診断。

きょういくしえんけいかく
●教育支援計画

こべつ きょういくしえんけいかく ひとり せいかく はあく
個別の教育支援計画とは、一人ひとりのニーズを正確に把握し、
にゅうようじき がっこうそつぎょうご ちやうきてき してん た いっかん てきかく
乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な
きょういくてきしえん おこな もくてき こべつ しえんないやう しめ けいかく
教育的支援を行うことを目的とした個別の支援内容を示した計画。

きょうせいがた
●共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど、こうれいしゃ
しょう しゃ とち りやう へいせい ねんど かいし
障がい者が共に利用できるサービス。平成30年度より開始。

きょうせいしせつ
●矯正施設

はんざい おこな もの ひこう しょうねん しゅうよう かいぜんこうせい しょうく
犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を
おこな しせつ
行う施設。

●グループホーム

しょう どう たんしん にちじょうせいかつ じりつ こんなん ひと せんもん
障がい等により、単身では日常生活の自立に困難のある人たちが、専門
えんじょ う しょうにんずう ちいき きょうどう せいかつ
スタッフの援助を受けながら、少人数で、地域において共同で生活する
けいたい りやうしゃかん ささ あ えんじょ ちいき じりつせいかつ
形態をいい、利用者間の支え合いやスタッフの援助により地域での自立生活
いじ こうじやう めざ
の維持、向上を目指す。

けんこうぞうしんほう
●健康増進法

こくみん けんこうぞうしん そうごうてき すいしん かん きほんてき じこう さだ
国民の健康増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、
こくみん けんこうぞうしん はか そち こう こくみんけんこう こうじょう はか
国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民健康の向上を図ることを
もくてき へいせい ねん せいてい ほうりつ
目的に平成14年に制定された法律。

こうじのうきのうしゅう
●高次脳機能障がい

とうぶがいしゅう のうけつかんしゅう とう のう そんしゅう こういしゅう きおくしゅう
頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として記憶障がい、
ちゅういしゅう すいこうき のうしゅう しゃかいてきこうどうしゅう にんちしゅう しゅう
注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生
じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのこ
と。

こうちん
●工賃

しょう しゃしえんしせつどう はたら しょう しゃ にゅうしよしゃ しごと しゅうえき う
障がい者支援施設等で働く障がい者（入所者）が仕事で収益を生ん
ばあい しせつどう ちんぎん しはら
だ場合に施設等から支払われる賃金。

こうりてきはいりよ
●合理的配慮

しょう しゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく さまた しゃかいてきしゅうへき
障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を
と のぞ じょうきょう おう おこな はいりよ ひつだん よ あ
取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる
い し そつう くるま いどう てだす がっこう こうきょうしせつどう
意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー
か かど ふたん はんい ていきょう
化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

こそだ しえんきよてん
●子育て支援拠点センター

ほいくし せんいにん しゃくいん はいち ちいき こそだ かてい いくじふあんどう
保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安等につ
いての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・
しえん おこな ちいきぜんたい こそだ しえん きばん けいせい はか
支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ると
する地域子育て支援拠点事業で、市が委託しているセンター。

ぎょう
【サ行】

●サポートファイル

しょう しゃ せいいくれき しかた にゅうようじき せいじんき いた けいぞく
障がい者の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続
きろくせいり けいしき きろく ほん りよう
して記録整理できるファイル形式の記録ノートをいう。これを利用して、本

人にんをとりまく生活環境せいかつかんきょうが変かわっても、地域生活ちいきせいかつにおける一貫いっかんした継続けいぞくてき的な支援しえんを行おこなうことを目的もくてきとしている。

●自主防災組織じしゅぼうさいそしき

市民しみんが自みずから地域ちいきを守ろうという自覚まもと連帯感じかくに基づき、自主れんたいかん的に結成もとする組織ししゅてきとして、災害けっせいによる被害そしきを予防さいがい・軽減ひがいするための活動よぼうを行けいげんう。

●指導計画しどうけいかく

個別こべつの指導計画しどうけいかくとは、児童生徒一人ひとりしどうせいひとりの教育的ニーズきょういくてきに対応たいおうして、指導目標しどうもくひょうや指導内容しどうないよう・方法ほつぽうを盛り込んだ計画もこ。

●児童発達支援センターじどうはつたつしえん

発達はつたつの遅れおくや障しょうがいのある就学しゅうがくまえ前の児童じどうを対象たいしょうとして、日常生活にちじょうせいかつにおける基本動作きほんどうさの習得しゅうとくおよ及び集団生活しゅうだんせいかつへの適応てきおうのための指導しどうを行おこなうとともに、早期療育そうきりょういくや保護者ほごしやへの育児支援いくじしえんを行おこなう施設しせつ。

●児童福祉法じどうふくしほう

児童福祉じどうふくしに関する公的機関かんの組織こうてきかんや各種施設そしき及び事業かくしゆしせつおよに関する基本原則じぎょうを定め、国か、地方公共団体等かんの責務きほんげんそくを明らかにするとともに、児童さだが心身くともに健やかに生まれ、かつ、育成ちほうこうきょうだんたいとうされることを目的せきむとする法律あき。平成24年じどうの改正しんしんにより、障すこがい児うに限定いくせいされたサービスもくてきが「児童福祉法ほうりつ」に規定へいせいされ、平成28年ねんの改正かいせいでは、障ねんがい児かいせい支援しょうのニーズじの多様化げんていにきめ細かじどうふくしほうに対応きていするため、家庭訪問型たいおうの児童発達支援かていほうもんがたの新設じどうはつたつしえんや、保育所等訪問支援ほいくしよとうほうもんしえんの拡充たいしょう、医療・福祉等かいだいの連携体制いりょうの構築ふくしとう、障害児支援計画ふくしとうの策定れんけいたいせいなど対象こうちくの拡大しょうがいしえん、医療・福祉等しょうがいしえんの連携体制かいかくの構築さくてい、障害児支援計画しせつの策定みなおなど見直しおこなが行われた。

●市民後見人しみんこうけんにん

認知症にんちしょうや知的障ちてきしょうがい、精神障せいしんしょうがいなどで判断能力はんだんのうりよくに不安ふあんのある人ひとを支援しえんするために、家庭裁判所かていさいばんしよから選任せんにんされた一般市民いっほんしみん。本人ほんにんに代わって財産か管理ざいさんや介護施設等かいごしせつとうの入居手続きにゅうきよてつづなどの身上監護しんじょうかんごを行おこなう。

●住宅セーフティネット制度

低所得者、障がい者、高齢者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する人に対し、必要な支援を提供するための仕組みや制度。

●授産製品

障がい者が、地域において一般企業等への就労等、自立した生活を営めるよう、障がい者支援施設等において、作業訓練を行っており、そうした訓練の一環として障がいのある方々によって製作された製品。

●手話通訳(者)

手話により、聴覚障がい・音声言語障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を行うこと、または、行う人。

●ショートステイ

在宅生活をする障がい者について、家族などの介護者が介護をできない事情がある場合に、障がい者支援施設等へ短期間入所し、入浴、排せつ及び食事などの支援を行うサービス。短期入所。

●障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際に、障がい児等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて行われる支援のこと。面談やアセスメントを通して一人ひとりのニーズや状況に合わせた「障害児支援利用計画」を作成し、さらに、定期的にサービスの利用状況などの確認を行い、サービスの変更などが必要な場合には「障害児支援利用計画」の改善が行われる。

●障害児通所支援

障がいのある児童が保護者のもとから通所するサービスの総称。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。

しょうがいしゃきほんほう ●障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めることによって、障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉の増進を目的とする法律。平成23年8月に改正され、目的規定や障がい者の定義の見直し、地域社会における共生、障がい者差別の禁止、施策の基本方針などが規定された。

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう ●障害者虐待防止法

正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律で、平成23年6月に成立し、平成24年10月に施行された。

しょうがいしゃこようそくしんほう ●障害者雇用促進法

正式名称を「障害者の雇用の促進等に関する法律」という。障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターなどにおける職業リハビリテーションの推進、雇用義務（障害者雇用率制度）などに基づく雇用の促進について定めている。平成25年の改正では、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられている。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ●障害者差別解消法

「障害者基本法」の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行された。障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供の義務について規定されている。

●障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議

「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワーク会議。

●障がい者支援施設

障がい者に対して、主として夜間に入浴・排せつ・食事等の介護などの支援（施設入所支援）を行うとともに、日中には、生活介護・自立訓練・就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する施設。

●障がい者就労貢献企業認定制度

障がい者を雇用している企業や障がい者支援施設等への業務発注等により工賃の向上に貢献した企業を「障がい者就労貢献企業」と認定し、釧路市が発注する物品購入等の契約の相手方選定に際して優遇する制度。

●障がい者自立支援協議会

障がい者の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システム・ネットワークづくりにおける中核的な役割を担う協議機関をいう。

●障害者自立支援法

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児が、年齢や障がい種別等に関わりなく、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けること等を目的に、平成17年に公布された法律。

●障がい者スポーツ

身体障がいや知的障がいなどの障がいのある人が行うスポーツ。

●障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を改正し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的

障壁の除去などを法律の理念として掲げ、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

●障害者法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主に対して義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合のこと。平成25年4月1日から、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められ、平成30年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体等では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%に改定される。また、平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなる。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付が義務づけられている。

●障害者マーク

耳マーク、オストメイトマーク、ほじょ犬マーク、ヘルプマークなど、障がいへの理解や協力・援助が必要なことを表すマークの総称。

●障害者優先調達推進法

正式名称を「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。平成24年6月に公布され、平成25年4月に施行。障がい者就労支援施設等で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者などの経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、障がい者就労施設等からの物品等の調達に關し、優先的かつ積極的に取り組むことを定めた法律。

●ジョブコーチ(職場適応援助者)

障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施し、障がい者の職場適応を図る援助者をいう。

●身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成と、これを使用する身体障がい者が施設などを円滑に利用できるようにし、身体障がい者の自立および社会参加を促進することを目的とした法律。

●身体障害者補助犬

身体障がい者の自立及び社会参加を促進するものとして、「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定を受けた、盲導犬、介助犬及び聴導犬のこと。

●生活習慣病

自らの生活習慣（食事、運動、喫煙及び飲酒など）を改めることによって予防できる慢性疾患の総称。糖尿病、肥満、高脂血症などをいう。

●精神保健福祉法

正式名称を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という。精神障がい者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。平成26年4月施行の改正法では、保護者制度の廃止や、医療保護入院の要件の変更、病院に対し、退院後の生活環境相談員の設置等の義務が課されることとなった。

●成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に不安がある人について、財産管理や契約行為などの手続き等を、本人の意思を尊重しながら本人に代わって行う成年後見人を選任し、本人に不利益が生じないよう支援する制度。

●世界自閉症啓発デー

2007年、国連が毎年4月2日として制定。自閉症をはじめとする発達障がいについての関心と理解を深めることを目的としている。厚生労働省では、この日から8日までを、自閉症をはじめとする発達障がいの集中啓発活動を行う「発達障害啓発週間」として位置づけている。

●総合支援コーディネーター

障がい者・児のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための支援を行う。

●相談支援(事業所)

相談支援とは、「障害者総合支援法」に基づく基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援を行うサービスのこと。障がい者やご家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害福祉サービスをはじめとするサービスの利用計画の作成やサービスの利用調整、事業所等関係者との連絡調整、さらに、定期的にサービスの利用状況などの確認を行いながら、必要に応じサービスの利用計画を見直すなど、一人ひとりのニーズや状況に合わせた支援を行う。相談支援事業所は、これらの支援を行う相談支援専門員を配置して、必要な相談支援を提供する事業所。

【タ行】

●第10次釧路市交通安全計画

2016(平成28)年度から2020年度までの5年間に釧路市が講ずべき交通安全対策の大綱。

●短期入所

ショートステイ。(P138を参照)

●地域生活定着支援センター

矯正施設に入所している高齢者や障がい者が、矯正施設退所後に必要な福祉サービス等を受けて地域の中で安心して暮らしていけるよう、矯正施設や保護観察所等と協働しながら支援する施設。

●デイサービス

在宅介護を受けている高齢者や障がい者がデイサービスセンターなどへの通所によって受ける入浴・食事・介護などのサービス。

でまえこうざ
●出前講座

しみん しょうがいがくしゅう かつどう しえん し しょくいん こうし
市民の生涯学習やまちづくり活動を支援するため、市の職員が講師と
なつて地域へ出向き、市役所の仕事や制度等について、わかりやすく説明を
おこな じぎょう
行う事業。

てんじ としよ
●点字(図書)

め ぶじゆう ひと じょうほう ゆひさき しょつかく よ と さだ
目の不自由な人が、情報を指先の触覚で読み取れるよう、定められた
はいれつ てん あらわ も じたいけい てんじとしよ かつじ か ぶんしよとう
配列の点で表した文字体系のこと。点字図書とは、活字で書かれた文書等
てんやく てんじ きじゆつ としよ
を点訳により点字にして記述した図書。

とくべつしえんがっこう
●特別支援学校

しかくしょう じ ちようかくしょう じ ちてきしょう じ したいぶじゆうじ ほつたつしょう
視覚障がい児、聴覚障がい児、知的障がい児、肢体不自由児、発達障
がい児、病弱児(身体虚弱児を含む)に対して、幼・小・中・高等学校
じゆん きょういく ほどこ しょう がくしゅうじょうまた せいかつじょう
に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の
こんなん こくらく かいぜん じりつ はか ひつよう ちしき ぎのう ぞだ
困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを
もくてき がっこう
目的とする学校。

とくべつしえんがっきゅう
●特別支援学級

しょうがっこう ちゅうがっこうおよ こうとうがっこう きょういくじょうとくべつ しえん ひつよう
小学校、中学校及び高等学校に、教育上特別な支援を必要としている
じどうせいと せっち がっきゅう
児童生徒のために設置された学級。

とくべつしえんきょういく
●特別支援教育

じゅうらい とくしゆきょういく たいしやう しょう がくしゅうしょう
従来の特殊教育の対象とされる障がいだけではなく、学習障がい
ちゅういけつかんたうせいしやう こうきのうじへいしやう ぶん しょう
(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障
がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、
せいかつ がくしゅうじょう こんなん かいぜん こくらく てきせつ きょういく しどう つう
生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて
ひつよう しえん おこな きょういく
必要な支援を行う教育。

とくべつしえんきょういくしどういん
●特別支援教育指導員

とくべつ しえん しょう じどうせいと しえんおよ がっきゅうたん任 ほじよ おこな りんじ
特別な支援を要する児童生徒への支援及び学級担任の補助を行う臨時
しょくいん ほんいくししかく ちようえんきょういく しょう ちゅうがっこうとう きょういんめんきよ
職員。保育士資格や幼稚園教諭、小・中学校等の教員免許のいずれかを
しゅとく
取得している。

【ナ行】

ないぶしょう

●内部障がい

ないぞうきのう しょう しんたいししょうがいしゃふくしほう しんぞう じんぞう こきゅうき
 内臓機能の障がい。「身体障害者福祉法」では心臓・腎臓・呼吸器・
 ぼうこう ちよくちょう しょうちょう かんぞう きのうしょう めんえき きのうしょう
 膀胱・直腸・小腸・肝臓の機能障がいとHIVによる免疫機能障がい
 がある。

なんびょう

●難病

はつびょう きこう あき ちりょうほうほう かくりつ きしょう
 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な
 しつべい とうがいしつべい ちょうき りょうよう ひつよう
 疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とす
 る疾病。

なんびょうほう

●難病法

せいしきめいししょう なんびょう かんじゃ いりょうとう かん ほりつつ へいせい
 正式名称を「難病の患者に対する医療等に関する法律」という。平成2
 ねん がつ せいせい へいせい ねん がつ しこう ほりつつ ちと
 6年5月に制定、平成27年1月に施行された。これまで、法律に基づかな
 どくていしつかんちりょうけんきゅうしきょう じつし ほりていか なんびょう
 い特定疾患治療研究事業として実施していたものを、法定化により、難病
 かんじゃ たい いりょうひじょせい かん ひよう しょうひせい しゅうにゅう あ
 の患者に対する医療費助成に関し、その費用に消費税の収入を充てること
 ができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針
 さくてい ちょうさおよ けんきゅう すいしんとう そろ ころ さだ ほりつ
 の策定や調査及び研究の推進等の措置を講ずるよう定めた法律。

●ニーズ

いっばんてき ようほう じゅよう しゃかいふくしえんじょ ひと しゃかいせいかつ
 一般的には要望や需要をさす。社会福祉援助においては、人が社会生活を
 いとな か きほんじょうけん も じょうたい ばあい
 営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、
 ち も はんだん
 ニーズを持っていると判断する。

にっちゅうかつどうけい

●日中活動系サービス

せいかつかいご りょうようかいご しゅうろくけい にゅうしょせつ じぎょうしょ
 生活介護や療養介護、就労系サービスなど、入所施設や事業所などに
 つうしょ
 通所して受けるサービス。

にゅうようじけんこうしんさ

●乳幼児健康診査

せいごま あか けんこう ほ じ およ そうしん はか もくてき
 生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的として、
 しちようそん じっししゅたい おこな けんしん
 市町村が実施主体として行う健診。

【ハ行】

●発達障がい

平成17年4月に施行され、平成28年5月に改正された「発達障がい者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義。また、発達障がいや社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける人を発達障がい者としている。

●パブリックコメント

市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等を行うおうとする際に、事前に広く市民に公表したうえで意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に役立つことを目的に実施する一連の手続きをいう。

●バリアフリー

障がい者や高齢者の生活・活動の妨げとなる障壁（バリア）を取り去った、障がい者や高齢者が自由に活動できる生活空間のあり方のこと。階段・段差等の物理的バリア、制度的バリア、情報面のバリア、意識上のバリアといった4つのバリアの除去（フリー）を目指している。

●ピアカウンセラー

同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人をいう。

●ぴゅあめいどまーけっと

障がい者が施設・事業所で作っている授産製品をすることができる常設の店舗。釧路圏障がい者自立支援施設協議会（くしろさぼーとねっと21）が運営。

●フェイスブック

フェイスブック社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。

●福祉避難所

身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所・入院を要するまでに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所をいう。

●ヘルプマーク(ヘルプカード)

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても、その人が周囲の配慮や援助を必要としているということを知らせるためのマーク。また、ヘルプカードは、災害時や日常生活の中で困った時に提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯するもので、緊急連絡先や必要な支援内容などについて、本人や家族が書き込めるようになっている。

●法人後見

専門職の後見人や市民後見人などと同様に、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力に不安がある人の保護・支援を、法人として行うこと。

●法テラス

正式名称は「日本司法支援センター」。法的なトラブルの解決に必要な情報の提供を無料で受けられるほか、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などを立替えてもらえる制度がある。

●訪問系サービス

居宅介護や重度訪問介護、行動援護など、自宅で生活する人へのサービス。

●保護観察・保護観察所

保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うことをいう。保護観察官の執務する法務省の機関を保護観察所といい、各地方裁判所の管轄区域ごとに設置されている。

ほっかいどうふくし じょうれい
●北海道福祉のまちづくり条例

しょう しゃ こうれいしゃ こうどうじょう せいげん う かた たてもの どうろ
障がい者や高齢者をはじめ行動上の制限を受ける方が、建物、道路、
こうえん こうきょうできしせつ てつどう こうきょうこうつうきかん えんかつ りょう
公園などの公共的施設や鉄道、バスなどの公共交通機関を円滑に利用できる
よう、へいせい ねん がつ しこう ほっかいどうじょうれい
よう、平成10年4月に施行した北海道条例。

ぎょう
【マ行】

みみ
●耳マーク

き ぶんじゆう あらわ こくない しょう き
聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマーク。聞こえが
ぶんじゆう かた ひつよう えんじょ ねが こうきょう まどぐちとう もう で
不自由な方が必要な援助をお願いするときや、公共の窓口等で、申し出が
ひつよう えんじょ おこな しめ しょう
あれば必要な援助を行うことを示すときに使用する。

みんせいいいん じどういいん
●民生委員・児童委員

みんせいいいん みんせいいいんほう もと とどうふけん ちじ すいせん こうせい
民生委員は、「民生委員法」に基づき、都道府県知事の推薦により厚生
ろうどうだいじん いしよく かくしちようぞん お みんかん ほうししや みんせいいいん
労働大臣が委嘱し各市町村に置かれる民間の奉仕者。また、民生委員は、
じどうふくしほう さだ じどういいん か
「児童福祉法」に定める児童委員を兼ねることとされている。

ぎょう
【ヤ行】

●ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、ねんれい しょう
年齢や障がいのあるなしに
だれ しょうい りょう かのう
かわからず、誰もが容易に利用が可能となるようデザインすることをいう。

ようやくひっき しゃ
●要約筆記(者)

ちようかく しょう ひと ば はな ないよう そくじ しょう
聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要
やく もじ つた つた
約して文字で伝えること、または、伝える人。

ぎょう
【ラ行】

●ライフステージ

ひと いっしょう ようねんき じどうき せいねんき そうねんき ろうねんき
人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれ
だんがい
ぞれの段階。

●リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念のひとつ。

●レスパイト

休息・息抜きなどを意味する。

【ワ行】

●若者健診

18歳～39歳の方を対象にした生活習慣病予防のための健康診断。

だい じくしろしししょう しゃふくしけいかく
第4次釧路市障がい者福祉計画

(は~とふるプラン)

はっこうしゃ くしろし
■発行 者：釧路市

はっこうび ねん がつ
■発行 日：2018年3月

きかくへんしゅう くしろしふくしぶ しょう ふくしか
■企画 編集：釧路市福祉部 障がい福祉課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所防災庁舎3階

TEL 0154-31-4537 (直通)

FAX 0154-25-3522

書式変更：文字間隔広く 3.15 pt

書式変更：文字間隔広く 3.15 pt